

令和5年 第3回定例会

大和村議会会議録

第3回定例会 令和5年9月4日（月）開会
令和5年9月22日（金）閉会

大和村議会

令和5年第3回大和村議会定例会会期日程

9月4日（月）開会～9月22日（金）閉会 会期19日間

日次	月日	曜日	会議別	日 程
第1日	9月4日	月	本会議	全員協議会 (開会) 補正予算(専決2件)・補正予算8件 決算認定8件(特別委員会設置)・その他
第2日	9月5日	火	委員会	決算審査特別委員会(現地調査)
第3日	9月6日	水	休会	
第4日	9月7日	木	休会	
第5日	9月8日	金	休会	
第6日	9月9日	土	休会	
第7日	9月10日	日	休会	
第8日	9月11日	月	休会	
第9日	9月12日	火	本会議	一般質問(5名) (午前)市田実孝議員・中井文忠議員 (午後)勝山浩平議員・藏正議員 ・前田清和議員
第10日	9月13日	水	委員会	決算審査特別委員会(一般会計・特別会計)
第11日	9月14日	木	委員会	決算審査特別委員会(一般会計・特別会計)
第12日	9月15日	金	休会	
第13日	9月16日	土	休会	
第14日	9月17日	日	休会	
第15日	9月18日	月	休会	敬老の日
第16日	9月19日	火	休会	
第17日	9月20日	水	休会	
第18日	9月21日	木	休会	
第19日	9月22日	金	本会議	(最終本会議) 決算認定・決算審査委員長報告 規約変更1件・計画変更1件 諮問1件・条例2件・その他 (閉会)

第 3 回 大和村議会定例会

第 1 日

令和 5 年 9 月 4 日 (月)

大 和 村 議 会

令和5年第3回大和村議会定例会会議録

令和5年9月4日（月）

午後1時30分 開 会

1 議事日程

開会の宣告

- | | | |
|--------|------------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第 2 | 会期の決定 | |
| 日程第 3 | 諸般の報告 | |
| 日程第 4 | 行政報告 | |
| 日程第 5 | 承認第 1 1 号 | 令和5年度大和村一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認について |
| 日程第 6 | 承認第 1 2 号 | 令和5年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分の承認について |
| 日程第 7 | 議案第 4 1 号 | 令和5年度大和村一般会計補正予算（第4号）について |
| 日程第 8 | 議案第 4 2 号 | 令和5年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について |
| 日程第 9 | 議案第 4 3 号 | 令和5年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第 10 | 議案第 4 4 号 | 令和5年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第 11 | 議案第 4 5 号 | 令和5年度大和村介護保険特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第 12 | 議案第 4 6 号 | 令和5年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第 13 | 議案第 4 7 号 | 令和5年度大和村大和の園特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第 14 | 議案第 4 8 号 | 令和5年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第 15 | 認定第 1 号 | 令和4年度大和村一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 16 | 認定第 2 号 | 令和4年度大和村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 17 | 認定第 3 号 | 令和4年度大和村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 18 | 認定第 4 号 | 令和4年度大和村大和診療所特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 19 | 認定第 5 号 | 令和4年度大和村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |

- 日程第20 認定第 6号 令和4年度大和村集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 日程第21 議案第 7号 令和4年度大和村大和の園特別会計歳入歳出決算の認定について
 日程第22 議案第 8号 令和4年度大和村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
 て
 日程第23 令和4年度決算審査特別委員会の設置について

散会の宣告

2 出席議員は次のとおりである。(8名)

- | | | | |
|----|-------|----|-------|
| 1番 | 市田実孝君 | 6番 | 勝山浩平君 |
| 2番 | 前田清和君 | 7番 | 中井文忠君 |
| 3番 | 重信安男君 | 8番 | 宮田到君 |
| 5番 | 藏正君 | 9番 | 奥田忠廣君 |

3 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 森永学君 主 査 後藤美穂子君

5 説明のため出席した者の職氏名

村 長	伊集院 幼君	教 育 長	晨原弘久君
副 村 長	仲新城 長政君	教委事務局長	前田逸人君
総務課長	政村勇二君	企画観光課長	大瀬幸一君
建設課長	早川勝志君	産業振興課長 兼農委事務局長	福本新平君
教委指導主事	里中卓麻君	保健福祉課長	早川理恵君
会計管理者 兼会計課長	大石松美君	大和診療所事務長	松崎泰郎君
住民税務課長	池田浩二君	大和の園園長	勝 健一郎君

開会 午後1時30分

○議長（奥田忠廣君）

皆さん、こんにちは。ただいまから令和5年度第3回大和村議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配布しております議事日程のとおりであります。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（奥田忠廣君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、8番、宮田 到君、1番、市田実孝君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（奥田忠廣君）

日程第2、会期の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月22日までの19日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月22日までの19日間に決定いたしました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（奥田忠廣君）

日程第3、諸般の報告を行います。

令和5年第2回定例会以降の議会活動につきましては、文書でお手元に配布しておりますので、口頭報告は省略いたします。

これで諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（奥田忠廣君）

日程第4、行政報告を行います。

村長より行政報告の申し出がありますので、これを許可します。

○村長（伊集院 幼君）

皆さん、こんにちは。それでは、令和5年第2回定例会以降の行政報告をさせていただきます。

6月でございましたけれども、議会定例会終了後におきまして6月20日から22日までに、奄美大島南部における集中豪雨が発生し、線状降水帯ということで大和村におきましても、名音集落から今里にかけての部分的に線状降水帯が発生し、床上浸水2件などの被害があったところでもございます。また、村の山間部の村道における災害等も多数起きまして、先般、災害査定も終了させていただいたところでもございました。

我々としましても、豪雨災害並びに台風における避難所の開設などを、地元の自主防災組織、そして消防団と一体的になりながら対応をしていきたいというふうに思っております。まだまだ、今事務嘱託員の方から意見徴集をしながら、私たちの避難所の対応なども、今意見を伺っておりますので、しっかり住民の意見に応えられるように防災対策に努めていきたいと思っておりますのでございます。

6月の24日でございますが、今年度のネット塾の説明会を行ったところでもございます。1、2年生も含めて、今ネット塾を受講できるようになっておりますけれども、なかなか参加の生徒数が少ないということもございまして、担当課のほうでは個別に全生徒に世帯に向けて案内もしながら努めております。一人でも多くの生徒に、やはりネット塾の参加をしていただいて、学力の向上に努めていきたいというふうに思っているところでございます。

7月に入りまして、7月の3日でございますが、御案内のとおり、村内移動支援の出発式を行ったところでもございます。まだまだ住民への周知が徹底されていないところもありますけれども、しっかり時間帯等、また移動支援の集落内への通行の案内についても、しっかり住民にお伝えをしながら、多くの方たちに住民のサービス向上に努めていきたいというふうに思っているところでございます。

7月の10日でございますけれども、今年度大和中の生徒の皆さんを台湾のほうへ国際交流の研修ということで予定をしている中で、私ども台北の福岡代表所のほうに表敬訪問をさせていただき、総領事とも御面会させていただく中で、日本との交流をこれからも取り組んでいきたいという国の方針もございまして、学校の受け入れ先もその場で決定をさせていただき、子供たちの交流に努めていきたいというふうに思ったところでもございます。

国がいろんな面でバックアップをしていただくことは、子供たちの安心の中で国際交流ができていくんじゃないかなというふうに思ったところでもございます。

7月の18日でございますけれども、スモモの出荷反省会を行いました。今年度も多くの農家の皆さんに共販に参加をしていただき、私ども特産のスモモを本当に生産に励んでいる農家の皆さんに、これからも頑張っていただくということで農家の皆さんに申し上げ、そしてまた今年度は宮内庁へも皇室献上をさせていただいたことをお伝えしながら、さらに大和村のスモモのPRに努めていきたいというふうに思っているところでございます。

また、農家の皆さんには大玉化をこれからも進めてもらって、多くの皆さんに共販の参加、また生産量の向上に向けて取組をしていただきたいという願いもしたところでございます。

7月の28日でございますけれども、今年度4月の統一選挙におきまして大和市長の選挙がございました。大和市長からこの間市会議員を努めていただきました古谷田力氏が、新たに大和市長に就任をいたしました。市長も奄美にぜひお伺いしたいということで、前向きに大和村との交流も進めていただけるんじゃないかというふうに期待をしております。また、市長自らも子供たちの修学旅行にも奄美をぜひ行っていただきたいということも申し上げておりましたので、これから人的交流がさらに深まっていくように、我々もしっかり取組をしていきたいというふうに思うところでございます。

8月に入りまして、8月の10日には自民党の総務会長をなさっております遠藤利明先生が御来島いただき、保岡宏武先生と同行する中で、奄美の災害の被災地も視察していただきました。そしてまた、市町村長、議会議長の皆さんとの意見交換もしていただく中で、奄美の実情を御理解いただいたと思っております。また、台風後の御来島でございましたので、物資が滞ったということで、これから今回の奄振の延長の中にも盛り込まれております物資を保管する施設整備も、今回の奄振の要望にも盛り込まれておりますので、今後、各島々における台風の対策についての食料の対応も、これから進められていくというふうに思っています。

13日には今年度燃ゆる感動かごしまの国体が開催されます。その中で、8月の2日に炬火リレーを予定しておりましたが、台風の関係で延期にいたしまして、13日の日に児童生徒の皆さんの参加をいただいて、炬火リレーを防災センター周辺で行ったところでもございます。その日はフォレストポリスにおきまして、私ども大和村の国体にあわせた、デモンストレーションといたしましてランニングバイクの競技を行ったところでもございます。これは、園児の方が主で、2歳児から6歳児の方がこうして参加をしていただいて、ランニングバイクを楽しんでいただいたところでもございます。

8月の21日でございますけれども、今年度は奄美で初めての全国離島の中学生野球大会離島甲子園が開催されたことに伴いまして、国土交通省のイベントということで、石井副大臣が御来島いただき、本島の首長との意見交換もさせていただきました。これまで多くの国会議員にも御来島いただいて、奄振法の延長に向けた取組、そして奄振法の制度の拡充に向けた内容等について、各市町村長の課題等を御提言いただき、意見交換をさせていただきました。

8月の25日でございますけれども、11回の子ども議会を開催をいたしました。今年度も多くの子供たちから、子供たちの思いが議会のほうで質問をされまして、我々も質問にしっかり応えていくように、各担当課のほうで、今取組もしているところでもございます。すぐできるもの、できないものもございますが、子供たちの意見にしっかり我々もこうして応えていけるように、子ども議会の意義をしっかり我々も生かしていきたいというふうに思うところでございます。

8月27日には、御案内のとおり、4年ぶりのひらとみ祭りが開催をされまして、私ども観光大使

の城南海さん、そしてすもものお二人にも御来村いただき、おおいに大和村のPRに努めていただいたというふうに思っております。これからも青年団を中心に、このひらとみ祭りをしっかり村としても盛り上げていくように、協力体制の中で進めていきたいというふうに思ったところでございます。

8月の31日でございますが、自民党の奄美振興特別委員会が急遽森山委員長、坂本事務局長のもとで日程が急遽決まりまして、地元からの緊急要請もございまして、私も委員会に参加をさせていただきました。これはもう法延長を迎えた中での要望と、本当にこの奄美にこれまでの反省を踏まえて、課題等を踏まえてですね、次の法延長に向けた取組が議論をなされたところでもございます。特に今回は、沖縄との交流がメインになってきてまして、それが実現することによって物流が本土にだけじゃなく、沖縄へも農林水産物がこうして出荷されるようになっていきますので、そのことをしっかり我々も取り組んでいきたいというふうに思います。

また併せて、今年、言い忘れましたが、沖縄との連携協定を鹿児島県、沖縄県、そして奄美群島広域事務組合が協定を結ばせていただきまして、離島と沖縄との航路運賃がなかなか助成が低かったものですから、来年度から向けて沖縄交付金も活用しながら、今の離島間の航空路運賃で、航路運賃ですね、交付金が当てられてお互いで行き来がしやすくなっていくんじゃないかという取組が、多分来年度から進められると思いますので、それにも我々もしっかり対応をしていきたいというふうに思っております。

9月の1日でございますけれども、上京の際にふるさと財団に表敬訪問をさせていただきました。ここの財団のほうの審査も無事終わりました、もう現場のほうも着実に整備も進められている中でございますけれども、施設が完成後に、このふるさと財団の融資が受けられるということでございますので、その点についての財団との意見交換もさせていただきながら、そしてまた現地も完成後には来ていただくような流れになっているようでございます。村としてもしっかり認可等の連携をしながら村の観光振興、そして活性化に向けた取組をさらに進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上で、行政報告とさせていただきます。

○議長（奥田忠廣君）

これで、行政報告を終わります。

-----○-----

日程第5 承認第11号 令和5年度大和村一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認について

○議長（奥田忠廣君）

日程第5、承認第11号、令和5年度大和村一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和5年度大和村一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認について、提案の理由を申し上げます。

令和5年度大和村一般会計補正予算（第3号）は、歳入におきましては財政調整基金繰入金を増額、歳出におきましては河川等災害復旧事業など、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしました。

内容につきましては総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

令和5年度大和村一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認について、内容の御説明を申し上げます。

一般会計補正予算（第3号）は、歳入歳出それぞれ8,750万円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億9,832万5,000円にいたしました。

歳入から御説明申し上げます。

7ページをお開きください。款18繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金は、災害復旧費対応における繰入金として8,750万円を計上いたしました。

次に、歳出を御説明申し上げます。

8ページをお開きください。款4衛生費、項1保健衛生費、目3環境衛生費は、簡易水道特別会計への繰出金として2,100万円を計上いたしました。

同じく8ページでございます。款5農林水産業費、項1農業費、目8農地費は、農道等土砂除去用ダンプ等のリース費用といたしまして100万円を計上いたしました。

同じく8ページでございます。款5農林水産業費、項3水産業費、目2漁港管理費は、名音漁港土砂除去の費用として500万円を計上いたしました。

同じく8ページでございます。款6商工費、項1商工費、目2観光費は、宮古崎遊歩道土砂除去費用といたしまして200万円を計上いたしました。

同じく8ページでございます。款7土木費、項5都市計画費、目1公園費は、嶺山公園ポンプの修繕料と合わせましてフォレストポリス水辺の広場土砂除去における重機借上げ料の合計といたしまして200万円を計上いたしました。

9ページをお開きください。款9教育費、項2小学校費、目1学校管理費は、今里校プール周辺の土砂除去に対する重機借上げ料といたしまして150万円を計上いたしました。

同じく9ページにあります款10災害復旧費、項1公共土木施設災害復旧費、目1河川等災害復旧費は、6月20日発生の大雨による災害対応のための測量設計で2,000万円、同じく重機借上げ料といたしまして1,000万円、工事請負費に関しましては、4月20日の大雨による災害査定確定に伴い2,500万円を計上し、その合計といたしまして5,500万円を計上いたしました。

以上で内容の説明を終わります。御承認方よろしくお願い申し上げます。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。
質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。
これから、討論を行います。
討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。
これから、承認第11号を採決いたします。
お諮りします。
本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。
したがって、承認第11号は原案のとおり承認されました。

-----○-----

日程第6 承認第12号 令和5年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分の承認について

○議長（奥田忠廣君）

日程第6、承認第12号、令和5年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和5年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分の承認について提案の理由を申し上げます。

令和5年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入におきましては繰入金の調整など、歳出におきましては施設管理費など、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしました。

内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○住民税務課長（池田浩二君）

令和5年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分の承認について、内容を

御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,100万円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億297万5,000円にいたしました。

8ページの歳入から主なものを御説明申し上げます。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、歳入歳出の調整により一般会計からの繰入金を2,100万円増額いたしました。

次に、10ページの歳出について主なものを御説明申し上げます。

款1事業費、項1水道管理費、目2施設管理費、節10需用費の修繕料200万円の増額は、名音地区の補助水源としての名音地区地下水から導水管への接続費用によるものでございます。

節13使用料及び賃借料の重機借上げ料950万円の増額は、6月20日の線状降水帯による大雨被害に伴う今里地区水源池及び大圃地区水源池土砂除去等によるものでございます。

節14工事請負費700万円の増額は、戸円地区補助水源としての地下水工事によるものでございます。

節15原材料費250万円の増額は、今里地区水源復旧に伴う水道資材等によるものでございます。

以上で内容の説明を終わります。御承認方よろしくお願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○5番（藏 正君）

先ほど全員協議会の中でも確認したんですけども、この専決処分、この大雨の中でね、結構、相当な被害が出ているというのが、この予算措置の中でも見えてくるんですよ、その農道関係、漁港関係、宮古崎遊歩道。このときに、何と申し上げますか、緊急性は分かるんですけども、臨時議会を招集するといった、そういう考えとかいうのはなかったのかなというのが、少し我々として残ってくるというか、我々も個人的にはなかなか被害の全体の詳細がつかめない状況でいまして、専決処分、あれですから、今日になってこういった予算が紹介されたんだというのがあります。当初、建設課長からも専決で処分させてくださいという話もありましたけれども、そのときの紹介した額と比べて、やっぱり2倍ぐらい変わってきているというがあるので、その辺について、ぜひですね、やっぱり我々もその詳細を把握したいというのもあって、臨時議会というのが開けなかったのかなというのがありまして、一言だけ伺いたいと思います。

○建設課長（平川勝志君）

6月20日の日に、ちょうど議会の日だったんですけども、大雨が降りまして、その議会の日に2,500万円の補正をさせて専決処分をさせていただきたいというお話をさせていただいた、その日の夜に大雨が発生しまして、その災害復旧に係る費用の中でですね、委託費というのがあるんですけども、これ測量設計になるんですが、測量設計、まず災害が発生しまして、1週間で県へ災害

件数並びに概算の数字の報告が必要になってきます。それと、災害が発生しまして3週間でですね、詳細な設計並びに詳細な金額を報告をする形になっておりまして、議会を待って契約するとですね、それなりに時間がかかるということで、委託料に関しては専決処分をさせていただいたところ です。以上です。

○村長（伊集院 幼君）

私のほうから補足をさせていただければ、大変議会の皆様には内容等をしっかり説明する中で予算を進めるべきだったと、我々もちょっと反省をするところがありました。先ほど建設課長からもありましたように、急ぐべき案件もある中で、ほかに今回の緊急性を上げたときに対応するものがあればということで拾い出しましたら、公園から漁港から、いろんな形で被害想定が出てきたものですから、もう一緒に専決をしようということで我々も急を要するということでしたんですけども、やはりこれだけ金額も大きいということで、議会の皆様にはしっかり説明をした中で、今後臨時議会を開いてもらうなどしながらですね、しっかり住民に説明責任ができるような対応をさせていただきたいというふうに思いますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（奥田忠廣君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。
これから、討論を行います。
討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。
これから、承認第12号を採決いたします。
お諮りします。
本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。
したがって、承認第12号は原案のとおり承認いたします。

-----○-----

日程第7 議案第41号 令和5年度大和村一般会計補正予算（第4号）について

○議長（奥田忠廣君）

日程第7、議案第41号、令和5年度大和村一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたし

ます。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和5年度大和村一般会計補正予算（第4号）について、提案の理由を申し上げます。

令和5年度大和村一般会計補正予算（第4号）につきましては、河川等災害復旧事業や災害対策費など、歳入歳出それぞれ5億7,562万円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

令和5年度大和村一般会計補正予算（第4号）について、内容の御説明を申し上げます。

令和5年度大和村一般会計補正予算（第4号）は、歳入歳出それぞれ5億7,562万円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億7,394万5,000円にしようとするものです。歳入の主なものから御説明いたします。

8ページをお開きください。款10地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税は、普通交付税の交付額決定により1億8,036万5,000円を計上いたしました。

同じく8ページをお願いいたします。款14国庫支出金、項1国庫負担金、目3公共土木施設災害復旧費国庫負担金は、4月20日及び6月20日に発生した大雨災害による河川等災害復旧費負担金といたしまして2億9,833万9,000円を計上いたしました。

同じく8ページをお願いいたします。款14国庫支出金、項2国庫補助金、目3土木費国庫補助金は、社会資本総合交付金道路事業及び防災安全社会資本整備交付金道路事業の内示額の確定により合計で2,507万2,000円を減額計上いたしました。

9ページをお開きください。款18繰入金、項1基金繰入金、目4ふるさと応援基金繰入金は、村内6集落からの要望における集落掲示板の設置費用対応のため280万円を計上いたしました。

10ページをお願いいたします。款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金は、前年度からの繰越金確定に伴い1億1,529万8,000円を計上いたしました。

次に、歳出の主なものを御説明いたします。

11ページをお開きください。款2総務費、項1総務管理費、目4財政管理費は、財政調整基金への積戻しといたしまして1億2,800万円を計上いたしました。

同じく11ページの目6の財産管理費は、庁舎内でのデジタルDX推進のための各課タブレット端末購入台数13台分の備品購入と合わせ、関連する通信費と事務手数料のほか、役場一部敷地に関する補償用の補償費の合計で2,032万8,000円を計上いたしました。

12ページをお開きください。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費は、集落要望のありました6集落の掲示板設置費用と併せ、介護保険特別会計への繰出金の合計で313万円を計上いたしました。

13ページをお願いいたします。款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費は、村内各保

育所の修繕料と併せまして、まほろば保育園のカーテン及び大和保育所の空調機器購入における備品購入のほか、償還金利子及び割引料の合計といたしまして128万7,000円を計上いたしました。

同じく13ページをお願いいたします。款3民生費、項4福祉事務所費、目1福祉事務所費は、医療扶助オンライン資格確認導入が全国一斉開始となることに伴いまして、端末備品購入やシステム改修負担金等の合計で224万3,000円を計上いたしました。

14ページをお開きください。款4衛生費、項1保健衛生費、目4大和診療所費は、特別会計前年度繰越金の増により大和診療所繰出金を584万6,000円減額計上いたしました。

同じく14ページをお願いいたします。款5農林水産業費、項1農業費、目11大和まほろば館運営費は、まほろば館浄化槽の修繕料と合わせまほろば館のレジをインボイス対応にするための通信運搬費の合計で320万4,000円を計上いたしました。

15ページをお願いいたします。款5農林水産業費、項3水産業費、目2漁港管理費は、名音漁港街灯の修繕料といたしまして78万円を計上いたしました。

16ページをお開きください。款7土木費、項2道路橋梁費、目2社会資本整備総合交付金事業、節14工事請負費は、村道4路線の改良工事における内示額の決定により1,017万1,000円を減額計上いたしました。

同じく目4防災安全交付金事業におきましても、生活道路国直工区の測量設計及び名音工区と大和浜大棚户装補修工事における工事請負費につきましても、内示額の決定により2,321万5,000円を減額計上いたしました。

17ページをお願いいたします。款8消防費、項1消防費、目4災害対策費は、8月4日に襲来し、8月9日まで影響を及ぼしました台風6号における本部職員及び学校避難所待機職員、延べ人数115名の時間外手当のほか、消防団員の公民館避難所待機の費用弁償、述べ人数162名の待機費用と合わせ、関連いたしまして自家発電機用の燃料費並びに避難所待機用の食料費の合計で380万円を計上いたしました。

同じく目5防災行政費は、政策住宅用戸別受信機における消耗品のほか、まほろば保育園の1階トイレ改修及び水道配管改修、黒板撤去等の修繕料とまほろば保育園自家発電機設置における電気施設主任技術委託料などの合計といたしまして419万円を計上いたしました。

同じく17ページでございます。款9教育費、項1教育総務費、目3教員宿舍管理費は、今里集落にある教職員住宅の解体費用といたしまして1,050万円を計上いたしました。

18ページをお開きください。款10災害復旧費、項1公共土木施設災害復旧費、目1河川等災害復旧費は、6月20日発生の大雨災害による災害査定対応の時間外手当と合わせまして土砂除去及び側溝清掃における重機借上げ料と13件分の工事請負費の合計で3億7,030万円を計上いたしました。

同じく18ページ、款11公債費、項1公債費、目1元金は、平成17年及び18年の借入れ分における繰上償還費といたしまして2,500万円を計上いたしました。

款13予備におきましては、70万9,000円を増額して歳入歳出の調整を図りました。

以上で内容の説明を終わります。御審議方よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○6番（勝山浩平君）

1点だけ伺います。説明いただいた17ページの防災行政費、消耗品で政策住宅の戸別受信機とありましたけれども、この防災無線の戸別受信機が本村の公共施設において入らないとか、聞こえにくいとか、そういった難聴地域の施設がありますか。

○総務課長（政村勇二君）

公共施設といいますか、こちらで把握している、若干、湯湾釜集落と名音集落、そして大柵集落の地域によって難聴地域があるというふう聞いておりました、今、令和4年度から事業を進めております防災無線の更新事業も併せましてですね、そちらに再送信子局というものを設置して、その難聴地域の解消に向けて取組を進めているところでございます。また、令和6年度末にはですね、全ての集落における戸別受信機の更新も、全部完了させる予定で事業を進めているところでございます。

○6番（勝山浩平君）

4月6月の大雨、この間の台風とありましたけれども、社会福祉協議会の戸別受信機がなかなか傍受しにくい、聞こえにくいという話は把握はされておりますか。

○総務課長（政村勇二君）

直接こちら、私のほうにはまだ入って来てなかったものですから、早速現状を確認して、どういった対応ができるのかというのは、早急に取り組を進めてまいりたいというふうに思います。

○6番（勝山浩平君）

やはりなかなか聞こえづらくてですね、買ったという話を聞いておりますので、憩いの里もあって、社協もあって、大和の園もあって、また近隣には民家も2軒、3軒ですね、ありますので、そういったエリア全体を調べていただいて、またこれから台風時期ですから、早急な対策を求めたいと思います。

それで、なかなか聞こえ、一つ、情報を取る手段として、携帯等の情報とかもありますけれども、防災無線もその一つでしょう。聞こえなかった場合に、住民が当てにするのは村のホームページを見ると、閲覧すると思うんですね。今回の災害等があつて、近隣の市町村を見た場合に、トップページに緊急情報ということで、災害情報、その地域の自治体のがよく掲載をされておりましたけれども、本村は掲載をされていなかったんですね。住民にこの災害情報を細かく提供する点において、ホームページもぜひ活用していただいて、こういった対策、安全対策を講じてもらいたいと思いますが、いかがですか。

○総務課長（政村勇二君）

確かに議員のおっしゃるとおりでございますが、本部体制といたしましても、本部職員、総務課を中心になる防災対策の警戒本部になるところではございますが、もちろん各課のほうにも各課本部体系体制の中で、待機職員もいる中ですね、そういった横の連携もうまくとりながら、今後とも、今後は防災無線しかり、プラスアルファですね、村の防災、ホームページにおいても、細かな避難所の運営状況であったりとか、そういった災害情報の提供ができるように努めてまいりたいというふうに思います。

○議長（奥田忠廣君）

ほかに質疑ありませんか。

○5番（藏 正君）

同じく防災対策費で伺いたいと思いますけれども、ちょっと長期の避難指示体制が敷かれて、私も湯湾釜集落のほうで避難所の視察に行ったところ、1件2名の女性の方が避難されておりました。3日間ぐらいいたのですかね。最初に伺いたいのは、行ったときに、そのパーテーションというんですか、ああいった仕切り等がされてなくて団員の方に若干気を使った形での避難体制になっているのかなというのがあって、役場の職員の方に、そのパーテーションとかないのと聞いたら、現場にはすぐすぐなかったんですよ。もう一つは、毛布も新しいのが前にたくさん来ているのを、自分自身も確認していたんですけど、そういった毛布を支給してあげたらと言ったら、それが見当たらないんですよとか言って、使用済みのやつがあって、それはまだ全然きれいなものですから、それでも支給して使いましょうよということで対応した覚えがあるんですけど、そういったところの細かいところですね、こういった長期の避難体制が見込まれるときの各現場の状況調査というか、避難資材、資機材の調査を行ったほうがいいんじゃないかなと思って、ちょっと気になったところで伺いたいんですけど、ほかのところでもそういった不備とかいうのは見当たらなかったんでしょうか。

○総務課長（政村勇二君）

まずその各集落の備蓄品のことだと思います。この備蓄品に関しましては、平成30年度から3回ほど事務嘱託員会の中で、嘱託員の方々が自主防災組織の代表になられる方が多いものですから、その方々とも話をさせていただきまして、必要な物である、ただし先ほどから議員がおっしゃったように、なかなか管理がうまくできないところから、なるべく本部のほうから配達してくれということで意見を伺っているところでございます。ですが、やはりそういった緊急性があるものに関しましては、以前、簡易トイレとか、そういったものを配ったりしているところでもございますので、その、今回、湯湾釜以外で、あと二つぐらい集落ですね、こういった資機材がほしいとかというもので配達をした実績もございます。そういった意味を踏まえてですね、その管理体制の方法と、その備蓄場所とか、そういったところもまた改めてですね、我々主導だけではなくて、やはり各集落の思いとか、自主防災組織の運営の在り方とか、そういったところもあろうかと思っておりますので、改めてまた再構築できるようにですね、関係機関、消防団、そして自主防災組織と

も話を進めさせていただきたいというふうに思っております。

○5番（藏 正君）

もう1点ですね、先ほど162名の消防団員の出勤があったと、これ延べ人数だと思うんですけども、そこで消防団員の賃金体制がどうなのかなと思って、そのあれを見てみると、ちょっと分かりづらい文言がありましてね、待機、警戒待機会合の場合、1回につき4,500円、この1回につき4,500円だけでも8時間を超え、その超える時間が8時間以内ごとに4,500円を加算して支給するとあるんですよ。これから考えると、1回待機します。待機したら半日じゃなくて8時間を超えたら9,000円もらえると。だけど、次の16時間になったときに、初めて1万8,000円になって、その8時間を超えなかったら16時間、これで見るとですよ、15時間だったら9,000円プラス4,500円の支給になるのかなというふうに読み取れる文言があるんですけど、この辺、分かったらちょっと教えてもらえませんか。

○総務課長（政村勇二君）

こちらですね、平成30、失礼しました、令和元年度、31年度に改正をさせていただきました。以前はですね、待機に関しても1回4,500円で、ずっと運用されていたものですから、これ大和村独自でその待機に関しましては、やはり公民館避難所に待機していただくということで8,000円で4,500円ずつの加算というふうに、この条例を改正させていただいたところでございます。おっしゃるとおり、まず出勤、出勤といいますか、待機をお願いしますといった場合に、1時間であろうが8時間であろうが4,500円、しかし9時間になりますと、プラス4,500円の9,000円、その9,000円というのが16時間までですね、が9,000円になります。プラス16時間を超えてくるとプラス4,500円で1万3,500円と、そういった8時間以内の中で4,500円ずつの加算になっていくというところでございます。

○5番（藏 正君）

最近、最低賃金も上がってきて、消防団員についても間違いなくその時間待機となると拘束されるわけですね。そうなったときに、16時間で9,000円とかという話ですよ。そうなる、その最低賃金にひっかかってきませんか。

○総務課長（政村勇二君）

最低賃金の考え方が、どうしても給与の考えでの最低賃金となってきますので、ここでまた国から示されたのは、出勤手当に関しましては、必ず8,000円を本人に支給しなさいというのが2年ほど前にきっちり国から示されたところでもございまして、そういった国からの決まりごとは守っていくというところと併せまして、この4,500円ずつの加算に関しましては、令和元年度ではございますけれども、そういった過去の運用からプラスアルファ、公民館避難所に待機していただくというところでの当時の考えとして、加算していく考えとして、大和村独自で設けたものでございます。

○5番（藏 正君）

最低賃金のほうのあれには無関係だということで、少し安心するところなんですけども、ただ、その役場職員に対する手当のあれというのは、夜間の、夜間待機の手当とか、いろいろ細かく決まっていると思うんですよ。それに対して、この消防団員に対するあれというのは、役場職員に対する決まりごとと比べて、どうしたって、その待機命令が出たら拘束されるわけですね。今回なんか特に連続的に泊っていかなければいけない、交替できるところは交替しているんでしょうけど、そうやってきたときに、すごい、何か団員に対する処遇というのは、随分と低いところにあるような気がするんですよ。村長、どう思われますか。そこら辺の改善は、今回の長期的な避難指示の元で、ちょっともう一回、その辺検討し直す必要がありませんか。

○村長（伊集院 幼君）

確かに我々も消防団員がいち早く、こうして避難所開設をしてくれる中で、我々もやっぱり相応分の手当を支給したいという流れですね、やっぱりその手当の改定をさせていただいたところでもございます。議員がおっしゃるように、職員が時間外で出るのは、その労働賃金とも違うのは、働いているのと、やっぱりそこで待機するのとの区別があって、手当がこうして別々になっているのかなということが示されているところでもございますので、我々もやはり消防団員に声をかけやすいんじゃないかと、みんなが待機しやすいような処遇改善というのは必要だと、今思っておりますので、その改訂をどうしていくかということは、今後我々もですね、これはもう国の基準には十分満たしているところでもありますけれども、ただやっぱり我々小さい村での、やっぱり消防団員は、大きな、我々としては戦力でございますので、その点についてはもう少し検討する中でですね、また議員の皆様にもお示しができればというふうに思っておりますので、もうしばらくお時間をいただければというふうに思います。

○5番（藏 正君）

ぜひですね、今後の消防団員の確保とかいう観点からも併せてですよ、消防団員の中から不平的な意見が出ないような形で取り組んでいただきたいと思います。

○議長（奥田忠廣君）

ほかに質疑ありませんか。

○2番（前田清和君）

17ページの教員住宅解体工事、先ほど課長から今里ということで聞かせていただきましたが、1,050万解体費用がかかっております。これは教育委員会にちょっとお伺いしたいんですが、この住宅は、年限が古くて、リフォームしてもリフォームができない。リフォームすればこの1,050万より安くできるのであればリフォームもできると。でもリフォームができないから1,050万かけて解体したほうが安く上がるという意味で解体工事をされるんでしょうか。

○教育委員会事務局長（前田逸人君）

ただいまの前田議員がおっしゃるように、リフォームするよりか、確かに解体する方が、そのほうが費用に対しての効果があるということで解体を組んだところでもあります。この住宅はですね、

教員住宅なんですけど、昭和54年に建設しまして、今築44年が経ってしまっていて、もう現場を見たら分かるようにですね、外壁関係も爆裂がひどくてですね、落下で大変危険であるということで判断しまして、これはもう解体のほうが費用に対して、もう絶対的な効果があるということで、もう一回申しますけれども、そういったことで解体ということで補正で組ませていただきました。以上です。

○2番（前田清和君）

それはもう危険性があれば解体という方向だと思うんですが、村内に教員住宅で住まわれていない教員住宅あると思うんですが、そういう住宅というのは、あと何件かございますか。それと、この解体した後の更地にして、今後、どのように再活用されるのか。例えば、定住促進住宅を造るとかですね、村の土地になりますので、それもひっくるめて回答いただきたいと思います。

○教育委員会事務局長（前田逸人君）

ただいまの質問にお答えいたします。

まず、解体が必要な教員住宅としましては、あと国直、戸円、今里にございます。取り壊し予定につきましては、今里含めまして5棟7戸あります。段階的にそれは先ほど申しましたとおり、もう改修するよりか解体するほうが効果があるということで、今予定を年間、年次的に解体の計画を立てているところでございます。先ほど言ったとおり、築40年、築50年経っているところでありまして、その後の質問にあった更地につきましてはですね、環境整備、そこはやっぱり更地になって環境整備に使うのか、今後、いずれまた定住促進に使うのかというのはですね、企画観光課、また総務課サイドとも話しながら有効活用をしていきたいと考えております。以上です。

○2番（前田清和君）

最後になりますが、更地にして、今、村内の学校管理職、教職員、小学校、中学校おられると思うんですが、これは前の教育長にも話ししましたが、できれば地域に教職員の方が住んでいただいて、やっぱり地域とのふれあい、そういうのもやっぱり島の良さですので、できるだけ教職員には地域に住んでもらいたいということをお話しましたが、教育長の返答ではなかなかそれが難しいと。やっぱり利便性もあたりということで、実際、大瀬の学校の先生ほとんどが名瀬からの通いです。ですから、地域に住むことがないんですよ、管理職以外は。であれば、教職員の住宅を壊して更地にするのであれば、今度逆に今の状態の、学校の先生から名瀬から通うんじゃなく、本村に住んでもらって、きれいなところに住んでもらってね、大和村で勉学に来ていただきたいというのが、やっぱり私たち子を持つ保護者としても思うわけですよ。ですので、今後はね、こういう更地になった空き地というか、住宅の跡地とかね、そういうところに先生らが住めるようなワンルームでもいいですよ、単身住宅でいいと思いますよ。大体最近は一人で単身で来られる教職員の方がほとんどですから、立派な住宅まで要りません。ですので、今後はね、こういう更地、空き地になったところに、こういう単身住宅を造っていただいて、学校の先生方が、新しければやっぱり住みたいと思うかもしれません。そういうことも今後ね、検討していただけないかなというふうに思

うんですが、教育長、いかがですか。

○教育長（農原弘久君）

以前も似たようなことでお話させていただいたと思います。教職員の異動はですね、大体がですね、3月の初めぐらいに内々示というのがあります。あなたはこの内々示というのですね、地区になります。あなたは大島地区ですよ、熊毛地区ですよ、肝付地区ですよという、その段階で地区が分かります、内々示という時点で。内示が大体3月の半ばぐらいです。そのときに地区、学校まで分かります。そのときにはですね、私ども、学校の校長もですね、来る人のことは分かっています。どういう人が来ると、子連れだとか、配偶者がいるなど、そういうのも分かります。奥さん、あるいは旦那さんも教職員だと、そこまで分かります。本人たちも学校名まで分かります。だけど、校長とか、私どもも、その段階で来る人に対して、ここに教職員住宅が空いていますよ、どうぞお住まいくださいませませんかと言えないんですよ、ルールで。正式発表が今3月の22日か23日、その辺りのなっているもんですから、正式発表までは一切コンタクトを取ってはいけないというルールがあるんですよ。だから、来てほしい、住んでほしいと思っても、コンタクトをとれないんです。取ってしまったら大きな問題になるんです。ですので、もう正式発表が学校で大体3月の22日か23日の午後1時半ぐらいからです。それが済んでからしか連絡は取ってはいけないという決まりがあるんです。残念ながらですね、内示の段階で、その1週間前ぐらいに分かったら、本人としてはですね、今の現状からしますと100%とは言わないけれども、大体やって来て、ああ、ここかと。であれば、ここよりは名瀬から通おうね、ねえ、あなた、ねえ、おまえとか、そんな言い方したかどうか分かりませんが、するかどうか分かりませんが、大体が今おっしゃるように、教員同士の出会いも多いですので、大体が名瀬を選びます。発表があつて、ここにお願いしますよ、1件空いてますよと言っても、いえもう名瀬に決めていますというのが、残念ながらそういう状況があります。議員さんがおっしゃる気持ちは、私も十分わかります。ここに住んでもらいたいと、今回もですね、あつただけど、残念ながら今お話ししたように名瀬に決めていますという、そういう状況であります。だから、最近はですね、そういう名瀬との距離が近くなつたと、これが逆にだったら40分で通えるわいて、そういう発想のほうが強くなってしまって、逆に名瀬に決めるというケースのほうで圧倒的におおいとです。また、仮に造っても、何と言いましょうか、住まない、そこには住みませんとなると、それこそ宝の持ち腐れと言いましょうか、空き家にするわけにもいかず、一般の方に貸しているという、何と言いましょうか、相矛盾する状況も発生しているのが状況です。ただし、校長にも私直に本人たちに話すんですが、ここに住みませんかということ、魅力いっぱいですよと、議員さんがおっしゃるように、地域とのふれあいとか、地域に住んで教育力を発揮してもらおうとか、その願いは十分伝えていきたいと思っています。以上です。

○2番（前田清和君）

教育長よりお返事いただいたんですけど、教育長の思いも分かります。ただ、今実際、大棚には名音に通われている教職員の先生がおられます。じゃ、何で名音に住まなかったのと言ったら、名

音に住宅がないと、住宅がないので、名瀬に住むよりは大瀬に住宅が空いていますから、今、大瀬から名音の教職員の方は単身で来られて通われているんですよね。ですから、住宅を造っても来ないというのも分かるんですが、ただ教員住宅がなければ住みたいという人もおられるのに住めないという状況もあるんですよね。ですから、完全にもう今はもう名瀬から通われるから、教員住宅は要らないよというんじゃなく、やっぱりその教員住宅は確保しながら、地元に住んでくれるか、住まわれないか分かりませんが、できるだけ地元に住んでもらうためにも教員住宅というのは、やっぱり確保は必要だと思うんですよ。住む住まないは別としてね。そこら辺は本当難しいと思いますよ。せっかく造ったのに、これまた空き家でほったらかしされるよりは、それだったら村民の方に住んでもらったらいいんですが、やっぱり行政としてね、教育委員会としてね、先生を少しでも呼び込むためにも、教員住宅の確保というのは、やっぱり少しでも持ちながら、やられていかれたほうが、今後、教職員なんかの異動に関するときとかね、そういうときにも利用しやすいんじゃないかなと思いますので、それも考えていただきながらやっていただきたいなというふうに思います。終わります。

○議長（奥田忠廣君）

ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第41号を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第42号 令和5年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（奥田忠廣君）

日程第8、議案第42号、令和5年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを

議題といたします。

提案者に提案の理由並びに内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和5年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、提案の理由を申し上げます。

令和5年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、繰入金の増額や施設管理費など、歳入歳出それぞれ2,179万2,000円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○住民税務課長（池田浩二君）

令和5年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の内容について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,179万2,000円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億2,476万7,000円にしようとするものでございます。

8ページの歳入から御説明申し上げます。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金の1,890万円の増額は、歳出の増額に伴い調整を行ったものでございます。

款4繰越金、項1繰越金、目1繰越金の289万2,000円の増額は、前年度の歳入歳出の差引きによるものでございます。

次に、10ページの歳出について主なものを御説明申し上げます。

款1事業費、項1水道管理費、目2施設管理費、節10需用費280万円の増額につきましては、湯湾釜地区浄水場のろ過の材料入替補修等によるものでございます。

節12委託料200万円の増額につきましては、今里地区水源池導水管敷設工事に伴う測量設計によるものでございます。

節13使用料及び賃借料150万円の増額につきましては、水源池の緊急対応用の重機借上料によるものでございます。

節14工事請負費1,500万円の増額につきましては、今里地区水源池導水管敷設工事及び今里地区水源池管理道路復旧工事によるものでございます。

節15原材料費50万円の増額につきましては、今里地区水源池復旧に伴う資材等によるものでございます。

款2公債費、項1公債費、目2利子5万円の増額につきましては、借入れに伴う利子の増額でございます。

款3予備費において5万8,000円を減額して、歳入歳出の調整を行いました。

以上で内容の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第42号を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第43号 令和5年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（奥田忠廣君）

日程第9、議案第43号、令和5年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和5年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案の理由を申し上げます。

令和5年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入におきまして特別調整交付金の減額及び繰越金の増額、歳出におきましては、国保診療所会計繰出金減額及び基金積立金増額など、歳入歳出それぞれ802万2,000円の減額予算を計上いたしました。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

令和5年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、内容を御説明申し上げます。

す。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ802万2,000円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億182万5,000円にしようとするものです。

6ページの歳入を御説明申し上げます。

款3 県支出金、項1 県補助金、目1 保険給付費補助金は、大和診療所に係る特別調整交付金額として1,232万2,000円を減額いたしました。

款5 繰入金、項1 一般会計繰入金、目1 一般会計繰入金、節4 職員給与費等繰入金は、システム更新に伴う繰入金を計上し、合計で48万5,000円を増額いたしました。

款6 繰越金、項1 繰越金、目1 その他繰越金は、前年度繰越金の確定により381万5,000円を増額いたしました。

次に、7ページの歳出について御説明申し上げます。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費は、国保総合システム機器更新に伴う端末購入費として45万5,000円増額いたしました。

款5 基金積立金、項2 基金積立金、目1 準備基金積立金は、保険給付費準備基金積立金として381万5,000円を増額いたしました。

款7 諸支出金、項2 繰出金、目1 直営診療所会計繰出金は、特別調整交付金の減額見込みに伴い1,232万2,000円を減額いたしました。

款8 予備費におきまして3万円を増額し、歳入歳出の調整を図りました。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第43号を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第44号 令和5年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第2号）について

○議長（奥田忠廣君）

日程第10、議案第44号、令和5年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和5年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第2号）について、提案の理由を申し上げます。

令和5年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第2号）につきましては、前年度繰越金の増額など、歳入歳出それぞれ70万1,000円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、診療所事務長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○大和診療所事務長（松崎泰郎君）

令和5年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第2号）について、内容の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ70万1,000円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,691万円にしようとするものであります。

それでは、5ページの歳入から御説明申し上げます。

款3繰入金、項1一般会計繰入金の584万6,000円と、項2他会計繰入金1,232万2,000円の減額は、いずれも前年度繰越金の増額による減額。

款4繰越金、項1繰越金1,868万9,000円の増額は、前年度繰越金確定によるものであります。

次に、6ページの歳出について御説明申し上げます。

款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費、節10需用費27万2,000円の増額は、医師住宅給湯器の修繕料であります。

款2医業費、項1医業費、目1医業費、節10需用費42万9,000円の増額は、大和診療所歯科受付用マイナンバー資格確認端末の設置費用によるものであります。

以上で内容の説明を終わります。御審議方よろしく申し上げます。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。
これから、討論を行います。
討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。
これから、議案第44号を採決します。
お諮りいたします。
本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第45号 令和5年度大和村介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（奥田忠廣君）

日程第11、議案第45号、令和5年度大和村介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由並びに内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和5年度大和村介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案の理由を申し上げます。
令和5年度大和村介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入においては過年度分における国の支出金や前年度繰越金の増額、歳出におきましては保険給付費や地域支援事業費の増額など、歳入歳出それぞれ1,096万9,000円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

令和5年度大和村介護保険特別会計補正予算（第2号）について、内容の御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,096万9,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,774万8,000円にしようとするものです。

6ページの歳入の主なものを御説明申し上げます。

款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金は、前年度分の給付費確定に伴い242万円増額いたしました。

款3国庫支出金、項2国庫補助金、目1調整交付金は、介護給付費に係る調整交付金の決定により100万1,000円減額いたしました。

款8繰越金、項1繰越金、目1繰越金は、前年度繰越金の確定により531万6,000円増額いたしました。

次に、7ページの歳出の主なものを御説明申し上げます。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目1居宅介護サービス給付費は、短期入所サービス利用等の増加により500万円増額いたしました。

款5地域支援事業費、項2介護予防日常生活支援総合事業、目2通所型サービス事業及び目3介護予防ケアマネジメント事業は、介護予防サービス意向調査に伴う利用者の増加により、合計で304万円増額いたしました。

款7諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2償還金は、前年度分の介護給付費確定に伴う返還金として259万9,000円増額いたしました。

以上で内容の説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第45号を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第12 議案第46号 令和5年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（奥田忠廣君）

日程第12、議案第46号、令和5年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和5年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、提案の理由を申し上げます。

令和5年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、一般会計繰入金の増額や事業費の増額など、歳入歳出それぞれ178万円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○住民税務課長（池田浩二君）

令和5年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の内容について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ178万円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億2,807万9,000円にしようとするものでございます。

8ページの歳入から御説明申し上げます。

款4繰入金、項1繰入金、目1繰入金の169万2,000円の増額は、歳出の増額に伴い調整を行ったものでございます。

款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金の8万8,000円の増額は、前年度の歳入歳出の差引きによるものでございます。

次に、10ページの歳出について主なものを御説明申し上げます。

款1総務費、項1総務費、目1総務管理費の節10需用費80万円の増額につきましては、集落排水施設の中継ポンプの水位計及びコントローラー修繕等によるものでございます。

節11役務費50万円の増額につきましては、6月20日の線状降水帯による大雨の雨水流入に伴う中継ポンプの汚泥引抜き量増加によるものでございます。

款3公債費、項1農業集落排水事業公債費、目2利子48万円の増額につきましては、借入れに伴う利子の増額でございます。

以上で内容の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。
これから、討論を行います。
討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。
これから、議案第46号を採決いたします。
お諮りします。
本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第13 議案第47号 令和5年度大和村大和の園特別会計補正予算（第2号）について

○議長（奥田忠廣君）

日程第13、議案第47号、令和5年度大和村大和の園特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。
提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和5年度大和村大和の園特別会計補正予算（第2号）について、提案の理由を申し上げます。
令和5年度大和村大和の園特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入においては繰越金の増額や基金繰入金の減額など、歳出においては施設整備費の増額など、歳入歳出それぞれ212万6,000円の増額予算を計上いたしました。
内容につきましては、大和の園園長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○大和の園園長（勝 健一郎君）

令和5年度大和村大和の園特別会計補正予算（第2号）について、内容の説明を申し上げます。
今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ212万6,000円増額し、歳入歳出予算の総額の総額を歳入歳出それぞれ1億9,863万8,000円にしようとするものです。
6ページの歳入から御説明いたします。
款4繰越金、項1繰越金、目1繰越金の375万1,000円の増額は、前年度繰越金の確定によるものです。

款5繰入金、項1繰入金、目1基金繰入金を162万5,000円減額いたしました。

次に、7ページの歳出について御説明いたします。

款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費の40万円の増額は、利用者送迎用の公用車のリースのため予算計上いたしました。

款3施設整備費、項1施設整備費、目1施設整備費の170万円の増額は、変電設備の変圧器の更新が必要となったためです。

款6予備費において2万6,000円増額し、歳入歳出の調整を図りました。

以上で内容の説明を終わります。御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第47号を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第14 議案第48号 令和5年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

○議長（奥田忠廣君）

日程第14、議案第48号、令和5年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和5年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、提案の理由を申し上げ

ます。

令和5年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、繰越金の増額や予備費の増額など、歳入歳出それぞれ64万円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

令和5年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、内容の御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64万円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,541万2,000円にしようとするものです。

6ページの歳入を御説明申し上げます。

款4繰越金、項1繰越金、目1繰越金は、前年度繰越金の確定に伴い64万円を増額いたしました。

次に、7ページの歳出を御説明申し上げます。

款5予備費におきまして64万円を増額し、歳入歳出の調整を図りました。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第48号を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩をいたします。

3時10分まで休憩いたします。3時10分から再開いたします。

休憩 午後 2時51分

-----○-----

再開 午後 3時10分

- 日程第15 認定第1号 令和4年度大和村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第2号 令和4年度大和村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第3号 令和4年度大和村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第4号 令和4年度大和村大和診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第5号 令和4年度大和村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第6号 令和4年度大和村集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 認定第7号 令和4年度大和村大和の園特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 認定第8号 令和4年度大和村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（奥田忠廣君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第15、認定第1号、令和4年度大和村一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第22、認定第8号、令和4年度大和村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、以上の8件を一括議題といたします。

これから、提案者に提案の理由及び内容の説明を求めますが、各特別会計の内容説明については、議案日程の順序は問わず各関係課長において関係する議案を一括して説明を行い、内容については簡潔にお願いいたします。

○村長（伊集院 幼君）

令和4年度大和村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第1号から第8号までの8件の議案について、一括して提案の理由を申し上げます。

令和4年度大和村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算について議会の認定を求めたく、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査員の意見を付して提案いたします。

内容につきましては、関係各課長または園長等に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

令和4年度大和村一般会計歳入歳出の決算の概要について、御説明申し上げます。

令和4年度一般会計の決算は、歳入総額が37億8,300万9,000円、歳出総額は36億856万1,000円です。

収支の現状でございますが、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支が1億7,444万8,000円、翌年度へ繰り越すべき財源4,914万8,000円を差し引いた実質収支が1億2,530万円の黒字とな

り、令和3年度における単年度収支と比較いたしまして、前年度比でプラス4,560万3,000円となりました。また、基金への積立金が3億6,730万円、収支を調整するための基金2億8,000万円を取崩し、実質単年度収支は1億3,290万3,000円のプラスとなっております。

なお、令和4年度末の基金総額は、前年度と比較いたしまして8,348万2,000円増の14億9,868万1,000円であります。

以上で決算の概要を申し上げましたが、内容につきましてはお配りいたしました資料のとおりであります。

なお、詳細につきましては、決算審査特別委員会におきまして御質問により御説明させていただきたいというふうに思います。御審議方よろしくお願い申し上げます。

○住民税務課長（池田浩二君）

令和4年度大和村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算及び令和4年度大和村集落排水事業特別会計歳入歳出決算の概要について御説明申し上げます。

令和4年度大和村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算は、歳入総額8,087万4,490円、歳出総額7,698万1,875円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた実質収支は、389万2,615円の黒字決算となりました。

次に、令和4年度大和村集落排水事業特別会計歳入歳出決算は、歳入総額1億8,582万1,503円、歳出総額1億8,274万758円、繰越明許費繰越額199万2,000円、歳入総額から歳出総額及び繰越明許費繰越額を差し引いた実質収支は、108万8,745円の黒字決算となりました。

なお、詳細につきましては、決算審査特別委員会において御質問により説明させていただきたいと思っております。御審議方よろしくお願いたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

令和4年度大和村国民健康保険特別会計歳入歳出決算、令和4年度大和村介護保険特別会計歳入歳出決算、令和4年度大和村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要について御説明申し上げます。

令和4年度大和村国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、歳入総額1億9,235万7,204円、歳出総額1億8,844万1,792円で、実質収支391万5,412円の黒字決算となりました。

次に、令和4年度大和村介護保険特別会計歳入歳出決算は、歳入総額2億6,928万844円、歳出総額2億6,396万3,142円で、実質収支531万7,702円の黒字決算となりました。

次に、令和4年度大和村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、歳入総額3,406万7,579円、歳出総額3,337万6,699円で、実質収支69万880円の黒字決算となりました。

なお、詳細につきましては、決算審査特別委員会におきまして御質問により説明をさせていただきたいと思っております。御審議方よろしくお願い申し上げます。

○大和診療所事務長（松崎泰郎君）

令和4年度大和村大和診療所特別会計歳入歳出決算の概要について御説明申し上げます。

令和4年度大和村大和診療所特別会計歳入歳出決算は、歳入総額1億1,374万646円、歳出総額9,437万885円で、実質収支1,936万9,761円の黒字決算となりました。

なお、詳細につきましては、決算審査特別委員会におきまして御質問により説明させていただきたいと思っております。御審議方よろしくお願ひ申し上げます。

○大和の園園長（勝 健一郎君）

令和4年度大和村大和の園特別会計歳入歳出決算の概要について御説明申し上げます。

令和4年度大和村大和の園特別会計歳入歳出決算は、歳入総額2億248万3,902円、歳出総額1億9,823万2,412円で、実質収支425万1,490円の黒字決算となりました。

なお、詳細につきましては、決算審査特別委員会におきまして御質問により説明をさせていただきますと思っております。御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（奥田忠廣君）

ただいま令和4年度各会計決算の概要説明がありましたが、このあと設置されます決算審査特別委員会において詳細な審査を行う予定にしております。

したがいまして、本日は総務建設委員長の大綱質疑のみにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、令和4年度各会計決算に対する質疑については、総務建設委員長の大綱質疑のみを行うことに決定いたしました。

それでは、2番、前田清和総務建設委員長の大綱質疑を許可いたします。

○総務建設委員長（前田清和君）

それでは、令和5年第3回大和村議会定例会にあたり、令和4年度決算審査の大綱質疑を総務建設委員長であります私のほうから代表して質疑を行います。

本村の令和4年度予算は、厳しい財政状況の中で、第2期総合戦略として策定された大和村まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、四つの基本目標を推進し、行政サービスを維持しつつ、村民の福祉の向上を図ることを理念に、予算執行がなされました。その結果、一般会計の決算額は歳入においては37億8,300万8,000円、歳出においては36億856万1,000円であります。また、実質収支は1億2,529万9,000円の黒字となり、基金については前年度比8,348万2,000円増額となり、総額は14億9,868万1,000円となっています。しかしながら、約77%を依存財源である地方交付税や国庫補助金などに頼らざるを得ないものとなっており、これからも厳しい財政状況は続くと思われまますので、国・県の財政動向を注視しながら効率的な財政運営に努めていただきたいと思います。

一般会計においては、農林水産業の振興、商工観光の振興、生活環境の整備、村民福祉の充実、他全ての事業に係る予算は、目的に沿って執行されている。特別会計においても効果的かつ効率的

な事業が行われているが、特に大和診療所特別会計では、過去7年間一般会計からの実質的な繰入金なしで事業運営されていることに対しては、敬意を表したいと思います。

また、村税の滞納対策においても、徴収率は県内7年連続の第一位であります。個人村民税及び固定資産税の滞納額が増加傾向にあるため、今後とも徴収対策に取り組んでいただきたいと思えます。

奨学資金償還金の滞納額が令和4年度は93万9,000円で、全体では120万8,000円と年々増加しております。今後において償還方法や徴収対策など、どのように進めていかれるのか、答弁を求めます。

それでは、主要施策の成果から質疑を行います。

農業振興についてお伺いいたします。村単支援事業による苗木、肥料などの助成事業がなされていますが、物価高による資材材料の高騰を受けて、今後も値上がりが見込まれています。令和3年度と比較して令和4年度の支援事業にかかった増額は幾らになるのか。

また、今年度以降、このような状況が続いていくものと考えられるが、対策など検討されているのか、答弁を求めます。

次に、農業次世代人材投資事業において、1人の方が継続されていますが、どのような成果が見られるのか。本村として就農者獲得に向けて今後も取り組んでいかれるのか、答弁を求めます。

次に、商工観光の振興についてお伺いいたします。まほろば水と森公園再整備において、設計管理委託料として1,731万8,000円使われていますが、どのような再整備をされているのか、この事業を通してどのような効果をもたらされるのか。また今後、まほろば水と森公園の管理体制など、どのようにされるのか、答弁を求めます。

次に、生活環境の整備についてお伺いいたします。県管理道路維持管理事業として1,147万4,000円で行われ、主に村内一円の道路の草刈りの日当に当てられているものと思われる。当初は、定年された方々、年方の方々が草刈り班も編成されていましたが、その方々も高齢になられ、どの草刈り班を拝見しても、高齢化率が進んでいます。このままいきますと草刈り班自体、存続が危ぶまれます。年方の方々だけでなく、ある程度若い方々にも雇用の場を設け、人材育成をすることも大切であると思うが、答弁を求めます。

次に、環境対策し尿処理施設についてお伺いいたします。平成10年4月から衛生センターを稼働させ、今年で26年目を迎えております。現在、本村と宇検村とで利用しています。運転管理業務委託費として1,409万1,000円支払われていますが、本村と宇検村との委託費負担の割合はどうなっておられるのか。また、今後、物価高騰による委託費の増額など予想されないのか、答弁を求めます。

次に、村民の健康増進、健康診査についてお伺いいたします。毎年、年に1度総合健診が行われています。以前、担当課より、なかなか受診率が上がらないとお聞きしましたが、令和3年度に比べ令和4年度の実受診率はどうなったのか。受診率を上げるための取組は何かされたのか。併せて、

今後どのような取組をお考えなのか、答弁を求めます。

最後に、防災対策についてお伺いいたします。令和4年度より避難所改修工事及び村防災行政無線設備更新を複数年かけて実施されるというが、完成する時期はいつ頃見込まれるのか。また、どのような効果をもたらされるのか、答弁を求めます。

以上、壇上からの質疑を終わります。

○村長（伊集院 幼君）

それでは、ただいまの大綱質疑にお答えを申し上げます。

最初に、奨学資金償還金滞納額の今後の償還方法や徴収対策でございますが、奨学資金償還金の滞納額につきましては、令和3年度においては27万円の未納、令和4年度におきましては93万9,000円の未納となり、年々増加傾向にあり、これまでの奨学資金償還金の徴収方法につきましては、月に2、3回程度の電話連絡と保護者に来庁していただき、償還金の納付をお願いしてきたところであります。しかしながら、結果といたしまして滞納額が増えてしまったことから、今後は再三の文書による催告や、定期的な戸別訪問徴収を行いながら、滞納額の減少に努めてまいりたいと考えております。償還方法につきましては、毎月の償還分にプラスして滞納分の分納誓約も併せて納付をお願いしながら、適性な徴収業務に努めてまいりたいと思います。

次に、農業振興についてでございますが、まず、物価高による資材高騰の状況と今後の対策につきましては、苗木、肥料等の購入に対する村単独助成事業の実績といたしまして、令和3年度469万円、令和4年度515万6,000円となっており、46万6,000円の増額となっております。さらに、令和4年度は肥料に対する価格が大幅に高騰したことから、地方創生臨時交付金を活用いたしまして、総額143万円の高騰分に対する支援を行ったところであります。今年度以降も継続した支援を実施しておりますが、7月の価格改定によりますと、高騰前の価格に戻りつつあります。今後も物価に対する社会情勢を踏まえて対応策を検討してまいりたいと思います。

次に、農業次世代人材投資事業についてでございますが、農業次世代人材投資事業は、就農直後の経営を安定させるための資金といたしまして、最長5年間、1年から3年目は年間最大150万円、4年目以降は年間最大120万円が交付される制度であり、現在、1名が令和3年度より継続して事業を活用しております。成果といたしましては、経営規模拡大に係る費用や農業資材購入資金として活用しており、安定した農業経営が図られております。交付を受けるためには、成年等就農計画の作成など、さまざまな要件がありますが、就農者確保や営農定着の支援として、継続した事業推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、商工観光の振興についてでございますが、まほろば水と森公園再整備計画の内容につきましては、遊歩道舗装の改修、園内照明やトイレ等の設備改修、駐車場の再整備、幼児用遊具及び案内看板の新設、アマミノクロウサギ研究飼育施設整備にあわせたアマミノクロウサギ型オブジェの設置など、公園内において九つの項目のほか、まほろば橋の補修を計画しているところでございます。

奄美大島西回り観光ルートを推進していく中で、奄美野生生物保護センターとアマミノクロウサ研究飼育施設、仮称ではありますが、その施設と連携しながらまほろば水と森公園の機能を向上することにより、本村滞在時間の向上及びリピーター化の効果があるものと考えております。また、まほろば水と森公園の管理体制につきましては、アマミノクロウサギ研究飼育施設（仮称）の管理等と並行して、今後、検討を進めていきたいと考えております。

次に、生活環境の整備における県管理道路維持管理事業の若い方々への人財育成の県道草刈りにつきましては、合同会社ひらとみに委託をいたしまして、村内在住者が労働安全衛生法による草刈機使用の有資格者を雇用し、実施をしているところでございます。県道の草刈りにつきましては、県からの権限委譲により補助金を活用いたしまして年3回程度実施をしております。また、村道の草刈りにつきましては、道路の使用頻度や草の伸び具合等を考慮し、年1回から3回程度を実施をしているところでございます。道路の草刈りにつきましては、年間を通しての雇用が難しいことなどから、年金受給者や他の仕事と掛け持ちを行っている方が多い現状にあります。今後は草刈りを希望する有資格者がいましたら、合同会社ひらとみのほうで欠員等があれば作業員を確保したいと考えております。

次に、環境対策し尿処理施設につきましては、運転管理業務委託につきましては、平成25年度から令和4年度の10年間で、大和村と宇検村で比較してみますと、負担割合は大和村が50.34%、宇検村が49.66%になっております。若干ではございますが大和村の負担割合が多くなっております。

次に、委託費の増額につきましては、衛生センターの光熱費電気代等でございますが、令和3年度は約454万円、令和4年度が593万6,000円になっており、約139万6,000円増額しております。また、施設の維持管理等につきましても、毎年金額の増減はあるものの、資材等の高騰もありまして費用の増額も考えられます。今後の委託費につきましては、施設の延命化を考慮しながら対応を検討していきたいと考えております。

次に、健康増進、健康診査につきましては、本村の健康診査の体制につきましては、75歳以上を対象とした長寿健診、40歳から74歳の国民健康保険被保険者を対象とした特定検診のほか、各種がん検診を実施しておりますが、対象者の利便性を考慮し、健診を組み合わせできるだけ同じ日に受診することができるよう、総合健診として3日間集団で実施をしております。また、一部の健診につきましては、総合健診を受診できなかった場合でも、かかりつけ医等で年間を通じて個別に受診することができるよう、医療機関との連携を図っております。

受診率につきましては、健診ごとの差がございますが、特定健診が34.9%、長寿健診が69.8%でありまして、令和3年度と比較しますと、特定健診におきましては0.9%低下しておりますが、長寿健診におきましては17%高くなっております。受診率を上げるための取組といたしまして、土日を利用した実施や全健診の無料化、未受診者に対する個別再通知、事業所を通じての受診勧奨、かかりつけ医療機関からの情報連携等を行っておりますが、受診者はほぼ固定化している傾向が見ら

れており、特に若い世代での受診率が低くなっております。本村におきましては、心疾患、脳血管疾患のリスクが県内でも高いという分析結果が出ておりますので、健康受診を含む健康増進及び介護予防の観点からも、生活習慣改善に向けての早期からの取組は不可欠であると思っております。今後の取組についてでございますが、特に健診の長期未受診者において疾病の重症化が見られる傾向にあることから、専門職による個別訪問を通じた受診勧奨を進めてまいりたいと考えております。また、健康受診者であっても、その後の生活習慣改善に至らないケースもかなり多いことから、健診受診率向上以外の予防対策も併せて重要となってまいります。そのため、個別訪問指導及び教室等における情報周知を重点的に行うとともに、日常生活の中における個別の取組を支援できるよう、健康づくりアプリを利用したポイント付与も新たに予定しております。さらに、外部からの専門職指導者の助言も行いながら、事業全般の評価及び計画の見直し等を図り、健康増進施策に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、防災対策についてでございますが、令和4年度より3カ年計画をもって防災行政無線設備の更新を実施しており、現在使用しております防災無線の耐用年数の経過に伴いまして、令和4年度は本体中継局の機器更新と非常用発電機の再整備を行い、2年目となります令和5年度は、無線受信の弱い地域、特に湯湾釜、大棚、名音地区の再送信子局と再整備と屋外スピーカー及び戸別受信機の更新を行い、最終年度の令和6年度におきましては、残り8地区の屋外スピーカーの更新と戸別受信機を更新し、令和6年度末に事業完了する予定としております。

その効果といたしましては、耐用年数を迎える機器からの更新であり、緊急時に受信、発信に不備なく運用できる懸念事項の解消と併せて、湯湾釜、名音地区における屋外スピーカー増設による難聴地域の解消も図ってまいりたいと考えております。

以上で大綱質疑の答弁とさせていただきます。

○総務建設委員長（前田清和君）

ただいま村長より答弁がありました。詳しくは今後行われます決算審査特別委員会において、各委員よりただすことといたしまして、これで私の大綱質疑を終わります。

○議長（奥田忠廣君）

これで大綱質疑を終わります。

-----○-----

日程第23 令和4年度決算審査特別委員会の設置について

○議長（奥田忠廣君）

日程第23、令和4年度決算審査特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りします。

認定第1号、令和4年度大和村一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第8号、令和4年度大和村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、以上の8件は議長を除く7人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第8号までの8件については、議長を除く7名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

なお、委員長及び副委員長につきましては、全員協議会において互選いたしましたので、結果を報告いたします。

委員長に前田清和君、副委員長に市田実孝君が決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後 3時40分

第 3 回 大和村議会定例会

第 2 日

令和 5 年 9 月 1 2 (火)

大 和 村 議 会

令和5年第3回大和村議会定例会会議録

令和5年9月12日(火)

午前10時15分開会

1 議事日程

開議の宣告

日程第1 一般質問(5名)

午前(2名)

1番 市田 実孝 議員

7番 中井 文忠 議員

午後(3名)

6番 勝山 浩平 議員

5番 藏 正 議員

2番 前田 清和 議員

散会の宣告

2 出席議員は次のとおりである。(8名)

1番 市田 実孝 君

6番 勝山 浩平 君

2番 前田 清和 君

7番 中井 文忠 君

3番 重信 安男 君

8番 宮田 到 君

5番 藏 正 君

9番 奥田 忠廣 君

3 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 森 永 学 君 主 査 後 藤 美穂子 君

5 説明のため出席した者の職氏名

村 長 伊集院 幼 君 教 育 長 晨 原 弘 久 君

副 村 長 仲新城 長 政 君 教 委 事 務 局 長 前 田 逸 人 君

総 務 課 長 政 村 勇 二 君 企 画 観 光 課 長 大 瀬 幸 一 君

建 設 課 長 早 川 勝 志 君 産 業 振 興 課 長 兼 農 委 事 務 局 長 福 本 新 平 君

教委指導主事	里 中 卓 麻 君	保健福祉課長	早 川 理 恵 君
会計管理者 兼会計課長	大 石 松 美 君	大和診療所事務長	松 崎 泰 郎 君
住民税務課長	池 田 浩 二 君	大和の園園長	勝 健一郎 君

開会 午前10時18分

○議長（奥田忠廣君）

皆さん、おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。
本日の日程は、配付してあります議事日程のとおりであります。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（奥田忠廣君）

日程第1、ただいまより一般質問を行います。
通告順に従って、順次発言を許可いたします。
1番、市田実孝君に発言を許可いたします。

○1番（市田実孝君）

皆さん、おはようございます。ただいま議長の許可をいただきましたので、1番、市田実孝が一般質問をさせていただきます。

伊集院村政が村民の誰もが安心・安全できる地域環境づくりを目指す中で、中心校である大和校の子供たちのメインの通学路において、校庭との間の側溝が長年閉じられることもなく、広く口を開いた状態にあり、日々子供たちが学校生活において危険な状態にあると感じますが、改善していく計画はないのか、以下、お聞きいたします。

1番、教育現場における環境整備について。

1、各学校の施設、通学路などは定期的に点検し、環境改善すべき問題点、要望等は迅速に対応なされているのか。

2、大和校校庭前の側溝は、長年口が開いて雨天時など危険だと察するが、改善計画はあるのか。

3、体育館横のフェンスは、支柱が錆びて一部折れて傾いたまま放置されているが、早急に対応する必要はないか。

2番、大和村起業創業ステップアップ助成事業についてお尋ねいたします。

大和村は誰もが起業しやすい村であるために、産業の活性化、商工業育成推進に大和村として支援していこうと立ち上げていただいた事業であり、村民起業家にとって誠にありがたい支援事業だと思います。ここで改めて事業の概要をお尋ねいたします。

その1、申込期間が短く、申込みに間に合わなかったといった方がいらっしゃるが、受付期間を今後伸ばす必要はないのか。

2、助成事業申込みで集落件数、業種、男女比率、年齢層はどのようになっているのか。

3、助成事業の対象を商工業者が新たな地域内雇用、新卒採用など、地域内雇用促進のために雇用対策助成金を含んだ助成支援に拡充検討できないか。

以上、壇上より申し上げまして、あと自席にて質問させていただきます。

○村長（伊集院 幼君）

皆さん、おはようございます。それでは、ただいまの市田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

1点目の教育現場における環境整備につきましての御質問でございますが、この質問につきましては、教育長のほうから答弁をさせていただきます。2点目の大和村起業創業ステップアップ助成事業についての御質問について、私のほうから答弁をさせていただきます。

大和村起業創業ステップアップ助成事業の1点目の、申込み期間が短く、申込み間に合わなかった方がいたと聞いているが、受付期間を今後伸ばす必要はないかのご質問でございますが、現在までの事業スケジュールにつきましては、5月30日に助成金事業の説明会を開催し、申込期間を5月31日から6月30日までの1カ月間を設け、申請事業の受け付けを行ったところでございます。他の自治体で実施されております同様の助成事業の受付期間を見ましても、20日から40日間の間で設けられていることから、本村の受付期間31日間という設定は、ほかと比較しても短い期間ではないものと考えております。今年度が本助成事業の初年度であることから、その認知度が村民へ十分に浸透していない面があったのではないかというふうに思われます。

今後は今年度の申請事業の審査結果等と呼応することで、助成事業の村民への浸透を図っていきたいと思います。また、来年度以降につきましては、申込受付開始の1カ月前には、広報紙や村ホームページ等で事業実施に関するお知らせを行いたいと考えております。申込期間に入ってから事業内容を考えていただくのではなく、周知広報が行われてから申込受付開始までの1カ月間を申請事業の内容構築の期間に当てていただくことなどで、申込受付期間と併せて、より持続可能性の高い事業内容を検討できるのではないかというふうに考えております。

次に、2点目の申請事業の集落別件数、業種、男女比率、年齢層についてでございますが、申請件数につきましては5件ございまして、集落別では国直1件、湯湾釜1件、津名久1件、名音1件、今里1件の計5件となっております。業種につきましては、観光業2件、理容業1件、養鶏業1件、製造業1件となっております。男女比率につきましては、男性が4名、女性が1名の計5名となっており、年齢層につきましては、30代2名、40代3名となっております。

最後に、3点目の助成事業の対象を商工業者が新たな地域内雇用、新卒者採用など、地域内雇用促進のために雇用対策助成金を含んだ助成支援に拡充検討できないかの質問でございますが、本助成事業につきましては、先ほども申し上げましたが、今年度が初年度でございます。まだ事業の実績、成果も出ておりませんので、助成内容の拡充を検討する段階にはまだないのではないかと考えております。現行の要綱におきましても、助成事業実施期間内の新規雇用者に対する賃金は助成対象経費といたしております。本助成事業は、あくまで起業創業から自立化に向けた支援及び既存事業者の事業拡充に伴う支援でございます。事業実績を積み上げ、経営基盤を固めていただく足掛かりとなることが本来の目的であると思います。事業実績を積み上げ、ある程度経営基盤が形作られた後には、一般的な経営行為といたしまして、民間金融機関や商工会などを活用い

たしまして、さらなる経営基盤強化に努めていただきたいというふうに考えております。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、関連の御質問等により関係課長、あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

○教育長（農原弘久君）

市田議員の御質問にお答えいたします。

教育現場における環境整備についての御質問でございますが、1点目の学校施設の環境と改善箇所等につきましては、各学校で定期的に点検し、軽微な修繕等が必要な箇所は学校で対応することとしており、学校で対応できない部分については、教育委員会で対応しているところであり、問題点や要望等については、できるだけ当初予算の範囲内で迅速に対応していると思っております。

また、各学校の校舎や体育館等の施設本体の管理につきましては、令和2年度に大和村学校施設長寿命化計画を策定いたしましたところでございます。今後は順次、国の交付金等を活用して改修し、防犯防災対策、環境整備、バリアフリーへの配慮など、求められるニーズの変化に対応しつつ、長期的に良好な状態で使い続けることができるよう管理運営に努めてまいります。

通学路につきましては、平成25年度から毎年、大島支庁建設課、奄美警察署、村内各学校長、区長会代表、PTA代表、大和村建設課、大和村教育委員会で通学路安全推進会議と合同点検を行っており、各学校から出された点検希望箇所を点検し、対応が必要な箇所については、それぞれ所管する部署において対応しているところであります。

2点目の大和校校庭前の側溝改善計画につきましては、以前から現地を確認しまして、雨天時の安全対策が必要であることは認識しておりますが、側溝敷設箇所が民間の敷地内に敷設されており、民間の了解なしでは施工できず、現在、改善対策が取られていない状況にあります。

この道路は、今後も通学路としても利用していくため、民間との用地取得交渉を粘り強くしていきながら、用地取得が可能であると判断されれば、側溝蓋の設置や道路改良と併せて側溝の敷設替えをするなどして、しっかりした改善計画を講じてまいりたいと考えております。

村としては、それまでの間の安全対策につきましては、現地を調査しながら対応策を検討してまいりたいと思います。

3点目の大和校体育館横のフェンスにつきましては、現場を確認しましたところ、給食センター前のフェンスの支柱が3本、保育所側の支柱が2本、さびにより腐食していることを確認しましたので、早急に修繕を行い、対応したいと考えております。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により、事務局長あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

○1番（市田実孝君）

ある程度の学校の設備施設等は学校内で処理し、できない分は教育委員会なりで予算を組むと、今答弁をいただきましたが、この大和校の体育館横のフェンスとかですね、校庭の横の側溝とかですね、多分、この私有地を含めて、学校では対応は難しいと思います。

それとですね、大和校の体育館、校庭は、小学校と中学校が併設して管理なされていると思いますが、その指摘したフェンスは小学校の管轄なのか、中学校の管轄なのか、そっちはどうなりますか。

○教育委員会事務局長（前田逸人君）

体育館または校庭、全て含めまして、あちらは大和中学校の施設になっております。

○1番（市田実孝君）

それとは別にお聞きしますが、あの側溝の管轄は建設課の管轄なのか、学校の対応すべき管轄なのか、どちらになっていますか。

○教育委員会事務局長（前田逸人君）

側溝の壁、ブロック塀につきましては、ブロック塀ですよ、ちょっと話題が変わりますがブロック塀については学校の管理になりますけれども、道路側になりますと、これは民間、教育長が今答弁されましたけれども、民間の敷地になっております。

○1番（市田実孝君）

この壁までは学校だけれども、その穴の中とか、こっちのあれは民間ということですか。

○教育委員会事務局長（前田逸人君）

はい、今、議員がおっしゃるとおりでございます。

○1番（市田実孝君）

それでは、あの側溝は民間の許可をもらって建設したということですか。

○教育委員会事務局長（前田逸人君）

その質問については、ちょっと大分期間が経っておりまして、具体的には私はちょっと承知していないところでございます。

○1番（市田実孝君）

あの道自体がですね、昔、そこら辺は田んぼだったんですよ。田んぼで思勝集落の方に企業がですね、パルプを切り出すということで、昔、大和浜とか、津名久、湯湾釜、国直の方はですね、集落内の小さな道があったんですよ。それを、できればここに大和校の生徒たちの大きな道を堂々と歩けるということで、集落の方々も協力してあの道を開通を譲ったわけですよ。だから、その民間企業さんもですね、私が今、注意してあれしているのは、今、ゲリラ豪雨というのがございますよね。地球上ですね、温暖化で。そういった状況がありますから、その側溝にグレーチングなりですね、蓋をするぐらいは、別にですね、民間だからということはおっしゃらないと思うんですよ。それは別にかまわないと私は思いますよ。それをいちいち許可をもらって、多分あそこは側溝を造ったんじゃないんですよ。ここまでは村のあれだけど、こっちは側溝の中は民間だという、その区別はその民間企業さんだと言わないと思いますよ。私が注意したいのは、その道を舗装せえとか言っていないんですよ。小学生の今度も村体がありますでしょう。そしたら、1歳2歳の子供は、壊れたおもちゃのように突然走り出すんですよ。私たち小学生上は、気づいて危ないからと判断するか

分からないですけど、2歳児、3歳児は手を放したら走り出すんですよ。あの側溝は子供たちにとっては大きな側溝なんですよ。そういった視点で見たときに、教育長は危ないと、どう思われています、教育長。

○教育長（農原弘久君）

確かにあの側溝は、まだ年端もいかない子供たちにとっては大きな溝であるとは思いますが。ただ、事務局長も答弁しましたけれども、民間のもので、議員殿は今、それをその蓋ぐらいはというような表現も若干ありましたけれども、このところは長年、その民間の方と、ずっと村当局も話し合いを重ねておりますけれども、まだきちっとした合意といえましょうか、至ってないところでございますので、であれば、私どもとしてできる限りは、今、事務局長も少し答弁しましたけれども、そこに近づかないようにという安全対策を取る。

[発言する者あり]

○村長（伊集院 幼君）

私のほうからちょっと補足させていただければ、これまで10年来、その民間の方との交渉の経緯は、まずはこの道路整備もですけれども、地籍調査を最初に確定をさせていただいてから、我々が道路敷地を譲り受けていこうということで、これまで交渉もしてきました。しかしながら、私たちも抜本的に整備することが優先であると思って、村としては地権者との交渉をやってきましたけれども、なかなかそれが進まないものですから、今、市田議員から質問がありましたように、この通学路としての我々は昭和45年に、その当時の村長と会社の民間との文書での取り交わしがなされておまして、自由に使わせてくださいということと許可を求めた中では、民間企業からは条件が出された中で大きな改修については企業と協議をすることという内容も盛り込まれてのことがございました。そういうこともあってですね、村としてはしっかりとした通学路にしたいということで交渉もしておりましたけれども、なかなか進まない中では、ある程度の対策は我々もしていかなければならないというふうに考えておりますので、今後、軽微は簡易的な整備についても、その民間企業とも交渉する中で、安全対策に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

○1番（市田実孝君）

村長の企業間との努力は、たびたび聞いておりますので、今後ともぜひそれはお願いしたいんですけども、林道からですね、横断の側溝がありますでしょう。その水をこの側溝は導引しているわけですよ。そうしますと、大和校の小学校、中学校の校舎内、あの敷地ですね、昔で言えば旧校庭ですよ。その敷地の面積の水は、雨水はですね、給食センターの前の側溝に流れて来るわけですね、敷地内の水は。小学校、中学校、校舎内の水は全て給食センターの前の側溝に流れて来るわけですよ。そして、林道からの水をですね、今度はまたその側溝で導引していますので、水がそこに一極集中するわけですよ。そしてたびたび大水が出たら、そこら辺は水浸しになって、側溝があるのかないのか分からん、見たことありますね、西建設課長ですから。いつも向こうはほかの集落

の中でも、水没しない前に、あそこは水没して、水を集めているものですから。それは経験ございますね、課長、どうですか。

○教育委員会事務局長（前田逸人君）

その企業さんの側溝を確認いたしましたして、その流れている先をこの前確認したんですけれども、小学校側の側溝がありますよね、あそこにはつながっていない状況であります。企業から校庭沿いに入っている側溝はですね、そちらから直接大和川のほうに流れはなっておりました。ですから、その側溝と集落の、何ですか、小学校の裏の側溝とはつながっていないのが現状であります。ですから、側溝は小学校の裏のその側溝についてはですね、昔から、もしかしたら現場はうちの側溝かもしれないですけれども、その流量的にはですね、先ほど議員がおっしゃったように、ゲリラ豪雨とか、最近異常気象が発生しておりますので、またそこは側溝のまた改良とか、そこはちょっと具体的には私は申し上げることはできないんですが、検討が必要じゃないかなとは考えております。以上です。

○1番（市田実孝君）

その林道から来る水はそこで90度、大和川に向かって走らせていますよね。ですからそこであふれるわけですよ、とにかく。あふれて、こちら辺が水浸しになるということですので、その上のほうのですね、横断のする側溝をせめてあと2倍ぐらいの大きい側溝にしてもらってですね、それからそこから校庭の下の方に流すと。流してテニスコートがありますよね、その周りから防災センターと校庭との水がでかい水路がありますよね。そこに半分でも流すような施設をすると、ここに流れる水は少なくなるわけですよ。ちょうど農道と、その一般企業者の間にでかい水路をもうちょっとですね、横断の水路をでかくしてもらって、その水を2m下の校庭の側溝に流すわけですよ、そのまま、ここに引っ張るんじゃなくて。そういったことも考えていただいたら、若干この水は減ると思うんですけど、いかがですか。

○教育委員会事務局長（前田逸人君）

市田議員がおっしゃるように、流末、結局は山からの水とか、そういったのを分散させるのもすごい案だと、私は個人的に思います。ですから、先ほど村長も教育長も答弁申し上げたとおり、やっぱり民間の用地をやっぱり取得を、まずはそれを先に手がけてですね、そういった道路改良とか、そういった、やった上で道路改良をどうやっていくか、体育館側に流すのか、そこを分散させて流量計算をして、そういった形で、側溝を広げたりとかいうのは、そこはまずは民間さんですね、そういった用地取得をまず目指して、そういった改良は今後考えて検討していきたいと思っております。以上です。

○1番（市田実孝君）

何十年前、その契約書もありますので、課長がおっしゃるようここからここは民間だとか、そのまだ区別がついていないわけですよ。そのうちから、壁からは民間だとか、側溝の土地は民間だとかいうのは、ちょっとまだ答弁するのに、ちょっと早いんじゃないかと思うんですよ。その側溝

自体は村のだったかも分からないわけですから、その契約書はないわけでしょう。だから、そういうふうにと、側溝も民間だといったら、相手の方が思われたら困るわけでしょう。その地籍がまだはっきりしなくて、村長も今、難儀なさっているわけですよ。その答弁の仕方ですね、ここから民間だとか、おっしゃらないほうが、私はいいかなと思うんですけどね。

その横断している側溝もちょっと改良した、おっしゃったほうがいいんじゃないかと、私は今言っているんですけども、それも民間の中じゃなくて、農道と村の保有する農道と、その私有地の間に側溝を多分造ってあるわけですから、その改良をして、こっち側に導入を流せというのは、別に何も許可なんか要らないと私は思いますけどね。いずれにせよそうったことを含めて検討していただきたいと思いますが。

もう1点ですね、そのフェンスとかが錆びて折れて傾いた状態にあるということですけども、学校の安全対策ですね、私はぱっと見て、あれ折れているねと見ましたら、支柱の根基が錆びてですね、これはもう何年前で錆びているわけですよ。傾いたものは、今年あの長い台風ですね、あれで何度もゆすられて倒れたかも分かりませんが、この錆びというのは、もう2、3年前で錆びとったんじゃないかという経緯が見えるんですよ。そしてですね、課長も建設課におられたわけですから、フェンスの寿命とは10年ですよ、減価償却するのに。そして、ブロックは30年と、こう減価償却が出ているわけですよ。あのフェンスは恐らく建てて2、30年は、私は経っていると思っているんですけども、そういった感じで学校の敷地の周りですね、ブロックも今、倒れていないから大丈夫だと思われぬように、教育現場では、もう寿命を過ぎたらどんどん替えていいぐらいの、多分村長は思われていると思いますよ。村長、気づかないわけですから。課長の範囲内で、この工事、ちょっとブロックにひびが入っているから直してくれと、そういつてだめだという議会は誰もいないですよ、子供の周りですから。危険が及びますから。ああいうふうにはフェンスが傾いたら、次の台風で飛ぶわけですよ。その前に定期的になさっていると、先ほど教育長はおっしゃいましたから、ちゃんとやっているんでしょ。でしたら、そのこれはもたないですと、もう15年も使っているからもたないなど分かるはずなんですよ。それはどんどん替えてもらったほうが私はいいと思うんですが、再度答弁お願いいたします。

○教育委員会事務局長（前田逸人君）

フェンスにつきましては、私も現場を確認いたしまして、腐食が1年とかいう問題ではないと考えております。前からちょっと腐食があったと思っておりますけれども、このフェンスにつきましてはですね、早急に支柱、支柱の交換をしながらですね、全体的に見ますと現場、まだ全体的に支柱が全部腐食で錆びて倒れそうというのは、現場を見たら私は思ったんです。ですから、やはりまだ生きている支柱について、フェンスについては利用して、その支柱が5本折れていたんですけども、それについてはフェンスを同時に早急に取り替えていきたいと思っております。また、学校現場ですね、ほかの環境整備につきましては、やっぱりそういった定期点検をやっているんですけど、見落としているところもありますので、再度また各学校5校をちょっと回って見まして、そういった

ブロックがちょっと危ないとかいうのは、やはり環境整備、今後、そうですね、計画に基づきながら予算措置をしながら、補修をやっていきたいと思います。以上です。

○1番（市田実孝君）

ぜひですね、大切な子供たちの、将来を担う大和村の子供たちですので、前もってですね、現場を指揮監督をよろしくお願ひいたします。

続きまして、2番の大和村起業創業ステップアップ助成事業にちょっと聞かせていただきたいと思いますが、申込期間はですね、31日程度は無難であると答弁をいただいておりますので、来年度以降ですね、この事業は大切な事業ですが、続けていかれるんですよ、課長。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

事業につきましては、これから将来に向けて継続的に実施をしていく計画となっております。以上です。

○1番（市田実孝君）

ぜひですね、初めての事業ということで、村内外に、大和村に住めばこういった支援を100万まで出す市町村は、現在のところ大島管内にはございません。県のほうでもですね、創業支援ということで事業がありますけれども、商工会を通じてですね。それは県内で選抜ですので、抽選に当たらなければその事業は使えません。この事業は申込みすれば何らか返事をいただけるということで、そういった関係で私もかかわった以上、大切、起業をね、支援する事業だと思います。ぜひですね、来年にかけてPRを大々的になさっていただきたいと思いますよ、課長。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

やはり村長の答弁でもありましたように、今年度が事業の初年度でございまして、やはりそういった面で事業の認知度というのが村民に浸透しきれていなかったのではないかとこのところがございますので、我々としましては、今回審査をして、採択をさせていただいた事業の実施状況や結果などを、村のホームページ、広報紙などでも広報することによって村民への浸透を図ってまいりたいというふうに考えております。以上です。

○1番（市田実孝君）

これは、事業拡大も含まれているということで、先ほどちょっと聞き漏らしたんですけれども、村外からの法人とか、村内の現存する事業者で開業とか、何件かございましたでしょうか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

今回の申請件数5件につきましては、全て村内の方からの申請でございます。以上です。

○1番（市田実孝君）

商工業者の少ないこの大和村においてですね、全体的に見ても、現在、商工会を除いても64、65件だと私は読んでおりますが、その中で、10分の1に匹敵する起業者がおられたということは、大変な年じゃないかと、私は個人的には思っております。それで、その申し込まれた方で30代、40代ということですが、その年齢制限とか、今後、大和村は高齢化がますます続く中で、年齢制

限とかはどうでしたっけ。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

年齢制限につきましては、考えておりません。やはりそれなりに年齢を重ねた方でも、やはりやる気、そういった思い、アイデアが事業化としてできるのであれば、申請をぜひしていただきたいというふうに考えております。以上です。

○1番（市田実孝君）

私がこの事業で一番危惧することがですね、ありまして、助成金の返還ですよ。商工業者は今一番苦しい時期で、なかなか企業というのは存続が難しく、廃業する、したいという方もたくさんいらっしゃいます。その中で、これ、交付から1年以内の助成金を全額返すとか、交付確定に起算してから5年以内は2分の1を返すとなっておりますが、もしですね、事業がだめだったということで、もう廃業している状態で、お金を返せとなると、商工会あたりではいろんなそういった資金面で事故口と言っていたんですよ。もちろん、このような人数に限られた村内では、ほかの市町村よりも事故口が多くてですね、私もその返済を迫って、何件か回ったこともあるんですけども、そういったことも考えるために、保証人とか、そういったあれはちゃんと審査の中で入れられていますか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

保証人制度のほうは、この助成事業では取っておりません。しかしながら、我々としましても、そういった返還事例が起きないように、しっかりと審査会、この審査会につきましても、行政だけではなく、やはり民間の金融機関の方、そして商工会の方にも審査員として入っていただきまして、しっかりとそういった経営の指導助言ができる目を持った方にも審査会の中に入れていただき、事業の継続性、将来性、本当に大丈夫な事業なのかというのをしっかりと審査させて、事業を採択をさせていただいているところでございます。以上です。

○1番（市田実孝君）

事業はですね、突拍子もなく前触れもなく潰れる、人生の寿命と一緒にですね。商工業者も一緒なんですよ。そのときに、その返還義務が生じたときに、職員の方がですね、課長をはじめ、後々難儀なならないように、それなりの対応はですね、私はととったほうが、あなた方のためにいいんじゃないかと思ひまして、今、こう言いますけどね。

それとですね、今回、新たな事業ですので、ここにも3番にも上げました雇用対策助成金とか、事業のですね、今事業は燃料費とか、全ての業種が困っております。農協さんでは肥料価格の助成費とかですね、漁協さんにおいては燃料助成とかなさっていますが、商工業者も一緒なんですよ、困っているんですよ。大型冷蔵庫とか、全部使っていますからね、そして店の中をこのようにクーラーを入れておかないと、生ぬるい店にはお客さんは入らないわけです。ですから、常にクーラーは使うと、そういったお店のためにですね、この持続化のですね、この方々も事業を起こして、持続化していかなばいけないわけですから、今、この景気の中で、その持続的なのですね、直接的な

商工業に対する支援が必要だと、私は思いますが、今後またそういったことを含めて検討をお願いしたいんですけど、どうですか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

この事業の目的につきましては、先ほど村長の答弁にもありましたように、あくまで起業創業、そして既存事業者が事業を拡充していく、その形を作っていただく基礎づくりの支援という認識で、この助成事業は実施しているところでございます。

議員のおっしゃる既存事業者の通常の営業に関する支援については、この事業の対象とはなっていないところでございます。議員のおっしゃるように、物価高騰、燃油費の高騰につきましては、確かにこの経済を著しく左右する問題だというふうには、我々も実感をしております。これにつきましては、昨年度であったと、すみません、記憶しているんですが、コロナ対策交付金の中で物価燃油高騰に対する商工事業者への支援ということで実施をさせていただいております。以上です。

○1番（市田実孝君）

経済産業省もですね、ガソリンの応急的値上げを抑えるために、175円ですか、それで支援を出すということで、あれも3月、12月末までみたいですね。限定的な3,000億ですか、予算を補正で組まれているみたいですが、これがまた今後どうなるか分からない状態で、いずれにしろこの大島管内、大和村含めてですね、商工業者は大変な目に今、遭っています。村のほうでも村民に対してですね、商品券を今、配付なさるとのことですが、ぜひですね、この商工業者の1件1件のためにも、限定的では構わないと思うんですが、近い内ですね、またそういった予算措置も課長のほうで検討していただきたいと思いますが、いかがですか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

やはり物価高騰、燃油費の高騰という面につきましては、やはりまず国・県のそういった補助、助成事業の導入状況など、そういったものを鑑みながら、村としてどのような対応ができるのかというのは、検討をしていかないといけないことであるというふうには考えております。以上です。

○1番（市田実孝君）

このつくっていただいた大和村起業創業ステップアップ助成事業、今回5件あったということで、ぜひともですね、これで村内が潤っていただけるよう協力を今後ともよろしくお願ひしたい。以上で終わらせていただきます。

○議長（奥田忠廣君）

これで、1番、市田実孝君の一般質問を終わります。

次に、7番、中井文忠君に発言を許可します。

○7番（中井文忠君）

通告をしてあります3点について質問を行います。

まず最初に、緊急避難場所について。2023年6月20日、最終本会議終了後、久々に役場職員との

懇親会を行いました。私は時間を見て7時前に、皆さんより一足先に帰りました。大金久峠を上りだしたら、ラジオ放送から戸円名音間が通行止めだと聞きました。その日の雨が線状降水帯だと思いました。側溝からの水、溜め桝グレッチングからの水の量が多かったこと。怖い思いでした。私はとにかく通行止めの場所まで行き、帰りを試みたが、残念ながら水の量が多く、帰ることを諦めました。避難所に指定された防災センターに行き、その中にバドミントンの練習に来ていた孫娘、息子たちもいました。孫娘に夕ご飯はと聞くと、爺じの友だちが持って来てくれたとのこと。本当に助かりました。この場をお借りして御礼を申し上げます。ありがとうございました。避難所と指定された場所には、誰か世話人がいると思うが、誰もおらず、非常食を求めても、相手する人もおらず、奄美市から仕事帰りで食事もとれない状態の人も、免許でもあれば大雨の中、買い出しに行くでしょう。私が〇〇商店に連れて行き、食事を買出しした次第です。避難所となる場所には非常食、毛布等は準備していると思うが、誰に求めるのか。消防職員に声をかけても知らぬ顔。ただただ4時間から5時間の間でしたが、避難していやな思いをしました。

お尋ねしたいことは、避難所職員の配置について。2番にいつも準備をしているという非常食は、誰に求めるのか。6月20日の避難所は、もし通行止めの近くにいる人たちは、戸円の避難場所ではだめなのか。この3点についてお尋ねをいたします。

2番目に、台風通過後の電話回線の復旧について。このような質問で場違いな質問と思いますが、台風6号が通過後に電話が通じなくなると困るお年寄りがいます。村内にも若者なら携帯電話を使い対応ができるが、年寄りの方はどうすればいいのかわからないと思います。昔なら電話の故障なら113にかけると、受付の方が対応してくれていた。対応も早かったと思います。今はガイダンスが流れて、ガイダンス対応をしている。電話の故障の方は1番を、電柱の移転の方は2番を押してくださいと、ガイダンス対応に本当に面倒くさい。このようなことではお年寄りは無理です。このようなことで、大島郡の首長さんたちで話し合いはできないのか。名瀬集落にも困っているお年寄りがいると思います。大和村から声掛けできないでしょうか。また、役場庁内で何とかして電話故障の対応はお願いできないのか。

お尋ねしたいことは、大島郡の首長さんたちとの話をしていただきたい。2番に村内役場内に電話苦情対策を受ける場所はできないのか。3番に対応室ができるのならば、一括して電話会社とのやりとりをしていただきたいということです。

3番目に、大和浜の埋立地についてお尋ねをいたします。以前の話では大和浜の埋立地は個人貸付けはできないと聞いていました。業者の資材置き場として借りることはできるとの事を聞いています。なぜなら、移転や片付けができるので、資材置き場として貸し借りができたと思います。現在、二人の方が事業を起こしています。1件の方はお食事処、もう1件の方は警備保障会社が借りていて起業を起こしています。

私がお尋ねしたいことは、土地の賃貸年数は何十年なのか。土地の賃貸料金は幾らなのか。本人たちが購入を希望したら売却できるのか。

まずはこの3点をお尋ねをいたします。

質問があれば、また自席から質問をいたします。

○村長（伊集院 幼君）

中井議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の避難所についての御質問でございましたが、議員もこの6月の集中豪雨によって一時避難をされたということでございましたが、そのときにはもう線状降水帯ということで、一部の地区に集中豪雨的に雨が降った中で、県道が通行止めになるなど、いろいろ被害がありまして、急な対応が我々もできなかったところがあったというふうに反省するところもございました。そういう中では、防災センターにその当時の豪雨に沿って、避難所の対応もさせていただき、職員も対応ができるようにしたところでもありましたが、対応がすすぐなされてなかったところで、避難所の避難された方に一部不便な対応がなされたということでございますが、我々も急な集中豪雨に対する事前の把握なんかもですね、今後は役場のほうでしながら、情報収集をする中で、避難所の開設、そして道路事情をですね、しっかり把握することが大事ではないかというふうに、我々も反省をしましたので、今後、そういうことがないように対応をさせていただきたいというふうに思うところでございます。そういう中で、一般的に避難所開設の職員等の配置について申し上げますと、村で指定する避難所につきましては、各集落公民館と学校施設を含む公共施設で26カ所を避難所として地域防災計画にも記載をされているところでもございます。そこで、避難所開設の際には、まず高齢者等自主避難、次に避難指示という段階的に避難の指示を発出しておりますが、高齢者自主避難の際には、各集落の自主防災組織、区長さんへ連絡を取り、開設をしていただき、避難指示の発出とともに各集落公民館へは消防団員を配置し、各学校の避難所へは職員を配置し、対応をしているところでございます。今回の台風6号におきましては、学校避難所への女性職員の配置や、ペットとの同行避難を考慮する上で、学校体育館への職員配置も行ったところでございます。また、台風のように想定される避難所開設とは別に、突発的な避難所開設につきましては、自主防災組織の協力を得ながら配置体制を整うまでの間、その地域に存在する職員での対応も考慮してまいりたいと考えております。

次に、2番目の避難所の非常食は誰に要求すればいいのかとの御質問でございますが、基本的には避難をされた避難所運営にあたる消防団員及び学校避難所や他の公共施設に配置をされた職員での対応となりますが、必要に応じて本部からの配送を行うほか、以前の事務嘱託委員会におきましても、自主防災組織の話し合いの中でも、避難をする際には可能な限り1食程度でも持参の協力を得るよう話し合いがなされておまして、防災無線でも協力依頼の周知を行っているなど、今回の台風6号におきましては、避難指示の期間も4日間と、これまでにない長期間の避難所開設であったことから、各集落消防団並びに学校避難所職員での地元商店を利用しながら、非常食の確保にも努めていただいたところでございます。

次に、2点目の台風後の電話の復旧についての御質問でございますが、このたびの台風6号につ

きましたは、台風直撃による大きな被害は逃れたのは幸いでございましたが、台風の停滞が長時間であったことによりまして、物資調達などにおいても大変不安な状況が続いたものとなりました。そのような中において、自主防災組織を中心にした避難所運営や安否確認、民生委員等による付き添い支援、訪問確認等が連日行われていたことは、大変大きな安心につながっているものであったと思います。

質問にございました電話会社の音声ガイダンスは、電話やインターネットなどのコミュニケーションにおいて、音声による案内や指示を提供するサービスのことでございますが、音声ガイダンスを行うメリットといたしましては、オペレーターに代って顧客対応をできることでございます。24時間365日の電話対応が可能となりまして、人件費の削減や雇用の利便性向上の効果が期待できるところでございます。また、ほかにも保留時間の短縮、部署間でのたらい回しの解消、不要な電話の回避等が上げられます。次にデメリットといたしましては、音声ガイダンスの質問が多い場合などは、何度も番号入力しなければならないため、担当者につながるまで多くの時間を要する場合がございます。音声ガイダンスは近年多くの企業で実施されておりますが、業務の効率化につながっている一方で、特に高齢者や障害のある方々には聞き取りが難しいこともあるかと思っております。しかしながら、今回に台風におきましても、電力会社への電話連絡等のサポートを区長さんや民生委員さんが行い、実際に早めに復旧を支援していただいた事例もございました。役場または大島郡市町村での要望としての案内窓口ないしガイダンス補助ができないかとの御質問に対しましては、電話に関しましてはあくまでも電話会社との個人契約でございますので、行政が関わるものではないと考えております。役場におきましても、電話会社の代行案内そのものの機能を担うことは難しいと思っておりますが、音声ガイダンスの補助に関しましては、まずは身内の方や近くの民生委員等に相談をして、代理を対応していただくことや、それでも困難な場合には役場に相談してもらうことなど、対応を検討していきますので、お気軽に相談ができるよう村民の方々へ周知等も図ってまいりたいと考えております。

次に、3点目の大和浜埋立地についての御質問でございますが、大和浜埋立地の利用につきましては、まず、公有財産にある普通財産として取り扱われており、平成30年度には集落役員の皆さんへ埋立地の利用について御意見を伺った経緯がございます。集落からの御意見といたしましては、定住促進住宅の設置やトイレを完備した公園及びパークゴルフ場並びにローテーション遊具の設置や土地の分譲などの御意見をいただいたところであります。その後、世帯向け定住促進住宅1棟の建設と、パークゴルフ場の整備や政策住宅の建設等を行いました。質問にありますように、2世帯の村民が借りている村の土地を、何年契約で貸しているのかとのことでございますが、個人との借地契約ではなく、村の観光振興に寄与するものとして、大和村公有財産規則に基づき1企業と5年間の借地契約を結んでいるところでございまして、借地料も規定に基づいて徴集をしているところでございます。また、売却につきましては、公有財産の取り扱いの中で、行政財産と区分されるものの売却はできませんが、普通財産の売買は可能であるところであります。しかし、基本的に1個

人への売買ではなく、村の振興発展になるものと判断するうえで該当する企業、法人、団体と十分な協議を進める中で検討を行い、判断をすることになると考えております。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により関係課長、あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

○7番（中井文忠君）

村長から答弁いただきましたが、この6月20日の雨は、本当、村長が言うようにですね、想定外なことですね、誰もがそのようなことは思っておるんですが、結局、帰り際になってきたもんですから、私ももうどうかなと思いつつ現場まで行って、家に帰れば、試みて、歩道に乗ってですね、あっちに帰れるんじゃないかという思いで行ったんだけど、雨の量が多くてですね、もし歩道なんかを歩いていて、田んぼにでも落ちたら非常に笑いものになるかということで避難所に来たんですが、来てからですね、すぐ自分の同窓生が名瀬から仕事帰りに、もう避難所は大和浜だということを聞いておったんですよ。本人が自動車の免許でも持っていたら、買い物にでも行ったでしょう。けれども、お前、夕ご飯もないしたのと言ったら、自分は今、何も食ってないと、仕事帰りだからと。そうだったら、役場の消防職員の受付けのほうで非常食なんかはどないしてあげるの、誰もがとりあわないんですよ。知らんぷりするわけです、みんなが。何でだと思いましたがよ、本当。緊急避難場所にだったら、いつでも非常食が準備をされているということは、常日頃から後輩議員たちの質問の中にも出てきておりましたので、本当にそのときは、非常食でももらって、こっちへ泊れよということでやったんだけどできなくて、雨が大降りしているけど、自分の車で連れて行って、林商店で買い物をさせて夕食をとったようなことなただけでも。そういうとき、本当に声を出して言える人と言えない人がおるんですよ。俺みたいに口ばかりもんは、おい、非常食は誰が出すの、どんなになったのと言って聞くんだけど、実際にその消防職員の方なんかも、もう知らんふうをするもんですから、頭にきて、ああ、もういいやと言って、自分は懇親会をして腹いっぱい食べているもんで、自分は要らないですよ。そうして連れて行って食べたことがあってですね、そんなこと、非常食、毛布とかはあるということは、ずっと聞いておるもんですが、それが実際に、まあ何時間のことだからできなかったということかもしれないとも自分も思います、とっさのことだったからできなかったということも思うんだけど、やっぱり困った人が避難をするという人は困っているから避難をするんですよ。そういうこともですね、やっぱり役場職員なり、やっぱり消防職員なりですね、話し合いをしてですね、誰か先頭に立って、そういう困った人が来たら手を差し伸べてほしいということです。別に非常食がどうのこうのじゃなくてですね、そういう話し合いでも持ってもらえますか。

○総務課長（政村勇二君）

その6月の線状降水帯における避難所運営に関しましては、確かやはり5時過ぎで、線状降水帯もですね、大和村内でも下方地区といいますか、向こうを主に大雨が降った経緯がございます。浦内地区というこちらではなかなか把握できていない中での大雨警報が出た時点で、我々も確認を取

れたというところがございまして、確かそれが5時過ぎ、5時前後、5時過ぎだったと思います。そういった中で、それから県道沿いの道路がなかなか通行できないということも、時間遅れでタイムラグが確かにあったことは事実でございまして、そこで家に帰れない方たちの一次待機場所として防災無線をというところで運営したところとございまして、確かに、その後の、5時過ぎていたものですから、先ほど村長の答弁にもありました、公共施設における職員配置が遅れたのは事実でございまして。それはやはり突発的な避難所運営に関しての、これから我々も反省材料としてどういった対応ができるかということも、事前に地元の職員を主にですね、また各集落でも職員の把握を努めながら対応していきたいというふうに思います。

また、今回の防災センターにおける消防職員の対応でございまして、そこはもちろん消防分駐所とも、我々が職員配置をする前段階における、必ず消防職員が緊急でない際にもですね、必ず従事者がいらっしゃいますので、そういったところにも対応していくように、また分駐所のほうにも協力を求めながら対応を図ってまいりたいというふうに考えております。

○7番（中井文忠君）

予想外のことであったもので、段取りをするのも無理だったかと思いますが、それとですね、村長、このヒエン浜のあの区域だけが、ちょっと雨が降ったら増水をして、帰れなくなるのが多いですよ。その帰れなくなった人は、この戸円から名音が帰れない、今だとどこそこの人がおるだろうと思うんだけど、戸円に立派な避難所があります。そこでも利用できるようなことがないのかと、尋ねているところはそこなんです。あえて大和浜のこの防災センターに来なくても、放送されたからここが1カ所避難所と決まっているものかなという思いであったものですから、そうじゃなくて、戸円には立派な公民館もあるし、特老のお年寄りをさせる避難所もあるしですね、近いから。そういうところに避難をさせて、その近くにいる方はここで避難をしてくださいよということなんかも必要じゃないかと思うんですね。何時間の間であつても、あるものですから、そんなときは。それはもう区長さんに連絡を役場から入れたら、区長さんが鍵は開けると思うんですね。非常食なんかがなくても、それはもう避難だけして帰れるというようなことを、そういう方式でもですね、取ってほしいと思いますが、いかがですか。

○総務課長（政村勇二君）

この避難所運営、開設に関しましては、想定される、やはり台風に関しましてはですね、前もって準備ができているところとっております。確かに災害における県道が寸断された場合、今回は戸円地区、名音地区であったかもしれませんが、そのほかの地区におきましてもですね、今回、どの場所が道路寸断される可能性もございまして、そういった場合にはですね、これからはまた各事務嘱託員会等においてですね、自主防災組織の代表が各集落の区長さん等とございまして、そういったところでも協力依頼も対応しながらですね、協議を進めていきたいというふうに思っております。また、非常食に関してもですね、今現在、いろんなところで今回の台風6号の話になるんですが、なかなか非常食の確保に難しいところもあったという話も聞いておりますので、今現在、

各集落公民館には非常食がないところがございますので、各学校にですね、協力を依頼して非常食の備蓄をできないかという協力依頼も掛けているところがございますので、そういったところでまた臨機応変にですね、非常食の対応も図ってまいりたいというふうに考えております。

○7番（中井文忠君）

これは関連として、ちょっと村長、あのヒエン浜の川ですよ、あの氾濫する川、昔採石場があったところですね、あの川の水が直接に流れてくるものですから、この横の壁にカーブになっているものから、ここに跳ね返ったのがみんな道路に来ているわけですよ。あの川の壁を少しでも上げて、本当の水路がヒエン浜のほうに流れている水路があるものから、そこに流れるようなことをしていただければ、それほどの心配はないと思うんだけど、そのような考えなんかはいかがですかね、建設課長。いけますかね。

○建設課長（早川勝志君）

ヒエン浜の河川につきましては、6月20日大雨後に確認させていただいております。河川につきましてもですね、今後調査をしてですね、土砂が堆積しているのか、その辺を含めて調査をしてみたいというふうに考えているところがございます。

○7番（中井文忠君）

早めの調査をしてですね、2度も3度も増水がしないようにですね、していただきたいという思いであります。

では、2番目に入りたいと思います。台風対策、台風通過後の電話回線についてということで、これもですね、結局、若い人は携帯でできるんですよ。けれども、年いった人は携帯の字がですね、一番を押してくださいと言うころには、もう字が消えて、どんなしてこの1番を出すかも分からないですよ、あれね。面倒くさくもあるし、難しくもあるし、年寄りの方にはとてもじゃない、そのようなことではできないと思います。これ、村長、私が、この会社が個人契約だからできないということじゃ、村長はおっしゃっておりますが、郡の町村会で話をして、こういうことで奄美大島が台風が来て電話が故障がするということですね、業者に直接このようなことをみんなて話をしていけば、何とかこの113の電話でもですね、それか、村内の役場に対策室を作って、名音の誰々が、大綱の誰々の家が故障していますと、そういうことをですね、面倒くさいのは、その電話の加入者、誰が加入しているのかとか、誰のあれかとか、難しいわけですね、そんなこともね。役場にするときだったら、本人からもし、こんなにこんなに故障しているけど、これは自分なんかの電話は自分の旦那の持ち物とか、旦那の名前を言わないといけないし、そういう家の番地とかね、そういうようなことがあるんですけども、そのようなことをですね、大島郡の町村の首長さんたちと話をして、どうにかですね、これは大島郡に関わるようなことじゃないかと思うんですよ。みんな同じ、この電話の悩みはあると思いますよ。若い人がおる人はできるかもしれない。けどもなかなか年寄りの方なんかできないというのが100%ですからね。だから、そういうのをですね、郡の町村会長さんたちと話し合って、どうにかこの会社に交渉する余地があるかと、私は

思うんですけれども、いかがなもんですか。それはもう事業主のメリットがないことはしないと思うんですけれども、村長、いかがですかね。

○村長（伊集院 幼君）

先ほど答弁しましたように、基本的にはやっぱり電話料金をもらっていますので、民間事業者が責任を持ってやるのが、私は筋道だと思います。要望しないということじゃなくて、我々も村民の困りごとには、役場としても相談を受けながら対応策を取っていきたいというふうに思っておりますので、これまでそのガイダンスの補助ができなかったという、多分、今まであったと思いますけれども、民生委員の方や区長さんが出向いて行って対応したという話も聞いていますので、そういうできるところは地元でできるんじゃないかと。しかし、こういうことが起きた以上は、我々は民間事業者から村からですね、一応対応策をスムーズにいくように、村のほうからも要請をしていきますので、対応策についてはしっかり相談窓口も村のほうで対応できるように、今後していきたいというふうに思います。

○7番（中井文忠君）

村長が今おっしゃたようにですね、相談窓口も村役場の場内で作って対応したいということですので、この件についてはですね、早めにですね、できるように、また村長さん、頑張ってくださいと思います。

3番目のですね、大和浜の埋立地について、以前は、以前の話では大和浜の埋立地は個人貸付けはできないと聞いておりました。そして、業者の資材置き場とかというのは貸せるということであったので、なぜかと言えば、材料搬入とかあるときは、それをもし役場とか使うときは、いつでもクレーンを持って来て動かさせられるからかなという思いをしておりました。現在ですね、2の方が事業を起こしていますが、1件の方はお食事処、もう1件の方は〇〇さん、これは警備会社が保障会社が借りております、事業を起こしています。私がお尋ねしたいことは、土地の賃貸年数は何十年なのか。そしてですね、本人たちが購入を希望したら売却できるのかということですね、まずお尋ねをしたいと思います。

それと、土地の料金ですね、料金も1月当たり幾らぐらいで貸しているのかなという思いがありますので、ちょっとよければ教えていただきたいと思います。

○総務課長（政村勇二君）

御質問にあります、まずその何年借りられるのかというところですが、大和村の公有財産管理規則の中ではですね、普通財産の取り扱いの中で最長30年借りれることとなっておりますが、今回、初めてそういった1企業との契約でございましたので、30年、20年、5年という普通財産の取り決めの中で、まずは5年の貸付契約を結んでいるところでございます。

その売却に対して、売れるのか、希望があれば売れるのかというところですが、こちらでもですね、地方自治法の238条の5の中でですね、普通財産の管理及び処分というところの規約がございますので、そちらの中で売買はできると。こちらは造成地でございます、平成20年3月を

もってですね、返済が完了していると、当時の開発公社も、設立されていた土地開発公社も現在は解散している中で、鹿児島県などにもお聞きしましたら、村の普通財産、公有財産の取り決めでいいというところがございますので、それと先ほど申し上げました地方自治法の238条の5に基づいて、希望がありましたら売買もできるというところではございます。しかしながら、当初、5年契約を結んだ中ではですね、やはり経営状態も確認しながら売買の交渉ができるという契約を結んでおりますので、そこからまたそこらふきんはですね、また借地の延長契約になるのか、売買契約になるのかというのは、該当する企業と協議を進めながら対応していきたいと思っているところがございます。

最後に料金でございますが、年間1企業が2カ所借りておりまして、年間料金でございますが、年間で10万8,000円と年間7,300円でございます。

○7番（中井文忠君）

土地の賃貸年数は最長30年ということでありますので、これは今はこの30年というのはね、村長、あつという間に来るんですよね。もう家を建てたりしている人なんかが30年、もう今借りて5年ですから、あと25年ですよすぐ来るんですよね、だから、そういうことを、売れるのであれば早々と売ってもらったほうが、村民なども、何で、30年間借りる。もし、村がもう貸さないよと言った場合ですよ、借主にあの家を壊しなさいということなんか、むごい話ですね。本人たちも、これは土地が買えたらいいのになという思いはしていると思うんですよ、私は。今度は5年とかいうことで、契約を更新するだろうけれども、もう30年きたら終りだ。そろそろその家も解体せんばいかんかなという、そういう気持ちでおるのも、相手もどうかなと思いますので、村長、これはもう企業さんには売れるということですね、個人には売れない。どうして、企業さんにも売ったとしたら、おかしくならないかなと思うんですね、私は。なぜなら、大きな企業が来て、もし島の土地を買いたいとかいう、もし前例を作ったら、そうなりかねないというような思いもするわけですね。村長や総務課長なんかがどのような考えをして、私の考えとは違うかもしれないけれども、そういう企業に貸せという前例を作ってもらったら、後々困りはしないかなという思いがありますが、いかがお考えですか。

○総務課長（政村勇二君）

確かに1個人には我々は考えていないところでございまして、企業には売買もできると、可能であるというところではございますが、やはりその根本にはですね、やはり村長の答弁にもございました村の振興発展に役立つものに寄与するものというところではございますので、確かに大きな企業、大手企業さんがこちらに来る。その中で、例えば雇用が生まれるであったりとか、様々なその振興に役立つものであるとするならば、それはまた協議の中で検討しなければならないというふうに思っております。村外企業だからだめ、村内企業だからオーケー、それもですね、村内企業の中で、やはり経営状態とか、起業ステップアップではないんですが、これから先を見据えた計画が、しっかりとした計画がなされているものなのか、そういったところの申請をしていただいた上での

判断になるかというふうに思います。

○7番（中井文忠君）

賃貸料金なんかは、これ役場のあれにあると思いますのでいいんですけども。それとですね、今、大和浜の会社の方が借りている土地、それはね、村長、受付は会社がしたんだろうと思います。だけれども、使用する人が、会社の人か代表者か、そういうことで村民も、我々も役場のたぶらかされたとか、隠ぺいをされたとかいう、うつらうつらしてなるんですよ。なぜならば、結局はこの会社〇〇さん、警備会社の会社が借りて、現在、使っている人と、使っている人の使用等が違うような気がするんですけども、それは会社が最初で民泊をするよということで受付をされていると思います。けれど、この民泊をするよということでしていれば、この民泊事業者と、結局、会社との間に何かそういうやり取りをして、今現在使っている人が使っているのか。そして、使っているとしたら、会社に何らかの形で支払いといいますか、そういうのができているのか。そして、私が言いたいことはですね、許可目的の禁止に関するということがあるものですから、許可目的は民泊をするということで当たり前のことですね、それはいいんですよ。そして、許可を受けた者、以下、使用者というのであるのか、民泊しているから、その使用者、使っている人との関係がおかしくなっていないかなという、このあれですね。そういうことは考えられない、もし会社組織だから、会社の責任者であるということで、誰もが、言わなくても分かることですよ。だから、そういうので、やっぱり大和村民の中でも、何であれはあれのお家じゃがねとかいう人もおられるんですよ。だからそれが私は悪いとかいうことじゃなくて、会社の組織の中でどうなってきた、そのようになったのかですね、この受付も会社のほうが受け付けたということは聞いておりますが、話し合いも会社の人と話し合いをして貸すようになったのかですね、その点、ちょっとお尋ねします。

○総務課長（政村勇二君）

あくまでも4年半前にこの申請を出されたときには、あくまでも会社が民泊をするということでの受付でございます。その会社と実際会社のメンバーになろう方が運営しているところではございますが、そういった中で会社に対する利益とかいう話でございますけれども、それはまた先ほども申し上げました5年目を迎えて延長契約になるのか、売買契約になるのかというところは、話し合いをさせていただくというところで、その経営状態がどうなっているのかというところは、必ず確認をいたしますので、そういったところでのまた契約をどちらかになるかというところは、協議を進めさせていただきたいというふうに思います。

○7番（中井文忠君）

民泊をしようとするということで、受付は会社がして、話し合いはやっぱり会社の方と話し合いをされたんですか。

○総務課長（政村勇二君）

その申請のときには話し合いをしております。

○7番（中井文忠君）

この〇〇さんの会社の代表者は、〇〇さんだったかな、〇〇さんだったかな、ということで聞いておりますが、これはやっぱり使う使用者と、やっぱり兄弟関係にありですね、いろいろとやっぱり聞く人も、何でも、聞く人も兄弟でやっているから、やっぱりどうのこうのと言われるわけですよ。だから、そういうことがないようにですね、やっぱり堂々としたことでやっておかないと、言われたとき返す言葉がなくなるような気がするんですね。私もこの大和浜あたりで仕事をしたときも、何で、あれはあれのお家じゃないのと言われたときに、いや、あれ民泊で借りているよと言いはしますよ。言いはするけれども、実際にしてみれば住宅になったりしているようなところもあるということがあるものですから、そのような質問をしたんだけど、別に借りている人を出しなさいとか、そういうことじゃないんです。やっぱり、節度あるとかいうことかな、これはだめだから、こういうことはしたらいかんよとか、これはいいからいいよとかいうことを、やっぱり役場が貸した以上は、役場にも責任があると、私は思います。そういうことをですね、村民からの声が聞こえるものだから、質問をしているだけだけど、あえてどうのこうのじゃない。そして、この土地が、個人売りもできるようなことを話しているものですから、個人売りができればですね、相手方がほしいというんだったら、もう30年で没になるよりも、もう買いたいと、本人も買いたいと思えますよ。そういうことでありますので、それはもう大和村の活性化のためにいいことだと思います、私は。そしてまた議員の皆さんにもですね、そのような話をしてですね、大和村が活性化をするように努めていただきたいと思います。終わります。

○議長（奥田忠廣君）

これで7番、中井文忠君の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。なお、13時30分から再開いたします。

休憩 午前11時47分

-----○-----

再開 午後 1時30分

○議長（奥田忠廣君）

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、6番、勝山浩平君に発言を許可いたします。

○6番（勝山浩平君）

皆さん、お疲れ様です。勝山浩平です。質問の前に、先日、第32回のひらとみ祭りが開催されました。久しぶりに集落を越えての交流を図ることができ、これぞ大和村という祭りの盛況ぶりに感動いたしました。4年ぶりの開催ということで、御労苦も多かったものと思いますが、運営に当たられた村連合青年団の皆さんに、サポートの当たられた役場職員の皆さんに感謝を申し上げます。この団結力が今後の村の活力となることを願います。また、日曜には第13回大和中学校体育大会が開催をされました。学校行事に参加するたびに感じることは、躍動する子供たちから学ぶことがと

ても多いということ。学年を超えて仲が大変良く、みんなはつらつとしており、本村の学校教育のたまものであると感じております。村の子供たちがおのおの自分の夢に向かって勇気をもっているなことに挑戦することができる環境を整えてまいりたいと、改めて強く感じました。

それでは、質問に移ります。

まず、国立公園ヒエン浜沖での海砂採取中止を求めて。

今年度、県に提出をした村の意見を述べるための副申書の内容を具体的に示していただきたい。前回の質問に対し、採取は漁民の考えにかかっているもので、我々は意見を聞くことを再度約束したいと答弁していますが、そのような機会を設けなかったのはなぜでしょうか。

次に、建設業法違反の疑いに対しての県の監督処分について。

昨年の第4回議会定例会の一般質問に対して、1業者において建設業許可証にある会社所在地が確認できない。県の判断を待ちたいと答弁をしています。営業所の所在地については、9月の5日に処分日として県のホームページに掲載をされておりますが、県の監督処分はどのようなものになっているのでしょうか。

次に、オスプレイなど、米軍機の住宅地上空での飛行禁止を求めて。

これまでも住宅地上空は飛行の対象外とされていましたが、形骸化しており、本年の7月からは最高高度が150mから60mに引き下げられ、高度制限の緩和による危険性はさらに高まっておりますが、再度、住宅地上空での飛行禁止を求めていくべきではないでしょうか。

以上、壇上からとします。

○村長（伊集院 幼君）

皆さん、こんにちは。それでは、ただいまの勝山議員の御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の国立公園ヒエン浜沖での海砂採取中止を求めての御質問でございますが、今年度の副申書の具体的な内容について、答弁をさせていただきます。

今年度申請されております本村戸円沖合における海砂採取につきましては、奄美漁協協同組合の同意書も添付されておりますので差し支えありません。しかし、奄美漁協大和支所正組合員有志や大和村議会から戸円沖海砂採取中止を求める要望書等が村に提出されていることから、今後も引き続き採取海域の地形調査の実施、海砂採取による環境への影響調査などの取組を行っていただくよう要望いたしますという内容で、令和5年6月26日と7月26日付けで大島支庁長宛てに提出をしたところでございます。

次に、2番目の海砂採取関係の意見交換会の実施についての御質問でございますが、議員のおっしゃるとおり、昨年9月議会において意見交換の場を持つことを約束すると答弁いたしましたので、担当課におきましてその旨指示をいたし、今年の3月22日の午後7時から役場の第1会議室において実施をいたしております。

会には正組合員と準組合員で合計16名の方が出席したと、担当課から報告を受けたところでもございます。意見交換の内容といたしましては、令和5年度予算に係る水産関係事業説明会及び意見

交換会と題しまして、海砂採取に関するだけでなく、水産関係助成事業の改善点や、名音漁港再整備計画、いしょむん館の利用促進などについて当局からの説明及び意見交換を行っておりますので、村といたしましては約束どおり意見交換会は実施したというふうと考えているところでございます。

次に、2点目の建設業法違反の疑いに対する県の監督処分の御質問でございますが、当該企業の処分等につきましては、鹿児島県におきまして、先日9月5日付けで処分の決定がなされております。処分内容につきましては、指示処分改善再発防止ということで確認をしているところでございます。これまで、本村におきましては、県の判断を待つことと併せて事務所所在地が適正に改善されるまで、村独自による指名停止処分を行ってきたところであります。その後、県への変更届出など、改善書類が提出されたことで確認をいたしました。

なお、村独自の指名停止につきましては、大和村指名競争入札参加者選定基準によりまして、指名停止を令和4年12月27日から事務所が確認されるまで、計4回にわたって通知をいたしたところでございます。令和5年度には、県が3月末日に当該事業者の事務所変更届出を受理され、これを受けまして、村への事務所変更届出が提出されまして、4月15日付けで提出を受けております。その中で、担当職員が事務所確認を行いながら、4月25日付けで指名停止を解除したところでございます。

次に、3点目のオスプレイなど米軍機の住宅地上空での飛行禁止を求めている御質問でございますが、在日米軍の輸送機オスプレイを使った日本国内での飛行訓練、高度制限緩和につきましては、沖縄県を除く山岳地上空を対象として、今年7月7日に公表され、その適用が10日からと、防衛省から示されているところであります。

その内容といたしましては、これまでの高度及び150m以上から60m以上に緩和され、平日の午後10時から午前7時までの時間は飛行せず、土日や祝日は終日飛ばないことと併せ、住宅や学校、病院、原子力施設等の上空は、山岳地帯であっても対象外となっているものの、山々に囲まれた大和村の各集落にとりましては、たびたびオスプレイ飛行が目視されており、その騒音等もあることから、近隣市町村においても同様の目撃情報があると伺っております。

このオスプレイ関係におきましては、平成29年6月に奄美空港への緊急着陸があり、翌年には4月と6月にも緊急着陸があったことから、平成30年7月に奄美大島5市町村の連名によりまして、九州防衛局へ住民の安全確保を求める要請書の提出を行った経緯もございしますが、このたびの高度制限緩和による飛行状況につきましては、奄美大島本島内各自治体への情報収集と併せまして、鹿児島県とも情報の共有と連携を図りながら、改めて関係部署への働き掛けの是非について検討してまいりたいと思います。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により関係課長、あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

○6番（勝山浩平君）

海砂採取、再質問の前にですね、ちょっと意見をいただいたもので、お尋ねをしたいんですけど、戸田集落、大金久川、ニシ浜といいます。名音がヒン浜とヒエン浜といいます。その意見がヒエン浜沖で海砂採取は行っていないという意見だったんですが、どのように感じますか。

○産業振興課長（福本新平君）

実際に国立公園ヒエン浜の普通海域のほうを外した形で採取はしているものだと思います。

○6番（勝山浩平君）

これは、ヒエン浜沖とした、署名を、反対署名を集めたときから使っているんですね。というのは、海砂を採取することによって一番影響が、悪影響を受けているであろう海岸、目に見える形で、がヒエン浜だという認識の基、私たちはこのヒエン浜沖ということを訴えておりますので、その場所、地名というのは大事ですけど、それよりかは、訴えているのは砂浜、海砂中止してほしいということですので、そういったことで御理解いただけたらと思います。

私、毎年1回、質問させてもらっているんですね。令和2年6月議会でも質問をした際に、答弁では新たな採取地の選定の調査を、県の意見書に追記、今回の副申書にはなかったようですが、新たな採取地の選定の調査を県に要望しているんですが、県から何らかの反論、答え、回答はありましたか。

○産業振興課長（福本新平君）

県のほうからはまだそのような意見はもらっておりません。

○6番（勝山浩平君）

令和3年度の9月にもやっております、答弁、関係機関に海砂採取による環境への因果関係や、新たな採取可能な海域の調査を実施するなどの取組を要望。漁協や採取業者に向けたものだと思いますが、要望して関係機関から何らかの回答、答えはありましたか。

○村長（伊集院 幼君）

議員のおっしゃるとおり、これまで幾度が御質問をいただいて、我々も関係機関というのは、これは鹿児島県が許可を出しますけれども、県自体も採取をするのは、採取業者が漁協の同意をいただいて申請をしているものですから、県にもそういう許可の条件の中で、やっぱり環境影響なり気を使っていただいて同意をしている、許可を出すようにということで、我々は大島支庁にもそういう旨を伝えているところでもありますけれども、原点はやっぱり漁業者の同意の中で、こういう採取が進められているということで、奄美漁協にも出向いて、ほかの採取地を分散してやるなり、変えてくれという要請もさせていただいたところでもございます。

そしてまた、採取業者である大島砂組合ですかね、のほうも訪問しまして、その方とも話さ中で、採取地を分散させるなり、何らかの検討ができないものかということで、私たちは意見交換もさせていただいたところでもございます。

それで、我々もやはり漁民から強い反対の中があるだろうということで、これまで漁業者の思いをくみ取る中では、最終的には奄美漁協の同意書がついている以上は、それを私たちは尊重しなけ

ればならないということは、これまでの申し上げたとおりでもございまして、そういう同意が今後変わっていくのかなという、我々もその動きを見ながら、行政としても関係者への、やっぱり行政側からのそういう影響に対する思いをですね、伝えていかなければならないというふうに、現在もそう思っているところでもございますので、そういう中では、やっぱり漁民の皆さんが私たちは主ではないかというふうに認識をしているところでございます。

○6番（勝山浩平君）

せっかく要請とか、要望していますので、鹿児島県や関係機関にその結果、どのようなものであったのか、確認をしてもらいたいと思いますが、また、確認が得られたら漁民に周知をしてもらいたいと思いますが、いかがですか。

○産業振興課長（福本新平君）

やはり村の漁業者に伝えることは当然のことだと思っていますので、そのようなことがありましたら情報共有のほうはしていきたいと思っております。

○6番（勝山浩平君）

県や関係機関に確認をしてもらいたいということです。その結果を漁民に周知をしてもらいたいということですが、いかがですか。

○産業振興課長（福本新平君）

その辺についても、県のほうにまた確認をしながらやっていきたいと思っております。

○6番（勝山浩平君）

関係機関への要望活動を行っていただいております。それで、賦存量の調査や、砂を取ることによっての周りの環境への因果関係の調査、周りの生態系に与える影響、また漁業、漁獲量に与える影響等、こういった調査を継続して行っていきたいと答弁をされておりますが、4年度、どのような要請、要望活動を行っておりますか。

○産業振興課長（福本新平君）

県のほうで平成29年度の方に深淺測量、こちらのほうを実施をしております。これはまた平成22年度と比較して周辺海域の形状がどのように変わったのかというふうな形で行っています。調査結果としては、採取地、その周りの深淺、そこについては、高低差については、比高についてはそれほど変わったものは見られないというような結果を受けています。今後も県のほうで、来年度か再来年度か、その辺は県のほうにも確認するんですけども、そのような調査のほうを行うような話も聞いておりますので、その際にはまた情報をもらって、またお伝えできればなというふうに思っております。

○6番（勝山浩平君）

漁業者を巻き込んだ調査をしてもらいたい。それを県に提案してもらいたい。どう見ても海岸の砂、減っていますよ。見たら分かる、これは。漁業者は魚探で海の底を見れます。昔、砂浜だった場所が、もうがたがたなっているんですよ。明らかに身近に接する方々、戸円の方々、漁業者

の意見というのは全く違いますので、今度、県が調査をするときには現場の声を聞くような場を設けてもらいたい。いかがですか。

○産業振興課長（福本新平君）

この意見交換会、3月22日の日に意見交換会をしたんですけれども、この海砂採取に関する反対の中では、やはり今議員がおっしゃった漁場の環境であったり、自然に対する影響、そういった形でどういう形であっても反対ですという意見もあれば、奄美漁協の運営に関するものが改善されれば、その分の補償費として恩恵があるのであれば、取ってもいいという方、そういった意見に分かれているものですから、私としましては、意見、こっちの意見なのか、こっちの意見なのかというのも、やはり漁業者の意見を大事にしたい。その中で、3月22日に出た意見の中で、それに対しては奄美漁協の総会、6月の23日に開催されています。その中で、やはり総会で伝えないといけないという意見もありましたので、どういう形で意見が上がってくるのかなという形で、私どもも出ました。出たんですけれども、やはりその大和村の組合員の出席というのがなくて、当然、書面決議で上がっていったのかなと思うんですけれども、書面決議の内容は私どもは見ることはできないので、それはもう反対者が多いのか、賛成者が多いのかというのが分からない状態なので、こういう意見しか出なかったです。ただ、そういう意見というのが、海域がだめなのか、奄美漁協の運営がだめなのかというのを、もうちょっと具体的に、やはり漁業者としての意見ももうちょっと取りまとめて、どういった形でいくのかということをしないと、私どもも、当然、環境の問題も重要かと思うんですけれども、やっぱり漁業者に対する恩恵、そっちの面もありますので、その辺はちょっと、もうちょっと考えて、じっくりいかないといけないのかなというふうに思っているところです。

○6番（勝山浩平君）

もちろん賛成反対あるんですよ。ですから、県が今度調査をするんですよ。そのときに、専門家がやるんでしょうけど、それに加えて地元の漁業者の意見を聞く場を設けてもらう、そういった提案を県にしてもらいたいということです。いかがですか。

○産業振興課長（福本新平君）

調査をする上で、そういう形では県にはやはり大和村の漁業者の意見とか、取り入れた形での調査ができないかというのは伝えることは可能ですので、そのときには要望していこうかなというふうには思っております。

○6番（勝山浩平君）

質問を戻しますけれども、継続的に関係機関に要請、要望を行っていくと答弁をされているんですよ。3年度は名音集落で村長と語る会があった際にも、集落のほうから集落の要望書として海砂を止めてもらいたい、景観上、環境上悪いからということで要望書を上げて、12月に回答をもらっています、その年の。関係機関に採取場の削減と採取地の分散化を、今後も要請していくと、回答書にはありました。それを踏まえた上で、昨年度、令和4年度、関係機関や県にどのような要

請、要望活動を行っておりますか、村として。

○産業振興課長（福本新平君）

まず、昨年度においては9月議会のほうで、村長の答弁にもありました意見交換会を開くということがありましたので、まずその要望が上がって来た中に対して、令和4年度に対しては、3月、もう令和4年度末ですけど、3月に意見交換会を踏まえて、また令和5年度以降、今年度以降にそういった形で要望ができればなというふうに思っていますので、令和4年度に関しては要望というのは、実際には進めてないところであります。

○6番（勝山浩平君）

戸円の住民の方は、砂が減った、先ほども言いました。砂がなくなって石の海岸になったよって言う方が多いんですよ。鹿児島県が事業としてウミガメ調査をしていますよね。本村の上陸回数、鹿児島県が過去15年間やっていて、調査方法とか手段がだんだんだんだん増えて、最近の数字のほう正しい数字じゃないかという分析を、県はされておりますが、昨年度は45回の上陸があったそうです。一番多かった時期が平成25年295回、大幅に減っているんですよ。村全体の海岸なので、これがヒエン浜にあたるかは分かりませんが、ヒエン浜がどれぐらいというのは分かりませんが、ヒエン浜は、皆さん、思い出してくださいよ、もう何十年前。砂が豊富であそこでキャンプをしたらウミガメが上がって来る。それを見ることができる、たびたびと。そういった海岸です。海岸でした。これ、環境調査とか要請をしているという話がありましたが、この海の砂を取ることで周りの生態系、アダンが傾いてきたとかいう話もありますよ、そこに住んでいる住民の方からは。漁業等への影響をどのように村としては考えますか。

○産業振興課長（福本新平君）

ヒエン浜については、確かに昔は砂があって、今、海岸に砂が流れていっているというのは、目に見えるのかなというのがあります。これがまた海砂とか、そういった影響なのかというのは、実際に判断が付きづらいところであって、それは砂がなくなるところはヒエン浜だけでなく、ほかの地区でも見られているところもあるのかなというふうに思っています。ただ、その漁場の環境とかにどう影響したかというのは、実際には調査をしてないので、取られている方、そこで漁業を営む方なんかの意見としては、影響があるもんだというのは、危険で危ない、漁獲量も落ちているというのは意見に聞いていますので、やはり砂の影響なのか、海岸があれなのかというのが、具体的な調査をしてませんので、そこの辺については、今こういう回答しかできないのかなというふうに思っております。

○6番（勝山浩平君）

ですから、要請活動をされているんですけども、因果関係が分からないというんでしたら、なおさらこれまで以上に関係機関に対して強い要請活動を行っていくべきではありませんか。

○村長（伊集院 幼君）

これはやっぱり先ほど申し上げましたように、県は許可を出すんですが、やっぱり奄美漁協がや

っぱり同意書を出している以上は、奄美漁協にもう少し、我々も踏み込んでやらなければならないんじゃないかというのは、前回、意見交換というか、要請をして、現状なんかも聞いた中では、そういう思いをしました。しかしながら、これまでも漁民の方が漁協の運営にみんなが理解を示して、そのように賛同して、この海砂が採取されているという経緯が、ずっとこれまでもこうして続けて来られたのかなという思いの中では、我々が関係機関とやっぱりその要請をしても、最終的には奄美漁協かなというふうに私は思っています。ですから、漁民の皆さんがそこまで言うのであれば、私はもうちょっと反対を、今年の総会にも出て、何か、大和村から誰も出てないという報告を受けながら、やっぱり私も総会には何度が行ったことがありますけれども、やはり総会で大和村の声を上げてもらうことも大事じゃないかというふうに思いますので、我々もまた漁民とも会う機会があれば、また担当課のほうから漁民の意見をもう少し吸い上げてですね、どういう形で要請活動をする、関係機関への要請活動がいいのかどうかというのは、再度また我々もちょっと庁内で検討させていただいて、ただ行けばいいということじゃなかったんですけど、我々が奄美漁協と話しても、その笠利沖、龍郷沖でも取って分散してやってくださいという話をするんですけど、なかなかそれは海域の、いろんな砂の量とか何とかが関わっているということをいわれたものですから、だったらもう砂の量を減らすなり、何なりをまずはしてくれということで、今現在は採取量は減っているというふうに思いますけれども、減っているからいいんじゃないなくて、やはりそこは我々もちょっと踏み込んだ形でもう少し奄美漁協さんとの話し合いが、もう少しせんといかんのかなというのは、今こうして思っていますので、そういう形で、また御理解をいただければと思います。

○6番（勝山浩平君）

村長、ぜひお願いをいたします。総会の件が出て、誰もいなかったという話がありましたけれど、あれ案内が来たの、3日前ぐらいですよ。出る気満々でいたんですよ、反対している方々。3日4日前に案内がきて、いくら漁業者が自営業だといっても、もう予定が入っている、それで出られなかったの、残念ながら。本来でしたらもっと案内するべきだと思いますよ。海砂の件、言われたくないから、ぎりぎりを出したかもしれない。そういったことがありました。

3月22日に意見交換会があったとありましたが、私も参加させてもらいましたが、海砂に関する意見交換会だとは全く思っていないですね。新年度の漁業助成の制度の説明と思って参加している。その会の中で、海砂採取についての賛成反対の意見等、取っています。

○産業振興課長（福本新平君）

3月22日、この意見交換会は、ある程度決める、決めることじゃなくて、まずは意見を聞くことという形で始めています。海砂だけの問題じゃなくて、やはり次年度、今年度、令和5年度に対する水産関係の事業、そして漁業に対する水産業振興に対する取組というのも伝えないといけないと思っておりましたので、それも併せて実施したところであります。ただ、そこにやはり海砂の意見も、やはり取り入れて、漁民の意見、まずはどういった意見があるのかというのを聞く場を設けて、そこで議決を取るんじゃないなくて、聞く場を設けた形にしております。

○6番（勝山浩平君）

3月22日が海砂の意見を聞く場でもあったのでしょうか。ですが、先ほど課長がおっしゃったみたいに、漁業について、漁場について、またその海岸の環境について、どういった影響があるか、調査をしていないから分からないとおっしゃいましたけれども、だとしたらなおさら、この海砂採取に関してだけの意見交換会の場を村主導として設けていただきたいと思いますが、いかがですか。

○産業振興課長（福本新平君）

当時、要望、海砂採取反対の要望が令和2年に上がって来ております。それからまた正組合員数のほうも多小増減、増になっているのかなと思います。それであれば、やはり集まりやすい環境、場、なかなか会に出席されなければ、その方の意見なんかも聞けないので、実際に集まりやすい場をこちらでも検討して、多くの皆さんの意見が聞けるような形で、また検討していければいいのかなというふうに思っております。

○6番（勝山浩平君）

よろしくお願いたします。

建設業に移りますね。答弁にもありましたけど、鹿児島県が9月の5日にホームページに建設業法違反として公表をしております。処分の原因となった事実は、建設業法第11条に違反。鹿児島県建設業法違反としておりますけれども、本村は今後どのような処分を行いますか。

○建設課長（早川勝志君）

大和村といたしましては、昨年12月に指名停止処分を行いまして、約4カ月間の指名停止処分を行いました。今回、県の処分につきましては、やはり住所が違うということで、指示処分という形になっていますので、大和村として今回の件につきましては、処分は終わったものかというふうに考えております。

○6番（勝山浩平君）

鹿児島県が行政処分、監督処分を下しておりますけれども、指示処分があったあとに指名停止とか、もっと重い処分とか、下ることがありますが、鹿児島県の処分はこれが最終ですか。

○建設課長（早川勝志君）

鹿児島県の処分につきましては、県が独自に処分を下すものでありまして、私ども大和村が関係するものではないというふうに考えております。県の処分に関しては、これで最後かどうかというのは、私どもも把握していない、分からないところでございます。

○6番（勝山浩平君）

本村の対応として、営業所がなかったことについては処分が終わったということで分かりましたけれども、営業所、確かに変更届を、営業所が変わったら30日以内にしないといけない。それね、後から出したら、ちょっと注意ぐらいで終るんですよ。確かにそのとおりです。うっかり過失だった場合はそうだと思いますが、これがですよ、分かかって、故意でそういった申請をしていた場合はどうなりますか。

○建設課長（早川勝志君）

県の処分につきましては、やはり県が下すことになっておりますので、その判断は県のほうになるかというふうに思っております。以上です。

○6番（勝山浩平君）

営業所、県の判断は、またこれからどうなるか分かりませんが、では許可要件である、今回、営業所がなかったというのはまず一つ。まだ始まりよ。許可要件、これがないと建設業許可取れないんですよ。専任技術者や経營業務管理責任者、その間、営業所にいないわけですよ。配置をされていない。これが今後どのようにしていくのか。申請書とか、変更届に虚偽記載の恐れがあったということで訴えてもいるんですけど、伝えてもいるんですけど、その件についての県の処分はどうなっていますか。

○建設課長（早川勝志君）

先ほども申し上げましたけれども、建設業の許可に関する処分に関しましては、県の専決事項となっておりますので、村としては分かりかねないというところになっております。以上です。

○6番（勝山浩平君）

今後本村の公共工事を行うためにも、品質を保っていくためにも大事なところですよ、技術者、特に。これだけでも県に確認をするべきじゃないですか、どうやっていくのか、今後。

○建設課長（早川勝志君）

すみません、質問の内容がちょっと分からなかったんですけども、技術者がいるかどうかということによろしいでしょうか。

○6番（勝山浩平君）

専任技術者、ごめんなさい、経營業務管理責任者、これ大事なんですよ。その期間、いなかったわけですね。配置をされていなかった、営業所がないから居りようがないんですよ。今後、今指名に入っているかもしれませんが、その業者は、本村が公共工事を発注していくじゃないですか。品質を保つためにも、保っていくためにも、こういった処分が下る恐れがあるのか、確認をするべきではないでしょうかということです。

○村長（伊集院 幼君）

この確認と申し上げ、我々もこれは県がホームページで出したりすることもありますし、県からも情報をいただきながらやっておりますけれども、今の9月5日付けの処分しか出てないものですから、我々もどういった形になるのかというのは、やっぱり担当課のほうで情報をいただきながらやっていこうとは思っています。今回の件につきましては、我々も村としても県から出てきた許可を基に、我々も指名願いを受けている関係で、手続がなされたものだという認識がありました。そういう中では、村としても議員がおっしゃるように、的確なやっぱり工事をしていただくためには、技術者もそろってないといけないわけがございますので、我々もしっかりその点については、事務所に配置をされているのかどうかというのは、定期的に確認をしながら、しっかりとした成果

品を納めてもらうように指導していきたいというふうに思います。

○6番（勝山浩平君）

以前、地元業者とは何ぞやと定義を伺いましたけれども、そのときに、平成14年2月に業者に通達、通知を出している。本村建設工事指名競争入札参加者選定基準について。2月に出して4月1日以降の大和村が発注する建設工事請負に関わる指名競争入札参加者は、本社及び代表取締役の住所が本村に存在することが発生前に確認された建設業者の中から選ぶこと。この内容は、今の適用されていますか。

○建設課長（早川勝志君）

その当時の通知は現在も適用されているというふうに考えております。

○6番（勝山浩平君）

この業者は何度が事務所を移しているんですね、移転しているんですね。ちょっと時系列に説明しましょうね。最初、この業者は名瀬に営業所がありました。平成14年2月の6日、当時の村長名で本村にいないとだめですよという通知を出しています。同じ年3月26日、その業者は名瀬から志戸勘に住所を移しています。問題になった柱だけしかない、台風で壊れた場所ですね。そこ、その当時はプレハブがあったと思います。平成14年4月の1日、その通知が内容が適用されだしました。平成14年9月の1日、志戸勘内でその柱だけの場所から、また別の場所に移しています。平成19年にですね、9月の1日に志戸勘から名瀬へ移しているんですよ。志戸勘から名瀬にですよ。そして、今年の3月、また名瀬から志戸勘に移しています。ちょっと変だなと感じません。というのはですね、この通知、平成14年の通知が適用になるから、名瀬から本村に住所を移したと。その適用の対象業者となるために移したと思いませんか。

○建設課長（早川勝志君）

平成14年のお話になるのであれなんですけれども、議員がおっしゃるとおり、その当時はそういう適用を村が全体的に進めている中で、そういった形になったんじゃないかというふうに考えております。

○6番（勝山浩平君）

そうではなくて、法人の意思として志戸勘から名瀬に移っているんですよ。逆だ逆、名瀬から志戸勘へ移って、本村にいないとだめですよと通知があって、しばらくは志戸勘にいた。その通知の対象となるために、名瀬から志戸勘に営業所を移したとは考えられませんか。

○村長（伊集院 幼君）

私もそういう建設課に関わった関係からいえば、ちょっと以前のことですからはっきりは答えられません、これは先ほど私が言った建設業の許可を受けるときに、その本社の事業所が大和村なのか、名瀬なのか、住所が移されて、そこに事務所がありますよということで建設業の許可を受けていると、我々は認識をしていますので、その県の建設業の許可を受けた写しが村の指名願いの中に添付されてくるものですから、そこに住所が平成14年以降、遡って我々も調べてはないんです

が、村がそういう村内に在住する業者であるということは、多分建設業の許可の中で住所を本社を移されて、私は指名に入っているものというふうに認識をしています。我々もちょっと昔のことですので分かりませんが、そういう流れで、県から今回の住所の所在地が違うということは、新しい事務所が変わりましたという住所変更届出が受理されて、それで許可を受けているものですから、その許可を受けた写しが村に提出されたのが4月の下旬だったということで、私たちは通常に戻したということでございます。ですから、事務所をあっちに移したりこっちに移したりというのは、建設業の許可の住所とまた違ってくるものですから、それは事務所は移転できても、私は建設業の許可のその書類上はですね、そこで食い違ってくるのではないかというふうに思います。

○6番（勝山浩平君）

確かにそのとおりですね、建設業許可、営業所、どこにあってもいいんですよ。ですけど、変更したら変更届を出さないといけないというのがあります。今回、それにあたったんですけれども。前回の12月議会の答弁でですね、会社所在地を確認できないことについての答弁ですね。台風などで事務所がなくなり、同地区内に住所を移しているものと認識していたと、我々はその業者から聞いたと答弁をされておりますが、誰が尋ねて、誰が回答したのか。

聞き取り調査を行っていますよね、その業者に。

○村長（伊集院 幼君）

これは私は聞いていませんけれども、確認を私に報告があったのは、その住所がそこに、てっきり事務所があったときに住所を移したものだという報告は受けたんですよ。それが議員からの御指摘によって、それが発覚したものですから、それを改善してくれということで、私たちはその業者に改善命令を出したということでございます。ですから、多分、その当時の建設課長が多分聞き取り調査をして、そういう報告を受けて、それが確認できたということであったと、私は思います。

○6番（勝山浩平君）

議長、今現在担当課は違いますが、前の課長に伺ってもよろしいですか。聞き取り調査をしていますよね、業者の方を呼んで。答弁にあったのは、同地区内、志戸勘地区内で移動をした。役場の誰が聞いて、業者の誰が答えたのか、教えてください。

○教育委員会事務局長（前田逸人君）

そのときはそういった指摘がありまして、その代表取締役のほうを呼びまして、本当にそういった事情があったのかというのを確認しております。はい。

○6番（勝山浩平君）

さっきの時系列に戻りますけれども、業者の代表は志戸勘地区内に移動したと言っていますよね。ですが、この鹿児島県に出されている変更届を見るとですね、平成19年9月1日に法人の意思として志戸勘から名瀬に移しているんですよ。志戸勘地区内じゃないんですよ。変更届、法人の意思がなければ勝手に変更届出せません。どう思いますか。

○建設課長（早川勝志君）

平成19年に移したということは、私どもちょっと確認できてないもんですから、ちょっと回答に困っているところなんですけど、私どもが確認している書類、今現在見ている書類の中ではそういった動きがないような形になっていますので。以上です。

○6番（勝山浩平君）

指名業者を選定するときに、鹿児島県の書類を見ながら判断しているとおっしゃっていますよね。これ、鹿児島県の書類ですよ。誰でも見ることができます。繰り返しますけど、平成19年に自分たちの意思で志戸勘から名瀬に営業所を移しているんです。ですが、この間の聞き取り調査では、志戸勘内で移したと思っていたと、志戸勘のここからここに。これはうそを言っていない。役場の聞き取りに対して虚偽、伝えているとしか思えないんですけど、どのように感じますか。

代表者に聞き取りをして代表者が答えているんですよ。

○議長（奥田忠廣君）

前田君は答えていい。あなたは以前の課長だから、今の課長に聞きなさい。
きりがいいよ、前の課長に聞いたら。

○建設課長（早川勝志君）

今、議員がどのような書類を見て質問されているか分からないんですけど、私どものほうに指名願いのほうに上がってくる書類の中にはですね、そういった記載がないものですから、県のほうに出されている書類と、もしかしたら村に出されている書類のものが違う可能性もありますし、私どもは県に出した指名願いの届出書、建設業の届出書とあたりのコピーを見てですね、添付させて指名願いの申請をしていただいたところですので、ちょっとその奄美市のほうに住所を移したという書類がですね、私どもの書類の中にはないような形になっております。

○6番（勝山浩平君）

これは本庁の指導係ですね、の閲覧をしてきたものなんですけど、写真は撮っていないんですよ。後からお渡ししますから確認をしてください。先ほど申し上げたのは、過失、うっかりであればこの程度でしょう。ですが、知っていながら虚偽申請をしたんじゃないかという疑いが大きくなったということをお願いなんです。自分たちで志戸勘から名瀬に移しているんですよ。聞き取りに対して、代表者は志戸勘内で移動した。おかしくありませんか。その点をもう一度、この書類をお渡ししますので、鹿児島県に確認していただいて、再度の調査をしていただきたいと思います。いかがですか。

○村長（伊集院 幼君）

確かに指名業者として適しているのか、適していないのかというのは、我々もちょっと確認することは必要だと思っています。しかしながら、この平成19年に、今の書類が、多分議員が持っている書類が、多分県からもらったんであれば正しいと思いますけれども、村は、私たちとしては、住所が大和村にあるものだという認識を、これまでもずっと持っていたと思うんですね。ですから、た

だ、村内での移動があつて、事務所が住所が変わっていた、変わってなかったということ、我々も言ってみれば、その当時の担当課もそういう思いで受け取ったんじゃないかなというふうに思いますので、確かに我々がしっかりこれまでの、県が許可をしている本社の住所というのは、確かに我々も県からの書類が上がってきているものですから、それを正しいものと認識し続けて、確認を怠ったというのがありますので、その住所の確認と併せて、そこに事務所内には専従従事者がいなければならないというのもあるようですので、そこら辺は我々も定期的にやっぱり確認をしながら、今後対応していきたいというふうに思います。

○6番（勝山浩平君）

その県のほうの書類が全てないようですから、県に誰でも見れるものですからね、行政だったらもっと手に入りやすいでしょう。県に問い合わせをして、その資料を集めて、再度、ですから本村、うそをつかれたということですよ。そこら辺はよく分かっていますか。その業者だけの問題じゃないんですよ。ほかの業者はまっとうにこうして頑張っているのに、そんな大事な要件を欠いて、指名に入ってきて、工事取って、技術者はいないかもしれない。公共工事の検査はしていますけど、公共工事の品質はどうなる。そんな、本当にこれ大変なことですから、再度県から書類を取り寄せて、県とも連携を図りながら調査をしてもらいたいと思いますが、いかがですか。

○建設課長（早川勝志君）

先ほど議員がおっしゃった書類も、中身も確認させていただきながら、確認してまいりたいというふうに考えております。

○6番（勝山浩平君）

お願いします。専任技術者、大事な許可要件、これ、奄美群島で過去事件となった事例があつて、喜界町です。経営管理業務責任者、経管ですね、経営管理業務責任者は営業所に常勤しないといけないんですね。この業者、ほかの業者から捜査機関に告発があつたんです。捜査機関が調査したら、経管はその営業所には常駐していないということが分かって、この業者、許可を取り消されました。経管と専任というのは、それほど大事な存在なんですよ。ですので、今一度丁寧な調査を行ってもらいたいと思います。

専任技術者は常勤で、営業所ごとに在職していることが条件ですよ、です。1日でもいなくなると、許可の取り消しになります。本村はこの業者、指名停止解除になつたあと、湯湾釜の川の浚渫工事に入っていますよね。入札していますよね、落札をして。この現場代理人が専任、主任技術者が専任なんです、これに問題はないんですか。

○建設課長（早川勝志君）

営業所は専任技術者ですが、原則は兼任できないというのがありますが、例外的に兼任が認められている場合がございます。それは例えばですね、土木工事一式であれば4,000万円未満、ましては同一県内、同一市町村内という形で兼任は認められていることがあります。

○6番（勝山浩平君）

原則だめですが、例外あるんですよ。営業所と距離要件はないんですけど、近接という表現が用いられています。この近接というのは10kmほどとされておりますが、志戸勘から湯湾釜まで、現場まで10km以上ありませんか。

○建設課長（早川勝志君）

原則同一市町村内というふうに村のほうでは判断しておりまして、その10kmというのもですね、直線距離で10kmとかいう市町村もあります。その辺がちょっと曖昧なんですけど、私どもは同一市町村内であれば、近隣にしているというふうに考えているところでございます。

○6番（勝山浩平君）

役場からこの業者の関係者に、技術者を変えるように話をしたことが、また以前ですね、専任技術者の〇〇さんを変えるように、役場から連絡があったという話が聞こえてきますが、これは事実ですか。

○建設課長（早川勝志君）

該当業者さんなんですけども、営業所の専任技術者の変更をするようにという話はさせていただいたんですけれども、実際、この営業所の専任技術者は変更となっております。県のほうにも届出がありまして、村のほうにも指名願いの変更届を出していただいたところでございます。以上です。

○6番（勝山浩平君）

その後の話しですけど、繰り返しますけど、役場のほうからその関係者に技術者を変えるように話をしたことがありますか。

○建設課長（早川勝志君）

はい、こちらのほうから話させていただきました。

○6番（勝山浩平君）

入札が終わった後と聞いているんですけど、それは問題がありませんか。

○建設課長（早川勝志君）

たびたびこういう議会の中ではそういうお話がありましたので、そのたびに何度が私どものほうから、その業者さん、代表者の方には困るというような話で変更するよという事で、話は何度がさせていただいております。それが、入札の後だったか、確か入札の前にもそういうような話はさせていただいているところでございます。

○6番（勝山浩平君）

入札の後に、そういった話をしたことがありますか。入札の後ということで聞いているんですが。

○建設課長（早川勝志君）

ちょっと日にちがはっきり今しないんですけども、入札の前、入札の後にもしたかということですね、入札の後にはですね、逆に業者さんのほうからそういうふうに変わっているという連絡は

いただいたところです。

○6番（勝山浩平君）

工事現場に看板を表示しますよね、建設業許可社など。あれの設置義務というのはいないんですか。

○建設課長（早川勝志君）

工事看板には、工事看板、事務所なり、現場事務所なりの工事看板には設置するように指導はしているところです。

○6番（勝山浩平君）

その今、湯湾釜の川の浚渫工事の看板は設置されておりますか。見やすい場所に設置をしないということにはなっておりますけれども、設置確認しておりますか、されておりますか。

○建設課長（早川勝志君）

私が直接確認はしておりませんので、担当に確認はするように話はしているんですけども、ちょっと私のほうは確認はしておりません。

○6番（勝山浩平君）

今日、終わってお疲れでしょうけど、またすぐ確認に行ってもらいたいと思います。昨日の夕方時点では、道路許可証と工期を示した看板以外は設置をされておりました。これ、設置をされてないと建設業法違反なんですよね。もし設置をされていなかったら、そういったのも踏まえて、また鹿児島県に確認をしてもらって、しかるべき対応を取ってもらいたいと思いますが、いかがですか。

○建設課長（早川勝志君）

議会が終わりましたら、まず確認をさせていただいて、それから判断させていただきたいというふうに思います。

○6番（勝山浩平君）

もう1点ですね、確認をしてもらいたいのがまたありまして、役員等の一覧表、これも鹿児島県に提出をするんですよ。役員等、株主が入っています。株主も変わったら変更届を出さないといけないんですよね。ですが、亡くなった株主とか、株主に名前はあるけど、自分は出資もしていないし、株主になった覚えもないよという方がおります。私たちが政治倫理のときに、その方の、何と言うんですか、証明書みたいな、そういったのを集めてやったことがあるんですけど、そういったこともありましたので、その株主に関してもこれも大事な書類ですから、再度確認、県の指導をもらいながら再度確認をしていただいて、適性な対応をしてもらいたいと思いますが、いかがですか。

○建設課長（早川勝志君）

今、議員がおっしゃったことに関しては、建設業法の扱いになるかと思うんです。ですので、県のほうに話をするなり何なりするなり、考えてみたいというふうに思っております。村の、何

か、村が何かしら、例えば、処分を下すようなものではない、建設業法の扱いになると思いますので、その辺はまた県のほうと話をしていきたいというふうに思います。

○6番（勝山浩平君）

考えるレベルではないですからね。皆さん、公務員ですから、公務員には告発の義務というのがありますからね、考えの、違反の恐れがあると思った場合には、告発をしなければいけないというのがありますので、その点、念頭に置いて対応を図ってくださいね。

オスプレイですね、村長、これもうね、国の問題で大変あれですけど、墜落のリスクが、もうより高まってしまった、高さの緩和によって。ですから、今後も市町村、以前やったように市町村連携を図ってですね、九州防衛局を通して国また米軍に、特に住宅地上空での低空飛行禁止を強く求めていただきたいと思います。終わります。

○議長（奥田忠廣君）

これで6番、勝山浩平君の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

休憩 午後 2時30分

-----○-----

再開 午後 2時31分

○議長（奥田忠廣君）

休憩前に引き続き会議をはじめます。

5番、藏 正君に発言を許可いたします。

○5番（藏 正君）

みなさん、こんにちは。早速ですけども、一般質問を申し上げます。

最初に、台風時の波対策について伺います。湯湾釜集落の宮崎海岸は、浜辺に車の出入りができるほどにうるいし交じりの土砂が堆積していましたが、この数年の台風等の波により、果樹選果場裏の堤防は大幅に壊され、台風6号通過後には、選果場自体の基礎が露出するほどに侵食されました。大型土のうによる応急措置が取られていますが、今後、どのような対策を講じられるのか、湯湾釜集落に対してはしばらくの間、状況を観察して最善の方策を取るとの説明でしたが、現時点でどのような協議がなされているのか、答弁を求めます。

国直海岸の越波対策について伺います。国直海岸の越波対策については、国直集落からの要望により、景観の確保とウミガメ保護の観点から堤防の嵩上げはせずに、ウミガメが産卵するまえに堆積した砂を下げることで対応していくということが決められたと記憶しています。ウミガメは5月初旬から8月下旬に産卵し、産卵後2カ月余り、7月下旬から10月末までに孵化するといわれています。台風シーズンとぴったり重なります。国直海岸は、御存じのとおり、1回の台風で相当な砂が堆積し、台風が連続した場合はすぐに越波の危険が迫ります。そこで、ウミガメの産卵や孵化に対して、どれぐらいまで下げるのが有効なのか、産卵から孵化までの間の台風シーズンに堆積する

砂に対して、住民の安全確保とウミガメ保護の両立に向けた具体的な対策を講じるべきだと思いますが、いかがでしょうか。答弁を求めます。

次に、公園管理について伺います。大和村のホームページで嶺山公園について、平家の落人も使った見晴らしの良い岬、奄美大島の真ん中で海に突き出したこの岬は、目の前にどんと海が広がり、遠くまで海岸線が見渡せます。そのため、かつて平家の落人が追っ手を恐れて、見張り台をこの地に置いたといわれております。また、天候が良いと横当島、宝島、小宝島なども見え、冬場はホエールウォッチングもできます。夕日の名所としても評判です。村花のツツジが植樹されており、5月には満開のツツジが鑑賞できます。健康の坂、長寿の坂、園内のスロープや階段を利用し、展望台までは10分ほど歩きますと紹介されています。トイレも完備され、裏手の展望所も好評であります。しかしながら、1件の電話があり、観光客が階段が怖くて上がれない。途中で引き返して帰って行ったよとの通報がありました。数日後に確認に行きましたら、草刈りは済ませてありましたが、展望台までの階段道はうっそうとした気配が広がり、紹介されている爽快な景色はなく、自慢のツツジも雑草が被さり、枯死寸前の株も散見されました。公園は本村の顔であり、四季折々の風景で、訪れる人たちに癒しを提供する場所であるべきだと思います。とりあえず使えたらいい村道の管理と同様の管理計画では、公園管理は成り立ちません。管理計画の見直しを図るべきだと思いますが、いかがでしょうか。答弁を求めます。

フォレストポリス水辺の広場の管理について伺います。フォレストポリス水辺の広場の駐車場前に、到着した時点でほとんど管理がされていないのに気づきました。ツツジの生垣が草に覆われて見えません。通り沿いの草も元気いっぱいです。水辺の広場内も同様で、クラウドファンディングで設備された遊歩道も草が被さり、歩く気にはなりません。指定管理者制度による管理となっていますが、水辺の広場全体の管理等の予算措置はされているのか。されているのであれば、作業人員の確保や管理作業計画等について管理者との協議、指導等の連携を図るべきではないか、答弁を求めます。

最後に、グラウンドゴルフ場の管理について伺います。グラウンドゴルフ愛好者が増える中で、フォレストポリスグラウンドゴルフ場のフェアウェイ及びグリーンを常時保ってもらいたいとの声が上がっています。プレイヤーなら理解できると思いますが、同じコースのフェアウェイでありながら、通常より2倍、3倍の力でたたかなければいけない場合などあり、技術力向上の阻害になっているとの意見です。他地区の人気コース同様にベストのコンディションを保っていただきたいとの要望について、答弁を求めます。

以上壇上より申し上げ、答弁の後、自席より再質問いたします。

○村長（伊集院 幼君）

それでは、藏議員の御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の台風時の波対策についての、1番目の湯湾釜選果場周辺の波対策についての御質問でございますが、湯湾釜選果場におきましては、令和4年9月17日に接近した台風14号の高波の

影響により、護岸擁壁の一部が倒壊し、また本年8月8日には台風6号による高波の影響で、擁壁の一部の被災を確認したところでございます。

現在、被災した箇所につきましては、さらなる土砂の流出を防ぐため、大型土のうを設置するなど、緊急的な対応を行っておりますが、今年度緊急防災減災対策事業債を活用いたしまして、護岸の復旧を含めた湯湾釜選果場周辺の再整備について進めているところでございます。

選果場周辺におきましては、現在、担当課におきまして、水準測量による海岸浸食の状況調査を行っているところであり、侵食の要因といたしましては、沖合の海流変化も考えられることから、護岸工事に並行して消波ブロックの設置等についても、今後集落の意見等を伺いながら検討を進めていきたいと考えているところでございます。

次に、2番目の国直海岸の越波対策についての御質問でございますが、国直集落の海岸護岸につきましては、台風や高潮により越波し、海水とともに砂が隣接する道路や集落内に流入することがあったことから、越波対策として海岸に隣接する道路に防潮用の角落しと呼ばれる取り外しのできる施設を整備したところでございます。

台風襲来前に高潮の発生する恐れのある場合には、事前角落しを設置するほか、角落しの前などに大型土のうを設置し、事前に対策を講じ、越波対策を実施しているところでございます。また、集落前の砂浜の状況を確認しながら、砂浜の砂が堆積している場合は、護岸付近の砂を沖へ押し出し、さらなる越波対策を実施しております。

なお、国直集落の砂浜は、ウミガメの産卵が行われる場所であることから、集落民や専門家の意見を聞きながら施工時期や施工場所、施工方法を決定し、対応をしているところでございます。これまでも10数年にかけて集落の意見を聞きながら沖へ砂を押し出している状況でございますが、その点については台風後の状況を見ながら、地元民の意見を尊重しながら対策も講じているところでございますので、今後は現在の対応策の効果が出ているのかどうかということを含めてですね、集落の安全対策に努めていきたいと考えているところでございます。

次に、2点目の公園管理についての御質問でございますが、1点目の嶺山公園の管理といたしまして、草刈り等の環境整備を合同会社ひらとみと委託契約を締結し、他の公共施設の草刈りと調整を図りながら、年間5回の草刈りを時期に応じ実施しております。

また、トイレの施設につきましては、金久あいのかいと委託契約を締結し、週に1度の清掃も行っているところでございます。

議員の御質問にもありましたように、景勝地であることは我々も承知の中でございますが、なかなか管理が行き届かない点もあろうかと思えます。ただ草を刈るだけじゃなく、しっかり我々も施設の状況なども確認をしながら、今後の対応策を考えていきたいというふうに思うところでございます。

また、草刈り作業従事者におきましては、毎年減少している状況もでございます。現在、ひらとみにおきましては23名の方を雇用しておりますが、昨年度と比較しまして5名減少しており、今年度

も作業従事者の確保に苦慮しているところでもございます。また、台風等による災害発生時には倒木処理等の作業を優先する場合もあることから、施設の管理作業スケジュールに遅延が生じることもあります。しかし、嶺山公園は景観を楽しむために訪れる観光客も多いことから、今後もしっかり合同会社ひらとみと連携を図りながら、時期に応じながら作業を進めながら、適性な管理に努めていきたいというふうに思うところでございます。

次に、2番目及び3番目のフォレストポリス水辺の広場とグラウンドゴルフ場の管理につきましては、フォレストポリス施設として特定非営利活動法人タマスさんへ指定管理を行って、基本協定を締結し、管理運営を行っているところでもございます。

議員の質問にありましたように、これまでの契約締結の中での作業回数が少ないこともあろうかというふうに思っております。なかなか年間を通しての作業回数が、水辺の広場を含めてですね、特にグラウンドゴルフを今愛好者がいる中では、ゴルフ場の整備がなかなかうまく利用者に利用されていないというか、いい思いをされていない点も、我々も聞いているところでもございます。

施設の管理については、我々もしっかり施設の清掃パトロールをしっかりとその都度しながら、指定管理者と連携を図り、対応をしていきたいというふうに思うところでございます。

また特にフォレストポリスのグラウンドゴルフ場につきましては、我々も作業が大変だということで、乗用型の草刈機を配備しておりましたが、老朽化したことによって新たに草刈り機も導入しておりますので、管理者と話し合いをしながら回数を増やすことなど、我々も現状の把握をしっかりとしていきたいというふうに思うところでございます。

大和村も自然遺産登録後、いろいろと多くの観光客に訪れていただいておりますので、この施設管理が我々の最低限の責任だと思っておりますので、しっかり指定管理者と連携を密にしながら、管理に努めていきたいというふうに思うところでございます。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により関係課長、あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

○5番（藏 正君）

それでは、最初に波対策についてですね、湯湾釜集落の宮崎海岸のあれについては、大体、調査期間を設けて対策を講じていきたいということだったんですけど、大体、その調査期間を設けている間に、台風6号の被害が来て、結構、さっきも言いましたけど、選果場の基盤が見えるところまでできています。ですから、例えば今年、これから台風がどのくらい来るか分かりませんが、答が出ているのが、土のうも全部壊される状況が発生したんですよね、6号で。だから、いつぐらいまであのままにするつもりなのか、その調査期間というのを、例えば1年ぐらいを見るとか、2年ぐらい見ないと分からないとか、そういった何かあるのかなと思って伺いたいんですけど、調査期間について、どのようなお考えなのか。

○産業振興課長（福本新平君）

湯湾釜選果場の裏の護岸については、以前、飛行計測とあって、どの高さから降ろして、どれぐ

らい変化がみられるかという調査をしていたんですけど、その一部がまた台風6号で、やっぱり流されてしまって、その計測基準がなかったもんですから、緊急にちょっと計測方法を、測量方法を切り替えて、今、レベルスタッフで定点をいくつか決めて、それで基礎をとって、また状況に応じて、今どれぐらい減っていつているのかというのも見ているところです。それに併せて、村長の答弁にもありましたように、緊急防災減災対策事業を活用して、今、設計も並行して進めていきながら、また次年度には対策を講じられればなというふうには思っていますので、まず、どれぐらいの減るのも、その設計に合わせてこっちも情報提供しながら進めていければなというふうに思っております。

○5番（藏 正君）

ごめんなさい、ちょっと専門的なところが、全然よく分からなくてあれなんですけど、大体今の話で聞くと、1年ぐらい調査かかりますよということでもいいんですか。

○村長（伊集院 幼君）

これは海の、海流の関係がありますので、私も早く護岸の対応はできますが、あまり先走ってやりますと、手戻りが生じる恐れがあるもんですから、もう少し海流の流れを調査させるために設計をまず出しまして、沖のほうでとりあえず突堤なりの何か必要なのかどうか。やっぱり、大分この間、大潮のときに見てみましたら、今土のうを乗り越えて、今潮が今、もう大分上がっているような状況に見受けられましたので、やっぱり調査はもう1年ぐらいはかかるのかなというふうに思っています。それはしっかり選果場に影響がないように、我々はその都度、対応はしていかなければならないというふうに考えていますので、どうぞよろしくお願いします。

○5番（藏 正君）

その間、選果場についても、何か改修計画を立てていますよ、避難所と位置づけた中での。その工事には影響してきませんか。

○産業振興課長（福本新平君）

選果場の中身については、爆裂、コンクリートの爆裂とか、そういったところの補修であったり、雨漏りの補修の計画をしていますので、今実際調査、そして護岸のある中で、また台風等で、また大型土のうが流される、そういう影響がないように、またこっちも常に状況を把握しながら、また流されたときにはすぐ対応ができるような体制はとっていこうかなというふうに思っています。

○5番（藏 正君）

ぜひですね、調査しながら、また建設に行く前には、湯湾釜集落への説明責任も果たしていただきたいというふうに思います。

次、国直海岸について伺います。国直海岸の越波対策については、先ほど答弁があったように、いろんな角落しというんですか、とか土のうという対策が取られています。けども、やっぱり近隣の住民というのは、その越波に対する恐怖心がまだぬぐえていないところがありましてですね、や

やっぱり砂の状況をいつも見ているんですね。これはもう前から言う話あったんですけど、以前ですよ、どうしてもその産卵シーズンが5月の中旬にあると。4月中に4月の中旬あたりに砂をかきたいけれども、4月の頭というのは予算確保ができなくて、だけど、前課長がいらっしゃったときに、確か3月で補正なんかで組んで、組んで、4月にはすぐ砂をかいてたつてのがあって、それを実施している間、結構国直の住民の方って安心しているんですね。こんなふうに役場が自分なんかから再三言わなくても、事前にやってくれているんだと。だけど聞いたら、今年4月にそれをやっていないという話があって、まずは、それを今年やっていないのが、国直の住民からすると、何というのかな、引き継ぎ伝達ができてないんじゃないかという、ちょっと心配をしていましたので、その辺、ちょっと説明をお願いします

○建設課長（早川勝志君）

国直集落の海の砂浜の押土なんですけど、今年度4月とですね、5月に実際現場を確認しております、実際、砂が溜まってない状況、防波堤の現場から砂浜が約1m50ぐらい確保できている状態でしたので、まず押す砂が少なかったということで実施してないところでございます。

○5番（藏 正君）

これは4月の実施、不実施は理解できました。毎年ですね、例えば、1回の台風でいっぱい溜まると言いましたよ。そしたら、今度はカメとのやりとりがあるもんだから、どんぐらいまで下げた方がいいのかとかいう、これ、ある話している中での意見なんですけど、ある程度4月に下げるときに、大体の基準、ここぐらいまで下げようというような基準を決めて、その間、台風が来ますよ、産卵の後も、産卵中も。来たときに、今度は逆にあまり堆積し過ぎると、孵化にも影響するっていうんですよね。だったら、決めたらいいんで、台風が今年あまり直接来てないからいいんですけど、そういったときに備えて、大体のラインを決めて、そこまできたら、とりあえず下ろしておこうとかいうのが、目に見えたアベレージの砂の高さというのがあったら、ますます皆さん、安心するのかなと思うんですけど、その辺をちょっとプロフェッショナルのカメの専門家の方とか、そんなところで話したりしたことはありませんか。

○建設課長（早川勝志君）

現在、今のところですね、先ほど申し上げましたとおり、護岸の高さから約1m50から1m70ぐらいまでの間で押土しているのが現状でございまして、あまり深く掘り過ぎるとですね、護岸の転倒とか、逆に洗掘されて護岸が倒れるとかいうのはありますので、それはちょっと避けたいなというところでやっています。それと時期的なものもあるんですけども、ウミガメが産卵した後に台風が来て、やっぱり砂浜が堆積するという現象があった場合にはですね、地元の方がどこどこに産卵しているの分かるもんですから、その場所を除いた形でですね、押土をしようということで計画しています。もう間もなく9月、夏休みも終わりましたので、観光客も大分少なくなるということで、今月実施する予定にしております。

○5番（藏 正君）

ということは、既に1.5、上から、堤防の上から1.5から1.7の中での砂戻しを今まで実施していて、それでカメに対する影響もそんなにはなかったという数字が出ているというふうに思ってもいいということですね。

○建設課長（早川勝志君）

私どもとしてはそれで集落とも話しまして、集落の地元の方とも話をして、大体それぐらい下げるとい話をしていますので、特に問題は発生しないのではないかと考えています。

○5番（藏 正君）

これについては、集落民の心配事の解消ということで伺っていますので、例えばこれから、台風が接近する前とか、以前もですね、台風接近の可能性があるときには、事前に国直の砂の状況を実施しますということでも伺っているんですけど、多分これもやってくれていると思うんですけど、そのときに、やっぱり国直の代表というか、区長さんなり、誰か国直の方と一緒に見て、役場がこの辺、ちゃんと見ているよというのをアピールする必要もあるんじゃないかなと思いますけど、国直の区長さん立ち会いの下で、そういった調査はされていますか。

○建設課長（早川勝志君）

役場の建設課の職員のみで、今実施しております。今後はそのような形で進めさせていただきたいというふうに考えております。

○5番（藏 正君）

ぜひですね、国直の皆さんにある意味アピール、役場職員が台風前には視察していますよというのを知らせたほうが、安心度も広がると思いますので、よろしくをお願いします。

次にですね、公園管理について伺います。嶺山公園について、一番今回、自分も嶺山公園はトイレを利用したり、裏側の展望所のほうは何回か行く機会があって、友だちを連れて行ったりとかする、なかなか上のほうには登る機会がなくてですね、自分もその階段の状況とかをずっと見てなかったんですけど、今回、1本電話が入って来て、先ほど言いましたけど、どんな管理をしているのって、草ぼうぼうだし、怖くて僕なんかでも行けないよってという連絡がありました。役場にも言うてあるからという、すぐ直るとは思うけどとは言っていましたけど、自分はそこからちょっと2週間ぐらい遅れて視察に行っているんですが、ないだ痕はあるけど、どうもやっぱりうっそうとしてですね、薄暗くて、何か、上に行くまでの間に、何か、怖いぐらいの感覚で上に行く。上に着いても、前、爽快、着いたという考えがありましたけど、今は何か木に覆われて薄暗い感じだし、あの展望台のあそこに上がらないと、見えない。ツツジもすごく大きくなっているんですね。ツツジの1株1株がすごくでかくなって、これはあれぐらい大きいから外からも見栄えもあるんだなというの分かるんですけど、草刈りをしたすぐ後だったもんだから、雑草がツツジに覆いかぶさっているんですよ、かぶさって枯れているんですね。その中には1株はもう枯れようとしている株が一つ、見受けられました。だから、村道の管理と、多分、人材、作業スタッフが足りないという話は課長から聞きましたけど、そういう問題じゃなくて、公園の管理と道路の管理というのは全く違う

もんだという認識をするべきじゃないかなと思うんですよ。とりあえず車が通ればいい、車が通れて畑に行けたら、それで用を足しますけど、公園というのは、さっき言った、上がればするけど、観光客がそこでどんな思いをするのという、爽快な気分思いをするのか、何か、ただどきどきしたという、そういった意味も違ってきますので、公園管理の管理計画というのを根本的に見直す必要があるんじゃないかなと思うんですけど、いかがですか。

○産業振興課長（福本新平君）

嶺山公園の管理については、そういう管理について問い合わせがあったということで、管理が若干遅れた部分に関しては、申し訳なく思っているところです。嶺山公園、ほかの公園については、やっぱり作業員は村道の、村道、県道、ほかの施設の管理者もお願いしながらやってはいるんですけども、やはり管理している方のほうが、毎年同じような管理をしてもらったりするので、その辺については同じ班の方をお願いしながらやっているところでもあります。ただ、今回は台風の被害とか、大雨の被害とかあったので、やはりその状況を見ながら、ほかの緊急的な道路の倒木の処理とかをお願いした部分もあって、若干遅れてスタートした部分がありまして、嶺山公園にほかの公園の施設を伐採作業をしている中で、ちょうどそういう状況が生じてしまったのかなというふうなことは反省します。今後、担当課、そして担当の私どもとひらとみ、これでやはりどこまで管理をするかというのは、やっぱり議員がおっしゃるようにちょっと変えていって、作業員が少ない中で、やり方というのはやっぱり見直していく必要もあるのかなというのは思っていますので、それは改めて状況を常に確認しながら進めていければなというふうに思っております。

○5番（藏 正君）

その草刈りとか、そういっただけじゃなくて、もうちょっと向こうに行ったときに、何と言うかな、植木職人というんですかね、剪定の、そういった木を切れる職人とか、そういった方も年に1回か2年に1回か分かりませんが、する必要があるんじゃないかなと思うんですよ。何か、階段、枝が出てきている、その狭さとか、行って見たら分かると思うんですけど、そういった木の感じなんかも、ときにはそういったプロに剪定させたりというのも必要だと思うんですけど、いかがですか。

○産業振興課長（福本新平君）

今議員がおっしゃったように、中の管理までその作業員の方に、作業従事者にさせると、ほかの公園にまた遅れが生じてしまえば、それはちょっとほかの公園で、今度は遅れてるんじゃないのとかいう意見も多分聞こえてくると思いますので、その辺については以前、ほかの場所でもそういうプロの方、ひらとみでできない部分をちょっとお願いしたりとか、緊急的な対応を取らせてた事例もありますので、その辺も検討しながら進めていければいいのかなというふうに思っております。

○5番（藏 正君）

あのツツジなんかは、本当に1株1株見事なツツジになっていますので、その辺もやっぱりプロ

フェッショナルにですね、たまには見せて、剪定なんかしてもらったほうがいいかなと思いますので、お願いしたところです。

次、水辺の広場ですね、水辺の広場も、その嶺山公園見た後に行ってみたんですけど、ちょっとですね、自分は正直言ってちょっとびっくりしました。その、皆さん、分かりますかね、下りたら、真正面にトイレがあって、Uターンしたところに駐車場がありますよ。そのトイレから真っ直ぐ下りる道があるんだけど、駐車場に入らなくて、そこを両サイドにツツジがある、僕はツツジがあるのを知らなかったんです。だけど、そこは草がこう、覆われているから、見たら、ツツジが見えないくらい草で覆われているんですよ。あれ、これは管理してないなと思って、そこから水場の広場に抜ける道、車が通れる道ですよ。そこもススキでいっぱいでした。水辺の広場に入りました。水辺の広場から、何と言うかな、キャンプ場のほうに回る道沿いは、少しは通れる感じがありますけど、あと一番ショックだったのは、クラウドファンディングで準備した遊歩道、歩道があるのは分かるんですよ。ちょっと新しい色だったもんで。だけどそれがそこを歩こうという気持ちにならないくらい、草の管理ができていない。だから、僕がこんなことを言うと、指定管理業者のことをバッシングしているように取られてもしょうがないんですけども、そこは指定をしている大和村当局もクラウドファンディングを実施したのは、タマスさんじゃないんじゃないですか。まずクラウドファンディングの実施者は誰がしたんですか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

クラウドファンディングの実施者は我々大和村当局であります。以上です。

○5番（藏 正君）

そのクラウドファンディングの性質上、やっぱり思いがあって投資しているんですよ。そこを考えると、指定管理って預けているから、向こうがということじゃないんじゃないかなと思うんですよ。そこについて、クラウドファンディングの完成からここまでの間、何回か視察されているのか。自分もなかなか水辺の広場もなかなか行かないもんであれなんですけど、その完成からの間の流れというのが、全然見えて来ないんですけど、当局側はその視察、完成後の視察等をされていますか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

クラウドファンディング終了後につきましては、この水辺の広場を中心に、希少な昆虫の生息地となっておりますので、その生息地の整備といいますか、そういった人為的に手を入れて、常に手を入れて整備をしていかないといけないということもありますので、毎月1回程度、役場職員のほかの課の職員の応援もいただきながら、水辺の広場周辺の、特に池の中ですね、中のほうを中心に作業をさせていただいているところでございます。以上です。

○5番（藏 正君）

毎月行かれてた。ちょっと待ってください、毎月行かれていて、特に水の中の池の中の作業。僕は逆に聞いてました。その希少な動植物がいるところだから、あまり手は付けられないんだよと、

水辺の辺りはね。だけど、僕が見た遊歩道あたりは、あの遊歩道沿いぐらいはないとおかないと、怖くて歩けませんよ、誰も。だから、課長は、ごめんなさいね、今聞いてちょっとあれなんだけど、水辺の管理もだけど、そのときにその遊歩道のその辺の見た目とか、そういったのには気づかなかったですか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

我々といたしましては、まず水辺の広場のその水の池の中のほうに、すみません、気を使っている部分がございます、遊歩道のその周辺については、若干見落とししていたところもあるのではないのかなというふうには考えております。以上です。

○5番（藏 正君）

とにかくですね、毎回行って見慣れているのかも分かりませんが、やっぱり久しぶりに行ってみると、なんじゃこりゃて、もう僕から見たら放置されているなというぐらいの感覚ですよ。まず入口から、あの駐車場近辺から。その周りも回って見ましたけど、僕は逆に思ったのは、あの水辺の広場の広さ、相当広いじゃないですか。こっち側にもあれば、向こう側にもあるし。だから、まずさっき予算措置されているのと聞いたのもそれだし、それと産業課長が先ほどスタッフがちょっと、ひらとみで確保しているスタッフがちょっと足りない状況にあるとおっしゃいましたよ。もしかしたら、このタマスさんも、そういったあの広大な敷地を作業させるのに、そういったスタッフ不足もあるんじゃないかなと、あの広さを見たときにですね。ですから、ああいったのを多分観光客の方が見たら、僕と同じ気持ちになると思うんですよ。そういう思いにさせないためには、やっぱり当局と指定管理業者のタマスさんにもちゃんと受けた分は、してもらわなければいけない。だけど、できない事情があるんだったら、その事情と一緒に、さっき言ったスタッフが確保できないんだよと言うんだったら、そこはまたひらとみさんたちと相談して、お互いに助け合えるところは助け合いながら進めていかないと、あっちに任せているからとかいう話じゃ、今のまま変わらないと思うんですけど、いかがですか。

○産業振興課長（福本新平君）

まず、その指定管理者に対する草刈りに対する予算というのが、指定管理料に対して36%、924万に対して336万円は草刈りに係る経費として見ているところです。ただ、これは2カ月に1度のペースとかでお願いしながらやっけていまして、昨年度までそういった水辺の広場に対する、ちょっと御指摘とか、苦情とかというのはなかったんですけど、やはりちょっと今年、そういったのが見えたのかなというのがあります。これはもう当然、私たちとタマスさんとの連携不足であり、協議不足もあるのかなというふうなのもありますので、やはりそれであればどういった形が一番いいのか、指定管理料をもうちょっと草刈りに係る経費を頻度を上げるような取り組みをするのか、それともほかと連携した形を取るのかというのは、やはり常に情報共有していかないといけなかったのかなとも思っていますので、その辺は改善するところは改善しながら、取り組んでいければなというふうに思っております。

○5番（藏 正君）

やっぱりあのスペースで、水辺の広場だけじゃないですよ、管理するのは。それで3百何十万という、絶対に足りないと思います。増やせという意味じゃなくて、だったら水辺の広場で最低限管理するところは、もうちょっと具体的にですよ、管理してねだけじゃなくて、せめて遊歩道の、遊歩道は安全に歩けるような管理とか、この部分はやってくださいねという、もうちょっと管理の中身の具体的などころを決めていくべきじゃないですかね。それとさっき言った作業スタッフの件、委託費の件も併せてですよ、予算がどんぐらいで合わないのかとか、そういったものをもうちょっと受託されているタマスさんと当局の間で、もうちょっと細かい試算をしていくべきじゃないですか。

○産業振興課長（福本新平君）

4月になってタマスさんとも一度、指定管理とか、その運営の状況だったりとかいうのは、話し合いを必ずしているんですけど、その中で、こちらも行って、ちょっと草刈りをもうちょっとお願いしますよとか、そういう話し合いとか、そういうちょっと指導とか、そういったことはあるんですけど、具体的に、じゃまた時間を取ってという、打合せというのも定期的にやってないものから、その辺については何かあったときだけ、こっちと対応するというわけじゃなくて、何かしらで情報をきっちり練れるような体制は取らないといけないのかなとは思っております。

○5番（藏 正君）

ぜひですね、その管理の中身の詳細についても、この際、細かいところまで、向こうがどういう状況でやりづらいところがあるとか、草ないでねと言ったとき、どのくらいながんばいかんのかとか、ほかにも絶対あると思うんですよ、運動場の周りとかもいっぱいありますしね。これから言うグラウンドゴルフ場の整備の話もありますので、ぜひ細かいところの打ち合わせをタマスさんとしていただきたいと思います。

最後に、グラウンドゴルフ場について、これはですね、僕がこの頃自分もグラウンドゴルフを参加するようになって、以前には気づかなかったところなんですけど、やっぱりグラウンドゴルフも何回か通って、やっぱり練習した分、上手になっていきます。当たり前の話ですけど。だけど、練習した分、難しくもなっていくんですね。そしたら、同じところで、1日、何となく感覚が分かったとって、あのコース覚えてきたぞというときに、フェアウェイの草が2倍位に伸びている。そしたら全然違うわけですよ。それこそそこでずっとやっている人は、自分でこっちもないで、自分でないで練習しようとなるぐらい、実際にやっている人もいますけど、やる人もいますけどね。だから、言えば、相当な、今の管理状況より相当人件を入れないとできないと思うんですけど、だけど自分が何回か行ってる、笠利とか、有名どころのグラウンドゴルフ場というのは、すごいきれいに管理しているんですよ。何と言うかな、やっぱり大和村に、大会のときはすばらしい環境でさせてもらいますけど、あの大会のときに近い環境を保ってもらえないのかなというのがあって、そこから辺を今の指定管理のタマスさんに言っても、今水辺の広場の状況があんな状況なのに、ここまで

というのは、多分無理があると思うんですよ。だから、あえて今回ここに議題として上げたんですけど、そこら辺、今、大和村というのは、郡体を制覇したりするぐらいのグラウンドゴルフの勢いがある地域ですので、そういった方々の要望も入っていますので、グラウンドゴルフ場についての整備について、もうちょっとコンディションのアベレージ化を図っていただきたいと思うんですけど、どうでしょうか。

○産業振興課長（福本新平君）

（徴収不能）部分がありましたので、ある程度きめ細やかな管理ができるという形で、昨年度芝刈り機を入れて対応しているところです。そういうグラウンドゴルフ、やっぱり利用する方というのは、スコア等がやっぱり重要ですので、定期的にそこについてはですね、管理してもらうように話し合いを進めている中で、やはりグラウンドゴルフ場の利用者も多くなってきて、なかなかプレイされているときにできないとなったりする場面もあって、そこは状況に応じてその中で管理しているものだというふうには思っています。ただ、どの程度やって、どの程度やるのにどれぐらいの労力がかかるのかどうか、どれぐらいやっぱり、こういうイベントのときには、どのぐらいの労力だったり、日にち、日数がかかるのかというのも、その辺もやっぱり情報交換をしながら進めていって、そういう意見があればそういうことが可能なかというのも、あと利用者の状況、平日の状況とか、土日の状況とかも、やっぱりこっちも情報をもらって、それでどう対策ができるかというのも、やっぱりその中で検討していく中で、また話し合いができればなというふうに思っています。

○5番（藏 正君）

ぜひですね、今おっしゃったように、メンテナンスの日と決めてもいいと思うんですよ。何曜日の午前中はどここのコースをメンテナンスするので、ここしかできませんよとか、メンテナンスを設定したり、入込客の少ない日を設定するとか、そういったのはタマスさんとの協議の中ですね、ぜひ進めていって、ますます大和村のグラウンドゴルフの技術が向上するような計らいをお願いしたいと思います。

終わります。

○議長（奥田忠廣君）

これで5番、藏 正君の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

3時半から再開したいと思います。

休憩 午後 3時16分

-----○-----

再開 午後 3時30分

○議長（奥田忠廣君）

休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、2番、前田清和君に発言を許可します。

○2番（前田清和君）

皆さん、こんにちは。ただいま議長の許可をいただきましたので、通告しております2点、質問させていただきます。お疲れのこととは思いますが、しばらくの間お付き合いください。

まず1点目は、地域おこし協力隊について伺いたします。地域おこし協力隊とは、人口減少や高齢化などの進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に受け入れ、地域協力活動を行ってもらい、その定住定着を図ることで、意欲ある都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持強化を図っていくものと、目的とするとあります。本村においても、平成28年度から地域おこし協力隊の採用を行っております。地域おこし協力隊の方々は、それぞれの夢や希望を持ち、地域の活性化、地域の発展のために働きたいという意欲をもって移住して来られていると思います。しかしながら、実際は理想と現実と大きなギャップがあるように見られます。私が今感じることは、地域おこし協力隊の立場がただただ役場の会計年度職員として活動しているようにしか見えません。果たしてこのようなやり方、形でいいのか、抜本的な改善が必要でないか。そうした点を踏まえた上で、他の町村が地域おこし協力隊の採用を進める中、本村においては採用が少ないと思うが、本年度、今後、採用、雇用はあるのか。採用、雇用があるとすれば、どのような人材配置をお考えなのか、答弁を求めます。

また、今後、本村の発展の上には、行政の役割はもちろんのこと、それぞれの集落が元気でなければいけません。集落活性化に向けて、地域おこし協力隊の新しい発想や活動が地域を盛り上げる可能性も考えられますので、集落への配置を含めて検討していただけないか、村長の答弁を求めます。

次に、大和中学校の今後について伺いたします。平成23年4月に統合された村内唯一の中学校でさえ、生徒の減少により小規模校であり、今後の学校維持、存続においても生徒の確保は必要不可欠であります。そのためにも、魅力ある、例えばスポーツをとおして村外からの受け入れ、また移住も含めて受け入れなどもいいと思うが、今後、当局としても検討していただけないか、答弁を求めます。

また、教職員の負担軽減において、全国的にもクラブ活動指導が見直されています。本村においても、今後、どのような対策をお考えなのか、答弁を求めます。

以上、壇上より申し上げ、答弁をお聞きしまして自席より再度質問させていただきます。

○村長（伊集院 幼君）

それでは、前田議員の御質問にお答えをいたします。

御質問の地域おこし協力隊の質問については、私のほうから答弁をさせていただき、大和中学校の今後につきましては、教育長のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、1点目の地域おこし協力隊についての御質問で、今年度の採用、雇用について、並びに2番目の人材配置についてでございますが、これまで本村では平成28年度1名、平成29年度3名、令

和3年度1名、令和4年度1名の計6名の地域おこし協力隊を採用しており、現在、令和4年度に採用いたしました隊員1名が職務に従事をしております。しかしながら、現在従事中の1名を除く5名のうち4名が業務内容等が本人の希望とそぐわなかったことなどから、途中退任をしております。我々といたしましても協力隊の採用に関しましては、十分な業務内容の検討が必要であったと、反省と課題を踏まえ、議論を行い、村が今後進める施策に関して協力隊の活用を検討したところでございます。

先ほども御説明いたしました現在、本村における地域おこし協力隊は1名で、企画観光課配置となっており、主に野生生物保護センターを中心に、本村が事務局を担っております奄美群島12市町村で構成をしております奄美自然体験活動推進協議会の業務を担当してございます。

今後の新たな採用につきましては、業務内容等について十分な検討を踏まえた上で、保健福祉課主管で計画をしております集落長屋構想に従事していただく協力隊員を今年度募集する予定としております。本構想は住み慣れた集落で最後まで安心して暮らせるための環境づくりを目指し、これまで在り方検討会及び総合福祉検討委員会において協議がなされてきたものでございますが、地域交流の場、生活支援ハウス、小規模多機能型居宅介護事業所を一体的に整備する計画であることから、看護師、介護士等の有資格者を優先することとしております。しかしながら、無資格者においても集落長屋構想に関心を持ち、介護初任者研修受講意欲のある方であれば応募可能とする予定にしております。その準備といたしまして、人材確保の可能性を調査することを目的に、今年7月に大阪で行われた奄美群島への移住定住イベントへ参加をいたしまして、そのときに4名の有資格者が本構想へ興味を示していただいております。また、協力隊としての採用は、移住を伴うものであり、これまでとは異なる仕事や生活環境の変化に不安を抱くこともあることから、そのような不安を軽減し、さらに本村での生活環境や集落の雰囲気、職務の内容等を事前に把握していただいた上で、地域おこし協力隊としての応募につながるよう、9月30日から2泊3日の行程でお試し地域おこし協力隊を実施し、実際に大和村にお越しいただく予定としております。このお試し地域おこし協力隊には7月の移住定住イベントで興味を示された方も含め5名の方が参加をされる予定となっており、協力隊としての人材確保につながる可能性があると考えております。募集にあたりましては、10月2日から12月15日までの期間、村ホームページ及び一般社団法人移住交流推進機構ホームページで募集を行い、令和6年4月からの採用を計画しております。

3番目の集落への配置検討についてでございますが、現在、本村における地域おこし協力隊の活用に関しましては、村政運営全般において、明確に職員だけの対応が困難で、外部人材の力が必要な部門を見極め募集を行うこととしており、その活動の範囲は一部の集落を対象としたものではなく、村全体を対象として考えております。

集落に配置することとなった場合には、配置を希望する集落が協力隊に何を、どのような活動、役割、業務を求めるかを、今回、募集を計画している集落長屋構想と同様に、明確にする必要があります。現在、地域おこし協力隊制度におきましては、受け入れる側の求める活動が明確でなくあ

いまいなことから、隊員が赴任地でやりたいと考えている活動とのギャップが生じ、隊員のやる気、やりがいなど、モチベーションの低下により任期途中で退任するケースが発生していることから、全国的な課題となっているようでございます。このようなことから、協力隊の配置を求める集落がございましたら、まず、どのような活動、人材を求めるのかを明確にさせていただいた上で、村へ御相談いただいたいと考えております。御相談内容を確認しながら、協力隊を募集するべきであるのか、検討をさせていただきたいと考えております。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により担当課長あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

○教育長（農原弘久君）

次に、大和中学校の今後についてですが、児童・生徒の就学については、市町村教育委員会が就学予定者が就学すべき学校を指定することとしています。就学校の指定にあたっては、あらかじめ通学区域を設定し、それに基づいて指定を行っています。つまり、原則として保護者が居住する校区の学校に通学することとしています。そして、大和村外から大和村の学校への通学は、区域外通学となります。保護者は通学すべき学校の指定に従って、その子を就学させる義務を負いますが、指定された学校について保護者の意向や子の状況に合致しない場合などにおいて、市町村教育委員会が相当と認めるときには、保護者の申立により市町村のほかの学校に変更することができます。ただし、具体的にどのような事由について就学校の指定の変更が認められるかについては、地域や学校の実情に応じて各市町村教育委員会が判断することになっています。例えば、いじめや不登校、家庭の事情、通学困難、該当学級なしなどが事由などが挙げられ、該当する市町村の教育委員会同士の合意が必要です。

このような状況からも、公立の学校で特定の教育活動、おっしゃるようにスポーツ、部活動を売り物にしての勧誘は難しいと考えます。また、市町村教育委員会の判断により、この指定に先立ち、あらかじめ保護者の意見を聴取することもできるようになっています。いわゆる学校選択制であります。就学校指定にかかる制度の運用については、地域の実情や保護者の意向に則して市町村の判断と責任において適切に行われるべきものであると考えます。

学校選択制を導入している市町村においては、保護者が学校により深い関心を持つことや、保護者の意向、選択、評価を通じて特色ある学校づくりを推進できるといったメリットがあるとされる一方、学校の序列化や学校間格差が発生する恐れがあることや、学校と地域のつながりが希薄になる恐れがあるというデメリットも指摘されています。

現在、大和村内の小中学校においては、郷土教育を基盤にした将来大和村に住みたい、大和村の発展に貢献したいという心の教育の充実、小規模校ならではの個に応じた教科指導の充実など、それぞれの学校が各校区、集落の特色を生かした教区活動を推進しています。そして、それらの教育活動を新聞などのメディアや学校ホームページ、ブログなどで発信することに力を入れています。これらの取組を充実させていくことで、各学校の取組に関心を持ち、この学校に通わせたいという

思いを持たせることが、大和村内の小中学校の維持、集落、校区の活性化につながっていくと考えます。つまり、Iターン、Uターン、受け入れ策が現実的であると考えられます。これは教育委員会だけで検討するのではなく、村全体で検討する必要になると考えます。

次に、教職員の負担軽減につながる部活動ですね、部活動の見直しについてですが、中学校における部活動の在り方についての御質問になるかと思えます。

部活動は教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会や、多様な生徒が活躍できる場として運営されてきましたが、部活動顧問、つまり教師の献身的な勤務の下で成り立っており、休日を含め、長時間勤務の要因であることや、指導経験のない教師にとっての多大な負担となっている状況が課題とされてきました。そこで、令和2年に文科省より、持続可能な部活動と教師の負担軽減の両方を実現できる改革を進めていく通知が出されました。改革の方向性の一つとして、部活動は必ずしも教師が行う必要がない業務であることを踏まえ、部活動改革の第一歩として、週休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境を構築することが打ち出されました。国の方針を受け、大和村でも昨年12月に大和村地域部活動推進連絡協議会を発足させ、部活動の地域移行に向けた話し合いを進めてきました。大和中学校の運動部は水泳部、バドミントン部、ソフトテニス部が活動しています。部活動の地域移行での一番の課題は、指導者の不足ですが、幸いにも大和村にはこれらの競技種目についてスポーツ競技団体があります。そこで、教育委員会と大和中学校運営協力団体の代表者が集まって、国や県の方針について確認し、令和5年度からの実施に向けた具体的な協議を行いました。そして、県から令和5年度から休日の運動部活動を、失礼、週休日の運動部活動を段階的に地域に移行するという方針が出されたことを受け、本年度6月に協議会を開催し、各競技団体と部活動顧問が連携を取り、夏期休業以降の週休日の移行を具体的に進めることを確認いたしました。実際に運営を進めていく上では、指導者と生徒、学校との指導方針の合意も必要になるだけでなく、運営団体での指導者の確保、それらについては第2回協議会に持ちよってよりよい地域移行について考えていきたいと考えております。

教員の働き方改革はもちろん、指導者による専門的な技術指導により、勝ちたい、楽しみたいといった生徒の部活動におけるニーズに応じた活動ができることを期待しております。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により事務局長、あるいは自席のほうから答弁をさせていただきたいと思えます。

○2番（前田清和君）

まず、地域おこし協力隊ですが、村長から答弁いただきまして、大変すばらしい返事をいただきまして、ありがたいと思っております。実はこれ、平成31年の3月の定例議会で一度質問させていただきました。その当時、平成28年から採用してはいたけど、1人は育休されて、3名の方はその時点でもう辞められて、その後、随時採用していきますということでしたけど、実際、やっぱり先ほど村長が数字を出しましたけど、結局、5名採用したうちの4名の方が途中で辞められたと。やっぱり自分が思っていたのと全然違うということで、途中で辞められたのかなと思っています。そ

の当時、平成31年度は村長の答弁では、合同会社ひらとみの業務に携わる地域おこし協力隊ということを通じて言われていたんですよね。僕は今でもその合同会社ひらとみに携わる地域おこし協力隊を、まだ当局は採用の要綱として、条件として思っているのかなと思ったら、ただいまは保健福祉課、集落長屋構想とか、去年、一昨年は企画観光課に入れられて、本当に平成31年度とこの4年、5年で大和村が地域おこし協力隊にかけるといふか、少しずつ意向が変わってきたんだなって、大変うれしく思っているところです。やっぱり今までね、私自身がほかの大島本島の町村に比べてみても、地域おこし協力隊の活動というのが、よく新聞に出ていたんですよ。隣の町であったり、隣の村であったりね。本村はそれに対して、大和村は少し遅れているなど、ちょっと消極的になっているのかなという部分がちょっとあったんですけど、この令和6年度、来年度4月から集落長屋に携わる地域おこし協力隊も、9月の30日からお試しということでやられるということも、大変素晴らしいことだなというふうに思っているんですよ。今回は、その当時、平成31年は、今はどうか分かりませんが、村長は地元ゆかりのある、地元出身者とか、地元で親がおられる方々を都会から連れて来て、親が住んでいた大和村で地域おこししてくれないかなという考えだったんですけど、今回見たら、全くそういうのじゃなくて、大阪に行かれて、そういうところで声をかけた、そういう方々を引っ張って来ると、本当に素晴らしい考えだというふうに思っていますが、この地域おこし協力隊の給料ですよ、総務課長、これは多分国からの補助金とかで賄われていると思うんですけど、この給料というのは、今の会計年度職員ぐらいの、会計年度にも特殊があって、多い方もおられれば少ない方もおられると思うんですけど、平均して同じぐらいの地域おこし協力隊の給料というのはいただけるんですかね。

○総務課長（政村勇二君）

この地域おこし協力隊の給料でございますが、地域おこし協力隊制度においては、年間の活動費として年間480万円、確か480万円だったと思います。これが特別交付税の対象となっているところでございまして、うち約半分近くが人件費に当てられるところでございます。現在、こちらの会計年度任用職員の1級1号の一般事務の行政職より若干高い価格といたしますか、給与設定になっているところでございます。

○2番（前田清和君）

やっぱりこの地域おこし協力隊って、本当に奄美が好きで、やっぱり、そういう自然のところ、そして地域の方々と一緒に盛り上げて、地域をおこしていきたいという思いで来ると思うんですよ。ですから、本当に今回の話を聞いて、給料もそこそこ普通に、贅沢さえしなければ生活もできますし、そして奄美を満喫しながら地域と一緒に盛り上げていく、そういう点では集落長屋も構いませんし、何より、先ほど村長の答弁にありましたけど、その地域で各集落で地域おこし協力隊を採用したいと、こういう地域でこういう事業を起こしたいと、そういう方々がもしおられたら、採用をしてくれると、村長は検討しますという返事をいただきましたので、ぜひね、集落に、区長さんを中心にね、各集落は頑張っていますけど、やっぱりこう、私たちは大和村に住んで

いるから、大和村のいいところとか、全然気づかないんですよ。私も大棚にずっと住んでいますけど、大棚ってもっとこんないいところがあったんだなって、そういうのはやっぱり住んでいる人は分からない。でも、都会から来られた方というのは、そういう私たちが感じない、気づかない、そういう田舎の良さというのをすごい感じると思うので、ぜひですね、来年度以降、各集落で地域おこし協力隊を1人入れて、各集落をやっぱり活性化したいという人がおるのであれば、やっぱり今後の検討にしていきたい。やっぱり当局がいくら一生懸命、大和村はね、本当に子育て支援から高齢者支援、ほかの町村に負けないぐらいやっているんですよ。ただ、行政だけが頑張っても、僕はだめだと思います。やっぱり大和村の発展の上には、今後、やっぱり各集落がまず元気じゃないと。いくら行政がやっても、各集落は高齢化が進んでいます。若い、地域に若い方々がない集落も、もう本村にはあちこち見られます。そういう方々を手助けするためでも、各集落に地域おこし協力隊を置いてですね、やっていきたいという集落があればですよ、ぜひ検討していただきたいと思います。村長、ぜひそれを前向きにお願いしたいと思いますが、もう一度お願いします。

○村長（伊集院 幼君）

議員のおっしゃるとおり、我々もよそからの人材を活用しようということで、これまでいろんな形で採用をしてきました。そしてまた面接もしました。途中で、赴任にあたって途中でどたきやんをされたケースもございました。そのときは、ひらとみの運営にあたっていただこうという人材だったんですけど、そういうことで、来れないという事情がございました。ですから、我々もやっぱり移住というのは、ちょっと難しいなという、いろいろ庁舎内で議論を重ねてくる中では、どういう形で人材を確保していくかということを検討する中ではですね、職種を限定して来てもらうのがいいんじゃないかということで、これからのやっぱり高齢化を迎える大和村において、福祉の人材を試しに協力隊として、今回こうして応募してみようということで、もう苦肉の策で我々は集落長屋を中心に、福祉に携わっていただく方を協力隊として呼びしようということから、今回取組を進めましたら、ありがたいことに経験者を含めてですね、そういう方が来られるということは、大変我々もよそに募集して良かったのかなという、我々もしておりますが、しかし、いろんな形で協力隊は我々も呼びかけてはおりますけれども、本当になかなか来ていただけないという現状がありますので、コロナ禍の中で、我々の郷友会の総会もこれまで開催されておりましたが、今年度から総会もこうして再開されますので、我々もPRとして出身者の皆さんに、いろんな形で呼び掛けてですね、第二の人生、また新たな仕事として、大和村に貢献していただける人材を、いろんな場面で確保できるように、我々も頑張っていきたいと思います。以上です。

○2番（前田清和君）

ぜひですね、地域おこし協力隊のやっぱり力が必要だと思いますので、私たちには行政だけじゃない部分もありますから、そこは地域おこし協力隊の力を借りながら、また進めていければなと思いますので、ぜひ前向きに進めてください

それでは、2番目の大和中学校の今後についてです。平成23年にね、4月に合併して12、13年経

ちますけど、今後の中学校の生徒の推移はどのようになっておられますか。

○教育長（農原弘久君）

令和5年度現在、大和中学校は24名、今後の5年間の推移ですが、6年度が25名、7年度が25名、8年度が27名、9年度が29名、10年度まで10年度が29名と、今のところの数字です。

○2番（前田清和君）

もう30人に満たないんですね、令和10年度まで見ても。今、先ほど教育長からもありましたけど、クラブ活動がね、水泳とバドミントンとテニス部、三つ、今やって、多分、美術部も、美術部というか、何かそういうのもあると思うんですけど、この人数、見たときに、その20数名で団体スポーツというのができないんですね、僕、多分サッカーしたいとか、野球したいとか、中学校へ来て思っても、そういう団体競技ができていないのが現実です。今あるのは水泳の個人種目とか、バドミントンもシングルとダブルス、二人おれば大会に出れる、ソフトテニスも一人か二人で出れる。そういう人数の少ないクラブ活動しかできていないのが現状じゃないかなと思っているんですよ。であったときに、ある方から聞いたんですけど、うちの子には今度バレーボールをさせたいと、でも大和中に行ったらバレー部がありませんから、小学校を卒業したら家族で大きな学校、市内の学校に行ったりして、子供たちにさせたい、そういう親もいます、実際。だから、せっかくこの30名弱の中でね、やってて、せっかく大和村でありがたい支援をいただきながら、本当は大和村にいたいけど、子供がこのスポーツがしたくて、このクラブが入りたくて、大和村からもう出て行かれますという親の方々もおられると聞きました。であれば、やっぱり先ほど教育長もありましたけど、大和中、小規模校で今頑張っているそのスポーツに対してね、行政として何か手助けができないかなと。先ほど僕の質問もちょっとあれでしたけど、教育委員会の間で、移住地外の子供たちはそのこの学校に入れるという話しも聞かせてもらいましたけど、ちょっとこの通告にありませんが、企画観光課課長にお伺いしたいんですよ。村外は先ほど教育長から説明がありましたように、奄美市だったら奄美市と大和村の教育委員会で話し合いをして、合意の上、奄美市から大和中には変えられる可能性もあると、あれはあったんですけど、その移住関係で、例えば、大和村でね、大島本島でバドミントンをしている子供たちというのは少ないんですよ。ましてや、大和ジュニアというのが、一生懸命頑張ってる、指導者も一生懸命頑張ってる、大島では鹿児島県でも大和ジュニアといえ、すごい有名になってきているんです。その子供たちが今度中学校に入っていくんですよ。中学校に入ったときに、またそのままバドミントンされると思います。でもこの大島の中で、今、バドミントンをしている子というの、名瀬からわざわざ大和の体育館に来て練習している子も、今もう4、5人います。それぐらい、好きな子は好きなんです。ほかの町村では子供たちにバドミントンを教えている、そういう指導者がいなくて、通ってでも大和に来てくれている。その子供たちがどんどん伸びていったときに、中学校に行ってもバドミントンをしたい。そしたら、向こう奄美市ね、遠方からでも、子供がもしバドミントンしたかったら、じゃ、自分たちも一緒に、今、宮古崎トンネルもできてね、通勤距離も近くなりました。であれば、大和村に親子で移住して

来て、子供の好きなことをさせて、自分たちはそこからまた向こうにお仕事通えばいいとか、そういう御両親も父兄の方もおられると思います。そう考えたときに、企画観光課として移住定住をするためにも、何か、ホームページであったり、いろんなことを活用してですね、大和村に来てくれませんか、大和村に来たらバドミントンができますよと、そのかわり住宅とか、定住住宅とか、公営住宅とか、そういうのをちゃんと用意しますので、どうぞ来てくださいということも可能ではないかなというふうに思うんですけど、今後、企画課としてそういうことも検討できないか。やっぱり呼び込むことで大和中学校の生徒の意思もつながりますし、子供たちも増えますよ。子供たちが増えれば、やっぱり増えた分、またまた活気も出てきます。というふうに僕は思っているんですが、企画課として、今後そういうことも検討していく余地がないのかをお伺いいたします。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

将来的な移住定住の促進ということで、議員からの今御意見でありましたように、部活動をしたいと、スポーツをしたいということで移られて来る方というのも想定されるのかなというふうには考えております。また、そういった方々に対して何らかのそういった移住定住に関する施策ができるものなのかどうなのかというのは、やはり私、今、個人的な意見ではこの場で申し上げることはできませんので、庁内で関係各課、上司のほうとも協議をさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

○2番（前田清和君）

大和中学校の推移というのは、令和10年度まで29名ですけど、やっぱり待っていてもね、人は来ないんですよね。行政は待っていても、子供たちの推移を見るだけで、やっぱり呼び込まないと、生徒というのは増えてきません。であれば、行政として何ができるか、教育委員会として何ができるか、やっぱり小規模校は小規模校の良さがあると、教育長さんは言われます。それももちろん僕は大事だと思います。でもやっぱり人数が増えることで競争心であったり、中学校時代のスポーツとか、そういうのを通してね、切磋琢磨して、だから、メリットもあればデメリットもあると思うんですよ。その小規模校の地域に生かした特色ある学校づくりも大事でしょう。でもスポーツを通して大和中という学校が、奄美大島で行ってみたいと思われる、そういう何か一つ目玉になるものがないと、やっぱり子供たち、今後の中学校の存続というのは、やっぱりちょっと先々不安に思うんですよ。であれば、やっぱり行政側からしっかりとそういう周りの方々に、スポーツでもなんでもいいですよ、勉強でもいいですよ、何でもいい。とにかくほかの学校にはない、大和中という、大和中学校というのを一つ作らないと、子供たち、これからのために、やっぱりそれがやっぱり私たち保護者であったり、大人の責任ではないかなと。ただただ見ているだけで、何も行動しなかったら、何も変わらないと思います。ですから、先ほど言ったように、やっぱりそれは担当課長のね、一存で決められません。村長、副村長、みんなで検討していただいて、やっぱり何かやっぱりやっていただきたいんですよ。待っているだけじゃ人は来ません。行動力、実行力だと思っていますので、ぜひそれも今後検討していただきたいなというふうに思います。

○村長（伊集院 幼君）

今、議員がおっしゃった何もやってないということ、今言われましたけれども、我々も子供政策は十分にさせていただいていると思います。ネット塾もやり、これからもやっぱりグローバルに対応した子供たちの育成のために村としてもやっていきたいという思いで、将来のやっぱり村を担うのは、今の子供たちだというふうに思っています。そして、スポーツはまた、私は好きな人はどこにでも通って、スポーツはするんじゃないかなと。今までそういうスポーツを仕掛けて呼び込むというのは、どういう形でやっているか、我々もそこは未知数ですけど、今現在、大島本島で部活動をするために、団体競技をするために学校が合同で大会に出ている姿を見ると、どこも言ってみると生徒の数が減っているという現状があるのかなというふうに思っています。これも一つ、スポーツも一つのきっかけになるかも分かりませんが、私たちとしては、大和村に住んで良かったと言われるような制度づくりを、できることをやっていければ、多分、先ほど申しました協力隊もですけど、移住するのはよっぽどの決断がないとできないと思うんですね。今の住んでいる場所から変わるというのは、やっぱり抵抗があるから、だけど、子供たちを優先するんだとしたら、私は移住して来る、さっき議員がおっしゃったバレーボールをさせるために、もうよそに出て行くという人も出てくるんだとしたら、もうそれは仕方のないことだ我々は思います。しかしながら、その人たちが大和村に住みたいという思いがあればですね、私は自分たちで家を探すなり、もうちょっと定住のためにいろんな要望が来るんじゃないかというふうに思います。我々も今、受け入れでちょっと滞って対応が遅れているものもありますけれども、やはり大和村の良さは何かということ、我々も考えながらやっておりますので、そこら辺は御理解いただきながら、何もしてないという、言い方は私は今言われたもんだから、我々は村はこれ以上、まだやらなければならないというのを、今考えています。ですので、そういう形で、やっぱりその移住定住に向けた取組は、今後も我々も皆さんの意見を賜りながらですね、やっていきたい。やっぱりそれには予算が伴いますので、皆さんの賛同がないと、我々も政策を打ち出せないというところがありますので、その点は今後一緒に、この学校存続も含めてですね、皆さんと一緒にやっていきたいと思っておりますので、どうぞ御理解をいただければと思います。

○2番（前田清和君）

村長、今、私が何もやっていないと言ったら、ちょっと気を悪くされたかもしれませんが、そういう意味じゃなくても、そういう意味じゃないんですよ、やっぱり皆さん頑張っているんですけど、やっぱり何か目に見えるものを、やっぱり打ち出さないと、やっぱりこのままの大和中学校の今後というのは心配なのかなというふうに思っていますので、その点だけ、また行政の方々も大変お忙しい中ですけど、頑張ってくださいなと思います。

その次に、教職員の負担軽減で、令和4年からそういう協議会をもって、その第三者、教職員以外の方々と話をして、一応、休日、祝日、段階的に進めていこうと言っているんですが、これ大体これが動き始めるのは、来年4月ぐらいからの予定でされていますかね。

○教育長（農原弘久君）

答えいたします。その前に、村長がもう十分答弁されましたので、もう蛇足、補足になるんですけども、情報提供いたします。

大島本島内ではですね、このスポーツをやりたいという子供が、別の市町村からある市町村に、その部活動をやりたくて入っています。でもそれは住所を変えております。そして実際住んでいるところは、その学校とは違う町村に住んでいます。通学しています。つまり祖父母のところに住所を移してる。そういう事例もあります。ですので、村長もおっしゃったように、やりたい子はいろんな方法で来るのじゃないかなとちょっと思ったりもしています。そしてまた、ある部活動の名前を出されましたけれども、確かにすばらしい指導者がいると思います。ただ、私課題としているのは、その指導者もいつまでも若いわけじゃなくて、ずっと年老いてきたりもするだろうし、また、そして大和中はこれが強いですよ、おいでくださいと言って、もし成果が上がらなかった場合に、あれ、強くなりますよと言ったじゃないのさと言われるかもしれない。そういう課題もあるかなと思います。

先ほどちょっと答弁しましたけれども、教育委員会同士のルールといたしまして、そういういわゆる引き抜きのそれはやっぱりやめておこうと、きちとした事由の下に、例えば、いじめがあって、いじめられて、この学校にいれないからこちらに出させてくれませんか、という切実な事例のときに合意がなされることがあります。

ちょっと先ほども言いました、ちょっとここでも言いましたけれども、やっぱり村長も答えましたけど、中学校、大和村の学校の魅力を、それぞれ情報発信して、それが口コミで伝わっていけば、やがて部活動のためじゃなくて、大和村に住んでみたいねと思わせる、それが一番かなと思っております。すみません。

じゃ、今の質問ですが、この夏休み明けから段階的に毎週土曜日、毎週でなくても、ちょっと順次試験的にやって、外部指導者といいましょうか、それはやってみましようかという話は進めております。今先ほど名前が出されたバドミントン部は、もうすでにそういう形を取っております、形になっておりますので、その移行はそんなに難しくはないのかなと。ただ課題がですね、生徒の中には、上を目指して、九州大会、全国大会行くぞという子供もおれば、中には、いやいやそこまでならなくていいです、お楽しみで結構ですという子供、生徒もおります。また、学校もそういったところで煮詰めているところなんです。指導者っていうのは、やっぱりそのスポーツに長けた指導者というのは、やっぱりそれなりの実績を持っている方ですので、こういうふうな練習をすれば強くなる、強くさせたいという思いがあります。ただそこに生徒と学校が、いやそこまで結構ですというようなギャップがあるとしたら、またそこにいろんな問題が生じてくるのかなと思いますので、そこら辺をどう埋めていくのかというのが、これから試行的にやっていく中で煮詰めていくことになろうかなと思います。以上です。

○2番（前田清和君）

じゃ、もう段階的にこれは今土曜日はそういう形を取られているということでした。例えばその第三者の教える方々への報酬というか、日当というか、そういうのも一応決まりはあるんでしょうかね。

○教育長（農原弘久君）

国や県からおおまかな指示はありますけど、でもまだ実際に確実にその分出すよとか、はっきりした明確なものはまだございません。ですので、県下で県全体でこれがどんどん進んでいっているかという、そうでもない状況はあります。

○2番（前田清和君）

やっぱりその第三者の方もね、やっぱり仕事をしながら、やっぱりやられていると思うんですよ。いつも夕方6時から8時もバドミントンをしていますけど、仕事が終わってから、その方々はスポーツの会費とか、そういうので自分は幾らかもらっているんでしょうけど、やっぱりみんなそんなボランティアで、そういう指導とかというのは、やっぱり絶対後々負担になってくると思うんですよ。それはまだ国・県がそういう報酬とか、そういうのはまだ決まっています。であれば、これはそんな、もう1日何万とか、何十万とかじゃないと思うんですよ。それは今、またそういう金額が決まってないのであれば、例えば大和村ではそういうのを作って、半日幾らとかね、そういう指導者にそういうのも進めていけるのかなと思うんですよ。まだ決まってないから、今は無報酬でボランティアでやっていますとかいうのであれば、後々負担がかかってきますので、それは教育委員会としても、やっぱり前向きに検討していただきたいと思いますが、いかがです。

○教育長（農原弘久君）

少し私言葉の訂正をさせてください。金額とか決まっておられないというような表現をしたかもしれません。すみません。金額とか決まっておられないというような言い方をしたかもしれません。そこはちょっと訂正いたします。大まかにこれぐらいというのは示されております。ただし、それが明確にいつから支給するよとか、そういったのがまだなものですから、ですので、三つの団体、水泳、バドミントン、テニスは、今しばらくはちょっとボランティアになります。御勘弁ください。という、そういうふうには言っています。

議員さんがおっしゃるように、やっぱり好きでやるとはいえ、やはり自分の時間を費やすわけですので、そこら辺は今後また検討して、国や県からのそういったのを踏まえながら検討していきたいと思えます。

参考までに、各三つの競技の個人に依頼するのではなくて、大和村としてはそれぞれの水泳連盟、バドミントン連盟、テニス連盟に委託するという方法を取ることになっています。ですので、例えば、バドミントン、ある方が今週は自分は忙しいというのであれば、代わりにの方が、じゃ私がやるわと、そういうことができるかなと。少し話を煮詰めているのは、そのいただいたお金を全部その指導したその方が、全部その日もらうんじゃないで、半分いただいて、半分は連盟の活動にプールしていこうか、これは案ですけど、そういう話も進めております。以上です。

○2番（前田清和君）

最後になりますが、教育長、やっぱり学校側と保護者側、そして指導者側と学校の部活動の先生方と、しっかりと話し合いをしながらですね、そこにはしっかりと教育委員会が間に入って、スムーズにそのクラブ活動であったり、こういう子どもの指導者の件も、やっぱり今は本当にその教職員の負担軽減ということで、やっぱり本来であれば、僕の中では、もう教職員じゃなくてもね、各種団体の方々に週4日でも5日でも、夕方仕事が終わってから出して、その分の報酬をあげるという形もあるのかなと、別に学校の先生を平日してもらわんでもね、もうベテランの方々がおられるんだったら、その方々にもう任せたらいいんじゃないのかなという思いもあるんですよ。そうすれば、もう学校の先生方の負担というのは、全くクラブ活動に対してないわけでしょう。それが本当に理想であれば、そういう形も今後は検討していくべきではないかな、祝日、土日だけではなく、平日もというのも、最後に検討課題として、教育委員会にお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（奥田忠廣君）

これで、2番、前田清和君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 4時24分

第 3 回 大和村議会定例会

第 3 日

令和 5 年 9 月 2 2 日 (金)

大 和 村 議 会

令和5年第3回大和村議会定例会会議録

令和5年9月22日（金）

午前10時30分 開 会

1 議事日程

開議の宣告

- 日程第 1 議案第49号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称の変更及び同組合の変更について
- 日程第 2 議案第50号 大和村過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第 3 諮問第 1号 大和村人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 4 議案第51号 大和村簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第52号 大和村集落排水事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第 6 認定第 1号 令和4年度大和村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 認定第 2号 令和4年度大和村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 認定第 3号 令和4年度大和村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 認定第 4号 令和4年度大和村大和診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第 5号 令和4年度大和村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第 6号 令和4年度大和村集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第 7号 令和4年度大和村大和の園特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第 8号 令和4年度大和村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

(決算審査特別委員長報告及び採決)

- 日程第14 議員派遣の件について
- 日程第15 総務建設委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第16 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

閉会の宣告

2 出席議員は次のとおりである。(8名)

- | | | | |
|----|-------|----|-------|
| 1番 | 市田実孝君 | 6番 | 勝山浩平君 |
| 2番 | 前田清和君 | 7番 | 中井文忠君 |
| 3番 | 重信安男君 | 8番 | 宮田 到君 |
| 5番 | 藏 正君 | 9番 | 奥田忠廣君 |

3 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 森 永 学 君 主 査 後 藤 美穂子 君

5 説明のため出席した者の職氏名

村 長	伊集院 幼 君	教 育 長	晨 原 弘 久 君
副 村 長	仲新城 長 政 君	教委事務局長	前 田 逸 人 君
総務課長	政 村 勇 二 君	企画観光課長	大 瀬 幸 一 君
建設課長	早 川 勝 志 君	産業振興課長 兼農委事務局長	福 本 新 平 君
教委指導主事	里 中 卓 麻 君	保健福祉課長	早 川 理 恵 君
会計管理者 兼会計課長	大 石 松 美 君	大和診療所事務長	松 崎 泰 郎 君
住民税務課長	池 田 浩 二 君	大和の園園長	勝 健一郎 君

開会 午前10時30分

○議長（奥田忠廣君）

皆さん、おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。
本日の日程は、配布しております議事日程のとおりであります。

-----○-----

日程第1 議案第49号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称の変更及び同組合規約の変更について

○議長（奥田忠廣君）

日程第1、議案第49号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称の変更及び同組合規約の変更についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称の変更及び同組合規約の変更について、提案理由を申し上げます。

本村も加入する鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称を変更したことに伴い、市町村総合事務組合の規約を改正する必要がある、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称の変更及び同組合規約の変更について、内容の御説明を申し上げます。

伊佐北始良環境管理組合が伊佐湧水環境管理組合に名称を変更したことに伴い、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称の変更及び同組合規約の一部変更について、議会の議決を求めるものであります。

内容といたしましては、鹿児島県市町村総合事務組合規約の別表1及び別表2の中にある名称の変更となります。

御審議方よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第49号を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第2 議案第50号 大和村過疎地域持続的発展計画の変更について

○議長（奥田忠廣君）

日程第2、議案第50号、大和村過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村過疎地域持続的発展計画の変更について、提案理由を申し上げます。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項の規定に基づき御提案申し上げます。

内容につきましては、企画観光課長に説明させますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

大和村過疎地域持続的発展計画の変更について、内容の御説明を申し上げます。

大和村過疎地域持続的発展計画につきましては、令和3年9月定例会で策定いたしておりますが、事業の追加、変更などがある場合は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項の規定に基づき、その都度議会の議決が必要となります。

今回の変更は、区分3、産業の振興の項目に漁港再整備事業、区分6、生活環境の改善の項目に補助水源設備設置事業を追加しようとするものです。

以上で内容の説明を終わります。御審議くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。
これから、討論を行います。
討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。
これから、議案第50号を採決いたします。
お諮りします。
本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 諮問第1号 大和村人権擁護委員候補者の推薦について議会の意見を求める件

○議長（奥田忠廣君）

日程第3、諮問第1号、大和村人権擁護委員候補者の推薦について議会の意見を求める件を議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村人権擁護委員候補者の推薦について、提案の理由を申し上げます。

大和村人権擁護委員の任期満了に伴い、郁島信介氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき御提案申し上げます。

内容につきましては、住民税務課長に説明させますので、よろしく御審議の上、御意見方お願いをいたします。

○住民税務課長（池田浩二君）

大和村人権擁護委員候補者の推薦について、内容の説明を申し上げます。

提案の理由にもありましたとおり、人権擁護委員の森千賀子氏が、令和5年12月31日付けで任期満了するのに伴い、郁島信介氏を選任しようとするもので、学歴、職歴等につきましては、議案書に添付しているとおりでございます。

以上で内容の説明を終わります。御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。
質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

諮問第1号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、諮問第1号、大和村人権擁護委員の推薦について採決いたします。

本件は、適任と認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号、大和村人権擁護委員の推薦について議会の意見を求めることについては、適任と認め答申することを決定いたします。

-----○-----

日程第4 議案第51号 大和村簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について

○議長（奥田忠廣君）

日程第4、議案第51号、大和村簡易水道事業の設置等に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

令和6年4月1日より簡易水道事業を公営企業法適用に移行することに伴い、大和村簡易水道事業の設置等に関する条例を制定する必要が生じたので御提案いたします。

内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○住民税務課長（池田浩二君）

大和村簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について、内容の説明を申し上げます。

令和6年4月1日から、公営企業法適用へ移行することから、条例を制定する必要が生じました。本村においては、公営企業法の一部の適用である財務規定の適用となります。

第2条において、公営企業法の財務規定の適用を定めております。第3条において、経営の基本と給水「区域を定め、第4条、第5条において、重要な資産の取得及び処分、議会の同意を要する賠償責任の免除と、第6条において、会計事務の処理を会計管理者に行わせることを定めております。第7条において、議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等について、議会の議決を要する金額を定めております。第8条において、上半期及び下半期において業務状況の説明書類を作成し、提出することを定めております。

以上で内容の説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第51号を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第52号 大和村集落排水事業の設置等に関する条例の制定について

○議長（奥田忠廣君）

日程第5、議案第52号、大和村集落排水事業の設置等に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村集落排水事業の設置等に関する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

令和6年4月1日より、集落排水事業を公営企業法適用に移行することに伴い、大和村集落排水事業の設置等に関する条例を制定する必要が生じたので御提案いたします。

内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○住民税務課長（池田浩二君）

大和村集落排水事業の設置等に関する条例の制定について、内容の説明を申し上げます。

令和6年4月1日から公営企業法適用へ移行することから、条例を制定する必要が生じました。本村においては、公営企業法の一部の適用である財務規定の適用となります。

第2条において、公営企業法の財務適用の適用を定めております。第3条において、経営の基本と処理区域を定め、第4条、第5条において、重要な資産の取得及び処分、議会の同意を要する賠償責任の免除、第6条において、会計事務の処理を会計管理者に行わせることを定めております。第7条において、議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等について、議会の議決を要する金額を定めております。第8条において、上半期及び下半期において業務状況の説明書類を作成し、提出することを定めております。

以上で内容の説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第52号を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

日程第6 認定第1号 令和4年度大和村一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第7 認定第2号 令和4年度大和村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第8 認定第3号 令和4年度大和村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第9 認定第4号 令和4年度大和村大和診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第10 認定第5号 令和4年度大和村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第11 認定第6号 令和4年度大和村集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第12 認定第7号 令和4年度大和村大和の園特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第13 認定第8号 令和4年度大和村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（奥田忠廣君）

日程第6、認定第1号、令和4年度大和村一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第13、認定第8号、令和4年度大和村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、以上の8件を一括議題といたします。

決算審査特別委員長に委員会の報告を求めます。

○決算審査特別委員長（前田清和君）

皆さん、おはようございます。ただいま議長の許可をいただきましたので、委員長報告をさせていただきます。

決算審査特別委員会に付託を受けました認定第1号、令和4年度大和村一般会計歳入歳出決算の認定及び認定第2号から認定第8号までの令和4年度各特別会計歳入歳出決算の認定の審査を3日間の日程で行いました。

9月5日の事業箇所の現地調査から始まり、9月13日及び14日の2日間審査を行いました。提出された決算書や主要施策成果表及び監査委員の意見書などを基に、詳細に審査を行い、本委員会に付託された8件の決算を、いずれも認定すべきものと決定いたしました。

審査の過程での主な内容を報告いたします。

一般会計決算についての質疑では、総務課については、消防団員の手当について質問があり、手当については報酬などとは違う考え方であり、団員確保という観点であれば年報酬などについて考えたいとの答弁がありました。

ほかに、住宅確保や住宅敷地の管理、公債費の繰上償還、実質収支などについて質疑がなされましたが、省略いたします。

次に、企画観光課については、アマミノクロウサギ研究飼育施設整備事業の商品開発支援業務についての質問があり、村内7事業者、奄美市1事業者、島外2事業者の60品目の商品開発がされており、奄美市住用町の遺産センターで3日間、プレ販売会を行ったとの答弁がありました。

また、大和村集落まるごと体験事業で設置されている集落看板について質問があり、観光客に各集落を知ってもらうため、道案内のほか、集落内の景観地なども案内しているとの答弁がありました。

ほかに、中長期滞在型住宅管理、路線バスのつり銭、自然保護協議会の事業内容などについて質問がなされましたが、省略いたします。

次に、住民税務課について、ハブの捕獲数の推移について質問があり、ハブを捕獲する方の大和村への転出入など、個人的な関係で令和4年度は捕獲数が令和2年、3年度と比べて減少したとの答弁がありました。

また、温暖化対策推進業務について質問があり、役場をはじめとする公共施設で太陽光や風力などの発電の可能性と将来性について調査を行ったとの答弁がありました。

ほかに、奄美大島ネコ対策事業、海岸漂着物ごみの作業班などについて質疑がありましたが、省略いたします。

次に、産業振興課について、ウッドチップ購入について質問があり、肥料価格が高騰したため、土づくりを目的として購入したとの答弁がありました。

また、まほろば水と森公園再整備委託業務の中で、植物の紹介ができるような取組がないかとの質問があり、再整備委託業務の中で公園内の季節の植物を紹介する看板設置を検討しているとの答弁がありました。

ほかに、草刈り作業班の人数や保険、サンゴ礁保全、農地中間管理事業、農業振興講習会等の質疑がありましたが、省略いたします。

次に、建設課について、名音地区の生活道路対策事業での冠水対策についての質問があり、現場を確認しながら対策をしていきたいとの答弁がありました。

ほかに、県道、村道の草刈りや大和港海岸長寿命化計画の質疑がありましたが、省略いたします。

次に、保健福祉課について、高齢者ポイントアップ助成事業について、利用されている人が限定されているとの質問があり、外出、健康づくりが目的の事業で、今後、アプリの併用も考えているとの答弁がありました。

次に、教育委員会について、奨学金の滞納対策について質問があり、電話連絡や来庁面談を行っているが、今後、戸別訪問を行い、子供が返済するか、保護者が返済するかなども話し合っ、納付を促したいとの答弁がありました。

ほかに、給食センターの地場産食材の使用や九州大会以上の保護者の旅費補助等の質問がありましたが、省略いたします。

次に、各特別会計の決算状況については、本年度も全体的に見ても黒字決算であり、健全な財政運営が行われていることは、大変喜ばしいこととあります。

簡易水道において、公営企業会計システム導入の質疑の中で、公営企業会計の適用での料金徴収

や使用料改定について質問があり、公営企業法では現在ある出納整理期間がなくなるため、3月までに徴集しないと翌年度への未収金となってしまいます。料金改定については、考えないといけないことが、今後予想される。そうなった際には丁寧に説明をするとの答弁がありました。

次に、国民健康保険において、1人当たりの保険給付費が減少していることについて質問があり、医療費については令和4年度はコロナの影響で病院へ行く回数が減ったためだと思われるとの回答がなされました。

ほかに、各特別会計に関する関連質疑がありましたが、省略いたします。

最後に、当委員会では委員長の報告と併せて議会の意見をとりまとめていますので、意見として取り上げていただくよう申し上げ、令和4年度決算審査特別委員会の委員長報告を終わります。

○議長（奥田忠廣君）

これで、委員長報告を終わります。

ただいま、決算審査特別委員会委員長から報告がありましたが、決算審査特別委員会は議長を除いてすべての議員が委員となっています。

したがって、認定第1号から認定第8号までの委員長報告に対する質疑は省略いたします。

これから、各認定議案の討論及び採決を行います。

最初に、認定第1号、令和4年度大和村一般会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、認定第1号、令和4年度大和村一般会計歳入歳出決算の認定の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（奥田忠廣君）

起立多数であります。

したがって、令和4年度大和村一般会計歳入歳出決算については、認定することと決定いたしました。

次に、認定第2号、令和4年度大和村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、令和4年度大和村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（奥田忠廣君）

起立多数であります。

したがって、令和4年度大和村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号、令和4年度大和村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、令和4年度大和村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（奥田忠廣君）

起立多数であります。

したがって、令和4年度大和村国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号、令和4年度大和村大和診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、令和4年度大和村大和診療所特別会計歳入歳出決算の認定の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定するに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（奥田忠廣君）

起立多数であります。

したがって、令和4年度大和村大和診療所特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定いたしました。

次に認定第5号、令和4年度大和村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、令和4年度大和村介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定するに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（奥田忠廣君）

起立多数であります。

したがって、令和4年度大和村介護保険特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号、令和4年度大和村集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、令和4年度大和村集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（奥田忠廣君）

起立多数であります。

したがって、令和4年度大和村集落排水事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定いたしました。

次に、認定第7号、令和4年度大和村大和の園特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、令和4年度大和村大和の園特別会計歳入歳出決算の認定の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定するに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（奥田忠廣君）

起立多数であります。

したがって、令和4年度大和村大和の園特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定いたしました。

次に、認定第8号、令和4年度大和村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、令和4年度大和村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（奥田忠廣君）

起立多数であります。

したがって、令和4年度大和村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定いたしました。

次に、決算特別委員会の意見についてをお諮りいたします。

本意見を議会の意見として村長に提出したいと思えます。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、決算特別委員会の意見を議会の意見として村長に提出することに決定いたしました。

-----○-----

日程第14、議員派遣の件について

○議長（奥田忠廣君）

日程第14、議員派遣の件についてを議題といたします。

議員派遣の件については、お手元にお配りしましたとおり派遣することにしたいと思えます。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、お手元にお配りしましたとおり派遣することに決定いたしました。

なお、議員派遣及び日程等に変更が生じた場合には、議長に一任していただきたいと思えます。

異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣に変更が生じた場合には、議長に一任することに決定いたしました。

-----○-----

日程第15 総務建設委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（奥田忠廣君）

日程第15、総務建設委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

総務建設委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本村の振興に関する事項及びその他の所管事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査することに決定いたしました。

-----○-----

日程第16 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（奥田忠廣君）

日程第16、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました次期定例会等の本会議の会期日程など、議会の運営に関する事項等について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査することに決定いたしました。

これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

以上をもちまして、令和5年第3回大和村議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時05分